

# 決算特別委員会会議録

開会 令和2年9月15日

閉会 令和2年9月24日

寒川町議会

出席委員 吉田委員長、中川副委員長  
山田委員、横手委員、黒沢委員  
関口議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長  
新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木副主幹、長瀬主査  
深澤企画部長、高橋企画政策課長、三橋主幹、石黒副主幹、佐野主査  
菊地財政課長、大平副主幹、吉田副主幹、丹内主査  
青木広報戦略課長、村瀬専任主幹、木下副主幹、木内主査、渡邊主査  
野崎総務部長、三橋総務課長、高木専任主幹（兼）寒川文書館長、三澤副主幹、高橋主査  
関根施設再編課長、杉崎副主幹、守屋主査  
大八木税務課長、池田副主幹、鳥海副主幹、遠藤主査  
原田収納課長、瀬戸副主幹、吉野副主幹  
戸村町民部長、池田協働文化推進課長、越原副主幹、奥谷副主幹、鈴木主任主事  
高木町民安全課長、青木副主幹、工藤副主幹、齋藤主任主事  
徳江町民窓口課長、岡野副主幹、筒井主査、岩崎主事

## 案 件

(付託議案)

1. 議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

---

令和2年9月15日

午前9時00分 開会

【関口議長】 それでは、皆さん、おはようございます。本会議が始まりまして、いよいよ本日より決算審査に入っております。昨日は、国においても菅総理が誕生いたしました。本日組閣ということになるんだろうと思うんですが、明日どういう形でこれから動いていくかということもあると思いますし、また、国政選挙がどのような形になっていくかということも、これからの動きになると思いますけれども、我々も緊張感を持ちながら議会の一つ一つの行事をこなしてまいりたいと思いますので、お世話になりますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、本日から24日にかけて決算特別委員会が開催される運びになりますので、よろしくお願い申し上げます。本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして5名の委員を選出しておりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。5名の委員の皆さんには大変ご苦勞をお

かけますけども、どうか慎重審査をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の関係もございますので、特に質疑等は簡潔、また明瞭に効率よく審査を進めていただければありがたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、決算審査を進めるに当たりまして、まず委員長をお決め願うこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は、くしくも黒沢善行委員ということでありまして。時代が随分変わったなという感じがいたしておりますけども、恐れ入りますが、黒沢委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、黒沢委員、こちらの座長のお席にお移りいただいての進行をよろしくお願ひいたします。

(黒沢善行委員、座長席へ移動)

【黒沢座長】 ただいま議長よりご指名がございました。委員長の選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今、議長から、くしくもというお話がありましたけど、実は私は座長をやるのは2回目でございます。若干2回目ですので、慣れておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速委員長の互選に入りたいと思っております。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【黒沢座長】 ただいま推選という声がございました。推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢座長】 異議なしということでありまして、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思っております。

中川委員。

【中川委員】 吉田委員にお願いできればと思っております。年少委員ということ。

【黒沢座長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢座長】 ただいま吉田委員というお声がありましたけれども、委員長職を吉田委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢座長】 それでは、吉田委員長、こちらの委員長席にお移りください。私の座長としての役目はこれで終わりとなります。大変にありがとうございました。

(吉田悟朗委員、委員長席へ移動)

【吉田委員長】 それでは、ただいまご推薦をいただき、決算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和元年度各決算審査の進行役を務めさせていた

だくわけではございますが、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶と代えさせていただきます。

それでは、まず委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということのようでございますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【吉田委員長】 それでは、ただいま委員長一任というお声をいただきましたので、僭越ではございますが、私からご指名させていただきたいと思っております。それでは、副委員長を中川委員によりしくお願いいたします。副委員長、こちらのお席にお願いします。

(中川登志男委員、副委員長席へ移動)

【吉田委員長】 それでは、ありがとうございます。中川副委員長、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

【中川副委員長】 それでは、委員長からのご指名ということでございますので、大変僭越でございますが、副委員長を務めさせていただきます。中川でございます。よろしくお願いいたします。委員長を支えて円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 それでは、ここで打合せのため暫時休憩させていただきます。再開は9時15分とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定についての5案件でございます。

なお、審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、審査の進め方でございますが、タブレットにあります決算特別委員会審査日程表(案)のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、9月24日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

それでは、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいという申出がございますので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

寒川町長、木村俊雄さん、ご挨拶をお願いいたします。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長より許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

季節も9月半ばとなり、ようやく朝晩過ごしやすいかなどという感じにもなってまいりました。店先にも秋の味覚が並んでおり、ようやく秋が迎えられたのかなというような実感をしているところでございます。

さて、委員の皆様におかれましては、本日より寒川町一般会計並びに各特別会計の令和元年度の決算の審査をお願いするわけでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。予算の執行に当たりましては、歳入科目はもちろんです、歳出科目におきましても適正な執行に努めてまいりました。また、町民の皆様には、寒川町に住んでよかったなどと思ひただけのまちづくりに、あるいは施策に取り組んできたところでございます。具体的な内容につきましては、それぞれ各担当より説明申し上げたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、冒頭の私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉田委員長】 ありがとうございます。それでは、暫時休憩いたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次、課等ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑応答をいたしますので、ご承知おきください。また、タブレットの説明者欄に記載している課長等が同席させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして、質疑については明瞭簡潔にさせていただきます。効率よく審査を進めてまいりたいと思ひますので、ご協力をお願いいたします。また、記載されている予定どおりにされているところまでは何としても終わらせたいというところでございますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

決算書のページ等については、タブレットにあります課等の決算特別委員会説明（参考資料）に記載がございますので、ご参照くださるようお願いいたします。

それでは、次に、企画部長より決算の概要につきまして、説明をしたいとの申出がございますので、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長、入室のため暫時休憩といたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より、決算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、令和元年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度決算の概要を説明するに当たりまして、令和元年度予算編成時の状況についてご説明させていただきます。

国においては、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針を堅持し、600兆円の経済の実現と経済再生と健全化に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指し、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしており、地方公共団体に対しては、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保するなど、自助の精神を持って自らのアイデアで自らの未来を切り開いていくことが求められておりました。

また、県におきましては、歳入全体が減額となる一方、歳出面では、急速な高齢化や幼児教育の無償化などに伴いまして、介護・医療・児童関係費に加え、公共施設の更新などに多額の費用がかかる想定の下、予算、人、時間という限られた資源を最大限活用し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、廃止、休止を含めた事業の見直しを進め、真に必要な施策、事業に財源を重点的に配分することとしておりました。

こうした中、町の財政状況は、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加や子育て支援に伴う児童関係経費の増加などにより、町税収入と義務的経費の差が年々縮まり、財政硬直化がより一層進んでいる中、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためにも必要不可欠となる田端西地区の拠点整備や老朽化する公共施設の更新費用など、今後多くの財源を確保しなければならない状況でございました。

しかしながら、このような状況を踏まえつつも、魅力あるまちづくりを推進し、人口減少社会の中でも選ばれる町を目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的推進と町総合計画さむかわ2020プラン後期基本計画の最終実施計画である第3次実施計画の中間年でもあり、後期基本計画の着実な推進を図りつつ、効率的、かつ効果的な施策実施に向け、令和元年度の予算編成基本方針として、1つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく取組の推進、2つ目は、歳入の確保の推進、3つ目は、既存事業の効果から見た事業の見直しという3つの基本方針を掲げ、予算編成を行い、令和元年度予算に関して議決を賜ったところでございます。

その結果となる令和元年度決算の概要につきまして、既に配付させていただいております令和元年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書に基づきご説明申し上げたいと思います。お手元に配付しております令和元年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の1ページをご覧ください。

こちらの決算の概要にも記載のとおり、令和元年度一般会計の決算額は、歳入で161億3,037万円、歳出で148億6,188万円となり、前年度対比では歳入は3億8,280万2,000円、2.4%の増、歳出は2億3,617万円、1.6%の増となりました。これにより形式収支は12億6,849万円となり、翌年度に繰り越す1億9,165万2,000円を控除した実質収支も10億7,683万8,000円と黒字となっております。

また、単年度収支につきましては赤字となりますが、財政調整基金の積立てと取崩しの差額により実質単年度収支についても黒字となっております。

次に、歳入決算の状況でございます。5ページをご覧ください。令和元年度の歳入決算額は161億3,037万円で、前年度と比較し3億8,280万2,000円、2.4%の増となり、自主財源と依存財源の構成比割合は71.3対28.7で、前年度と比較して1.8ポイント依存財源が増となっておりますが、この主な理由といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴うものや小学校普通教室等の空調機設置工事に伴う国

庫支出金等の増によるものでございます。

なお、詳細につきましては、6ページ、第3表歳入の状況でご確認をお願いいたします。

7ページをご覧ください。町の歳入の太宗を占める町税についてご説明申し上げます。まず、下段4表町税の内訳をご覧くださいますと、全ての税目について前年度を上回る決算額となっております。町民税につきましては、個人所得の増や企業収益の増に伴い1億2,948万9,000円、3.8%の増となっております。また、固定資産税につきましては、法人の設備投資等に伴う償却資産の増や新築家屋の増などに伴い7,153万4,000円、1.6%の増となっております。以降、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税の増を加え、町税全体では2億1,711万5,000円、2.5%の増となりました。

次に、歳出決算額について目的別に主な増減についてご説明申し上げます。17ページをご覧ください。まず、2款総務費でございます。こちらにつきましては、令和元年度決算額は25億210万8,000円で、前年度比1億1,308万4,000円、4.3%の減となりました。これは町の認知度向上を目的に行われたストリートスポーツの世界大会であるアークリーグ開催事業費の増があるものの、財政調整基金積立金の減やふるさと納税寄附額の減少に伴うふるさと納税推進業務委託料などの減によるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、令和元年度決算額は54億3,522万円で、前年度比1億3,430万円、2.5%の増となっております。これは、町単独補助の激変緩和措置が終了したことに伴う民間保育所運営費等補助金の減や私立幼稚園就園奨励費補助金の減、償還終了に伴う（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計繰出金の減などがあるものの、障害福祉サービス費の増や幼児教育・保育の無償化により子育てのための施設等利用給付費の増のほか、子どものための教育・保育給付費の増などによるものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、令和元年度決算額は14億1,198万9,000円で、前年度比8,424万2,000円、6.3%の増となりました。これは、焼却灰資源化処理委託料などの減があるものの、青少年広場公衆便所設置工事や美化センターの浄化槽汚泥貯留槽修繕のほか、可燃・不燃ごみ処理業務委託料の増などによるものでございます。

次に、6款農林水産業費でございますが、令和元年度決算額は1億1,555万5,000円で、前年度比2,984万2,000円、34.8%の増となりました。これは、大蔵地内の農業用排水路補修工事の減があるものの、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の増や、花川用水路にかかる農業水利施設予防保全対策工事などの増によるものでございます。

次に、8款土木費でございますが、令和元年度決算額は15億959万1,000円で、前年度比2,694万6,000円、1.8%の減となりました。これは、田端西地区組合土地区画整理事業助成金や危険ブロック塀等防災工事事業補助金などの増があるものの、寒川駅土地区画整理事業の換地処分にかかる清算金の減などによるものでございます。

次に、9款消防費でございますが、令和元年度決算額は6億4,135万4,000円で、前年度比1,768万8,000円、2.8%の増となっております。これは、救急活動事業の機械器具購入費や消火栓維持管理負担金の減があるものの、消防車両等整備事業費の増や非常備消防活動事業費の機械器具購入費などの増によるものでございます。

次に、教育費でございますが、令和元年度決算額は18億3,138万2,000円で、前年度比1億7,978万

1,000円、10.9%の増となりました。これは、小学校用地購入事業費や町民センターホール天井材落下防止ネット張り工事などの減があるものの、小学校普通教室等空調機設置工事の増や旭が丘中学校便所大規模改修工事の増のほか、総合図書館の修繕にかかる維持管理経費の増によるものでございます。

最後に、11款公債費でございますが、令和元年度決算額は9億7,998万7,000円で、前年度比8,105万7,000円、7.6%の減となりました。これは、利子では高利率であった地方債の償還や償還年数の経過に伴う減のほか、元金ではさむかわ中央公園整備事業債や減税補填債などの償還終了によるものでございます。

以上、歳出の目的別に主な増減についてご説明させていただきましたが、以降19ページでは、第8表として、歳出決算額の性質別内訳について記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。また、25ページから28ページまでで町債の状況を、また、29ページから38ページまでで最近10年間における町の財政状況について記載しておりますので、合わせてご参照いただければと存じます。

なお、これまでご説明させていただきました令和元年度の決算に対します町監査委員の決算審査における意見でございますが、令和元年度寒川町決算審査意見書の46ページから47ページ、11のむすびの中の記述を読み上げ、決算審査意見としてご報告させていただきます。

47ページの中ほどの段落をご覧ください。「令和元年度決算については、自主財源である町税収入の増などがあったが、国施策の幼児教育・保育無償化の開始による負担金や田端西地区組合土地区画整理事業開始等に伴い歳入歳出ともに前年度より増額し、実質単年度収支は黒字となった。また、地方債の償還が進み、地方債残高減少傾向にあることから、財政指標からは一部改善傾向が見られるものの、引き続き財政の硬直化にある。人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う社会保障関係経費の増加、新たな産業拠点として期待される田端西地区のまちづくり事業、老朽化が進む公共施設等の再編化、長寿命化への対応などの直面する課題に対して、持続可能となるような財源確保に向けた中長期的な財政計画が必要となってくる。

寒川町の認知度向上のため29年度に掲げた町のブランドスローガン『「高座」のこころ。』のさらなるPRや平成31年4月には、BMXフラットランド、スケートボード、ブレイクダンスの3競技の世界大会であるアークリーグを開催し、国内外に対して町の認知度向上や魅力の発信に寄与するなど、様々な事業に新たに着手した。また、移住定住の促進、住み続けたい、住んでみたいと思われるような魅力あるまちづくりに向けて最少の経費で最大の効果が上げられるよう、効率的で効果的な行財政運営に努めてほしい」との審査意見をいただいたところでございます。

町といたしましては、こうした町監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降議員の皆様からのご意見、ご提言を賜ることで、さらなる工夫、改善に努め、町民の皆様からの負託に応えるべく、持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、住んでいてよかったと言われるよう効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後各担当から決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また決算特別委員会説明資料に基づき詳細な説明がありますので、よろしく願い申し上げます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。貴重なお時間を



割いていただき誠にありがとうございました。

【吉田委員長】 ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩といたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議会事務局が所管する内容について説明をお願いいたします。

新藤事務局長。

【新藤議会事務局長】 改めまして、皆さん、おはようございます。

議会事務局が所管いたします令和元年度歳入歳出決算につきまして、ご報告申し上げます。説明につきましては亀井次長より、質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくご審査のほどお願いいたします。

【吉田委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和元年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は51、52ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与であります。議会事務局職員5人分の給料、職員手当等共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。議会運営経費の議会調査等活動費でございます。旅費につきましては、議員の各常任委員会の行政視察に伴う交通費、宿泊代及び最終処分場の視察にかかる経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、各会派等への政務活動費でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。議会調査等活動費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。議会運営経費の議会交際費でございます。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費でございます。対応件数は全体で64件でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。議会交際費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の6ページをご覧ください。議会運営経費の議員健康管理経費でございます。委託料は、議員の健康診断と大腸がん検診の委託料を医療機関へ支払ったものでございます。受診者は16名でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。議員健康管理経費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の7ページをご覧ください。議会運営経費の議会運営事務経費でございます。議会運営の効率化を図るためのもので、報償費は、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。旅費は、各常任委員会の行政視察に伴う事務局職員の随行経費や執行部職員の同行経費、最終処分場への随行経費、一般事務の普通旅費でございます。不用額につつま

しては、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の消耗品は、主な経費は図書室に備えてごさいます加除式図書の追録代経費ですが、ほかに新聞4紙や定期刊行物の購読料、視察時の手土産代その他事務消耗品等でございます。食糧費は、来客用コーヒー代や他の自治体からの視察来庁時における茶菓子代でございます。視察の受入れにつきましては、件数で8件、人数では議員と随員職員合わせますと72名の方が本庁に来庁されています。不用額につきましては、視察の受入れが当初の予定より少なかったためでございます。役務費は、議員控室のインターネット回線使用料でございます。委託料は、議場音響システムの保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載してございますが、主な不用額は、特別委員会等の視察が未実施だったことによるものでございます。

負担金補助及び交付金は、神奈川県町村議会議長会及びなぎさブロック会議への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県下の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。

続いて下表をご覧ください。議会運営事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページ、20款諸収入4項1目雑入8節雑入38万2,895円でございます。各議員にご負担いただいているタブレット端末の負担金、会派や議員ごとをお願いしている複写費の利用代金でございます。タブレット端末の負担金31万6,500円を使用料及び賃借料に充当しているほか総務課が所管する印刷事務経費に3万6,395円を充当してございます。また、差額の3万円は、全国町村議会議長会より昨年10月に発生した台風19号の被害に対し、災害救助法が適用された町村の議会へ見舞金として支給されたものでございます。

次に、タブレット資料の8ページをご覧ください。議会公開事業費であります。議会の公開性を確保し、開かれた議会の推進を図るためのものでございます。需用費の消耗品費は、会議録用の紙を購入したものでございます。印刷製本費は、「議会だより」の印刷代でございます。定例月後の年4回発行いたしました。1ページ当たりの単価は2.1円、ページ数につきましては、全体で74ページとなっております。役務費は、本会議のインターネット放映にかかるNTTの回線使用料でございます。委託料は、会議録作成委託料、会議録検索システム委託料、インターネットによる議会配信委託料でございます。それぞれの委託料の内訳及び不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。議会公開事業費の特定財源であります。歳入番号①、決算書は45、46ページ、20款諸収入4項1目雑入1節議会費雑入4万円でございます。平成31年2月1日から施行いたしました寒川町議会だより広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、議会だより印刷製本費に充当してございます。

以上で、議会費の令和元年度決算の説明を終わらせていただきます。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。それでは質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** それでは、8ページの議会公開事業費で、会議録検索システムのアクセス数と、それから会議の映像のアクセス数、それからあとは、本会議の録画による映像へのアクセス数を過去3年間

で推移を教えてください。

【吉田委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それではただいまのご質問にお答えいたします。会議録の検索の件数ですが、平成29年度1,627件、平成30年度1,393件、令和元年度1,946件でございます。あと、本会議のライブアクセス数でございますが、平成29年度がライブアクセスが2,390件、録画が3,136件、平成30年度のライブアクセス数が1,837件、録画のアクセス数が1,497件、令和元年度のライブアクセス数が2,441件、録画アクセス数が1,497件です。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 件数の件は分かりました。アクセス件数は検索システムが増えているんですね。減っているのは、録画がライブ中継に関しては30年度だけ減っていますが、元年度はまた増えているということで、これに関しては議会改革でもやっていますので、これから認知度を上げていくための方策というか、何か工夫はされる予定はあるのでしょうか。

【吉田委員長】 新藤局長。

【新藤議会事務局次長】 アクセス数の改革の件ですけれども、まさに今山田委員もおっしゃっていたように、会議の中での任意の団体ではありますが、議会改革推進委員会の外部部会の中で検討している内容かと思えます。それに基づいて議会事務局としては、方向性を決めていただければ、議会事務局としてサポートしていくという体制を整えております。予算の問題であったり、システムの問題であったり、そういうことに対して部会で結論を出していただければ、それに沿った事務局のサポート体制は整えていると考えてございます。また、視聴件数は、減っている部分もありますし、伸び悩んでいる部分はありますが、「議会だより」以外に広報媒体としては必要なものだと考えておりますので、1つの役割ということでは担っていると考えております。

以上です。

【吉田委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 1点だけ。Wi-Fiの環境が極めて劣悪なときがあります。つながらないようなときがあるんですけど、これに対して何らかの対策をされているのかどうか、それについて幾らかの費用が使われたのかどうかお聞かせいただけますか。

【吉田委員長】 鈴木副主幹。

【鈴木副主幹】 議員控室のWi-Fiの関係かと思えます。たまに電波状態が悪くなることを申し訳なく思います。原因を今探っているところなんですけど、確たる原因というのがまだつかめていない状況でございます。機械の交換なのか、外部の電話から取り込むところなのか、庁舎内の問題なのか今究明しているところでございますので、もう少々お時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 たまにじゃなくて、結構しょっちゅうな状態で、パソコンで、結局このインターネ

ット環境は自分でWi-Fiルーターを持ち込んだほうがいいんじゃないかと思うときがあるんです。だからその辺をはっきりさせないと、ここでネットの検索先は当然タブレットもありますから、いいんですけども、その辺をどのように考えているのかなど。いつもパソコンで検索しようとする、みんなストレスになっているようなところが、正直言って、たまにじゃなくて、しょっちゅう、かなり頻繁にあって、この時代にそういう状況というのがどうなのかなと思うところがあります。今聞いたのは、まだ改善すべきところがどこなのかわからないから、改善にお金はかけていないという考え方でよろしいのか、そこだけ教えてください。

【吉田委員長】 鈴木副主幹。

【鈴木副主幹】 今まだ原因を確認しているところで、ルーターの機械の交換だけで済むのか、それとも電話のそもそもの回線の機械の交換なのか、業者にも当たったりはしているところです。それに応じて原因が分かり次第予算等も今後検討を視野に入れていきたいと考えております。できれば現行の状況で快適に使えるように事務局としても対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、企画部企画政策課の説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 改めて、よろしく願いいたします。

それでは、企画部3課の決算審査をお願いいたします。まず、今、委員長からご案内のありました企画政策課の決算審査でございます。説明につきましては高橋課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応しますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、企画部企画政策課秘書担当及び企画行革担当所管の令和元年度決算につきまして、お手元の決算書とタブレット020企画政策課の決算特別委員会説明資料に基づきまして各事業別にご説明させていただきます。

初めに秘書担当の所管でございます。決算書につきましては51、52ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレットの決算説明資料につきましては、2ページをご覧ください。

まず、町交際費につきましては、慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するものでございまして、令和元年度は127件の支出でございました。不用額につきましては、慶弔などの支出案件が想定より少なかったことによる執行残でございます。なお、当該経費の財源については全て一般財源でございます。

続いて、タブレットの3ページをご覧ください。秘書事務経費につきましては、町長、副町長の秘書

事務にかかる経費でございます。報償費につきましては、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代、旅費については、町長、副町長及び秘書担当職員の旅費、需用費につきましては、特別職の就任・退任用の花束、賀詞交換会用の生花等消耗品費、また来客接待用の茶葉代や年始に開催する賀詞交換会のペットボトル飲料及びお茶菓子のための食糧費、また印刷製本費については、賞状用紙に関する経費でございます。役務費につきましては、特別職就退任挨拶状の郵送料や町長応接室の椅子カバーのクリーニング代、使用料及び賃借料につきましては、町長車の運行にかかる駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費については、町功労者への弔慰金1件分でございます。なお、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続いて、タブレット資料は4ページをご覧ください。表彰関係経費につきましては、町表彰式に関する経費でございます。町では、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を修められた方を表彰しております。令和元年度については、11月3日の文化の日に表彰式を開催いたしまして、一般表彰として16名の方と11団体、全体では27件を表彰したところでございます。報償費につきましては、被表彰者への記念品及び賞状収納用の筒にかかるものでございます。需用費につきましては、被表彰者の記念写真や式典用の生花など式典にかかる消耗品費でございます。また、役務費については、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代、使用料及び賃借料は、町表彰式に出演協力いただいた寒川中学校吹奏楽部の楽器運搬用トラックの借上料でございます。なお、当該経費の財源については全て一般財源でございます。

続いて、企画行革担当の所管でございます。決算書につきましては55、56ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費でございます。タブレット資料は5ページでございます。まず、総合計画策定事業費でございます。社会経済環境が急速に変化する中、本町を取り巻く状況を踏まえまして、持続可能なまちづくりを進めるための次期総合計画策定の事業費としてでございます。賃金については、町民ワークショップにおける一時保育の臨時職員賃金でございます。また、報償費については、講演会の講師謝礼、需用費については、ワークショップの事務用品等の消耗品費やペットボトル飲料及びお茶菓子のための食糧費でございます。役務費については、町民アンケートの郵送料、また委託料については、総合計画策定に伴う支援業務委託料でございます。なお、当該経費の財源については、全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料は6ページでございます。広域行政推進事業費でございます。単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、既存の各協議会等によりスケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございまして、負担金補助及び交付金については、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。なお、当該経費の財源については、全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料は7ページをご覧ください。企画行革事務経費でございます。こちらは企画行革担当が所掌いたします業務の経常的な事務に要する経費となっております。まず、報酬については、総合計画審議会委員の報酬、報償費については、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼や当外部委員会の委員及び事務改善提案を行った職員に対する記念品、旅費については、総

合計画審議会委員の費用弁償及び企画行革担当職員の旅費、需用費については、各省庁等への要望活動や有識者からの意見聴取等に当たり持参する手土産代にかかる消耗品費でございます。なお、当該経費の財源については、全て一般財源となっております。

続いて、タブレット資料については8ページ、アークリーグ開催事業費でございます。委託料につきましては、昨年度4月27日から3日間にわたり開催いたしましたアークリーグ世界大会のプロモーション業務や大会直前に行った機運醸成を図るためのリーフレットの全戸配布等の委託料、負担金補助及び交付金については、同大会の開催負担金でございます。

続いて、その下の表をご覧くださいまして、アークリーグ開催事業費の特定財源でございます。まず、歳入番号1、決算書は33、34ページの地方創生推進交付金につきましては、地域再生法に基づき地方公共団体の自主的、主体的、先導的な取組や従来の縦割り事業を超えた取組を支援するものとして、平成28年度から創設されたものでありまして、令和元年度においては、アークリーグ開催事業費のプロモーション業務委託料に750万円を充当するほか、広報戦略課で所管するタウンセールス推進事業並びに産業振興課で所管するエコノミックガーデニング推進事業に充当しておりまして、補助率については2分の1となっております。

続いて、歳入番号の2、決算書は39、40ページの市町村自治基盤強化総合補助金1,123万9,000円、また歳入番号3の、こちら決算書は43、44ページになりますけれども、まちづくり寄附金の100万円、歳入番号4のまちづくり基金繰入金1,026万1,000円についても、アークリーグ開催に伴うプロモーション業務委託料及び開催負担金に充当してございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明をさせていただきます。タブレット資料については9ページ、決算書については41、42ページの16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入のうち総合計画書等売払収入でございます。こちらは総合計画書等の販売による収入に関するものでございますけれども、令和元年度については、実績がなかったという状況でございます。

続いて、決算書は47、48ページの20款諸収入4項雑入1目雑入のうち、その他でございます。こちらは、昨年10月に発生いたしました台風19号の被害に対する全国町村会並びに他県町村会からの災害見舞金でございます。

以上、企画政策課秘書担当及び企画行革担当の令和元年度決算のご説明とさせていただきます。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**【吉田委員長】** それでは、説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** それでは、2点お伺いします。まず、説明書の7ページ、行政改革推進委員会なんですけど、これに関してもう少し詳しい、どういうことをやったのかという説明をお願いします。それと8ページのアークリーグのことなんですけど、去年4月に行われたわけなんですけど、これに関してアークリーグ自体の決算状況というのはどうなっているのか、お知らせしていただきたいと思います。それと、これに関して町からの支出が総額で3,056万円、それに対して国庫支出金とありますけど、この中でその他の財源で342万円ありますけど、これがどこから来たのかももう一度改めてお願いします。

以上です。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず1点目の行政改革推進委員会につきましては、結論から申し上げますと、平成31年度から休止している関係がございまして、特に執行の状況としてはなしという状況でございます。と申しますのも、もともと行政サービス改革につきましては、27年度から29年度については第6次の行革プランということで、プランを立てて推進してきたんですけども、そこで目的としているものですとか効果が、今の2020プランの基本姿勢と目的及び効果が同様だというような整理をさせていただいて、その執行の管理については、総合計画の進行管理の中で行っていくという形に変更したため、また新たに大きな行政サービス改革に関するテーマが生じるまでは、一旦休止という形を取らせていただいたということでございます。

それから、2点目の昨年度のアークリーグの決算状況でございますけども、全体の収支といたしましては、総額約6,500万円でございます。そのうち町の負担金等については、ご説明申し上げましたトータルで3,000万円という状況でございます。

それから、3点目の342万円の関係でございますけれども、こちらについては、財源としては、まちづくり基金からの繰入金として342万円を財源として充てたという状況でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、行政改革推進委員会に関して、2020プランとの関係ということで休止ということで、分かりました。改めてやることができたなら、またやるということで、分かりました。

それと、アークリーグの件なんですけど、今説明があったのでは、町の支出したことに関しての説明でしたけど、これに関してアークリーグ実行委員会の決算状況というものは、この場で説明できるのかどうか、できれば説明していただきたいと思うんですけど、お願いします。

それとあと、342万円の件は、まちづくり基金から出たということで了解しました。それだけお願いします。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 先ほどトータルとしては約6,500万円と申し上げましたけども、まず全体の収益の関係につきましては、企業の協賛金が、細かく申し上げますと、2,711万6,400円でございます。それから2つ目として、町負担金等ということで3,000万円でございます。それから雑収益ということで、会場に設置しました飲食等のブースですとか、選手がエントリーするときのエントリー代ですとか、チケットの収入等々もろもろ含めまして、雑収益としては710万5,680円でございます。これで収益の合計として6,422万2,080円で、先ほど私が約6,500万円と申したのは、この6,422万2,080円という意味でございますので、よろしく願いいたします。

それから支出、費用の部でございますけども、項目が6個ありまして、まず会場設営費が2,670万9,760円でございます。それから2つ目が、プロモーション事業費として1,500万円でございます。それから人件費、スタッフですとか、当日の警備等に関する経費でございますけども、こちらが480万8,712円でございます。それから4点目として、交通費、宿泊費ということで、これは招待選手等も含むと思

いますけれども、382万4,707円でございます。それから賞金及びトロフィーということで1,290万円で  
ございます。最後、雑費で97万8,901円ということで、支出の合計としては、収入の合計と同じく6,422  
万2,080円でございます、これが全体の事業収支の関係でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 アークリーグに関してなんですけど、ということは、まず収入と支出です。これだと  
赤字もなくなる終わったということによろしいんですか。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 そのとおりでございます。

【吉田委員長】 他に質疑はございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 細かいところになりますけど、お答えいただきたいと思います。まず、秘書事務経費  
で、旅費が特別職について公用車で対応したということによる残と説明がありました。毎回こういう説  
明があるんですが、特別職が外に出かける場合、電車で行って旅費を使うケースと公用車を使うケー  
スがあると思うんですけど、そこに明確な決まりというのがあるんですか。こういう場合については電車  
で行きます、こういう場合については公用車を使います、そういった決まりがあった中でこういう結果  
として出てきているのか、それとも今回は車で行きましようという、その時々によって決めているとい  
うことはあまりないかなとは思いますが、そこに明確な決まりというのがあるのかどうか、そこ  
はお答えいただきたいと思います。

それから、総合計画策定事業の中で需用費が、それぞれ事務用品と茶菓の執行残ということで説明が  
ありましたけど、執行率が17%ぐらいあるんですが、どういうことを想定してこの予算を組まれたのか、  
それで事業を進める中で、なぜ事務用品等が必要なくなったのか、さらにはこういったものを使わな  
くてもしっかりとした成果としては出せたのかということをお答えいただきたいと思います。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず1点目の旅費の関係でございます。特別職の旅費、出張に関しましては、  
基本的には安全性ですとか、効率性、また町長の場合は特にそうですけど、移動町長車というような位  
置づけもありますので、原則は公用車で移動していただくということにしております。ただ、例えば  
かなり遠方で公用車でなかなか行かれない場所ですとか、例えば簡単に言えば北海道ですとか、九州  
ですとか、公用車で行くことにむしろ合理性がない場合ですとか、あとは町長も例えば県の町村会等  
でほかの自治体の長の方と一緒に団体行動する場合で、その交通手段が決められているという場  
合は、その決まりにのっとって移動するというようにしておりますので、申し上げたとおり、原則  
公用車なんですけども、いろいろな事情によって違う交通手段を取る場合もあるということで、その  
ための旅費として取っているんですけども、執行がない場合は毎年かなりの部分が残ってしまうとい  
うことでございます。

それから、2点目の総合計画策定事業費で、不用額が多かったこととございますけども、こちらは  
実際執行したのが、町民の皆さんに集まっていたいて行ったワークショップで、模造紙を使ったり  
ですとか、それにいろいろ書いていただくマジック類のセットですとか、あとは付箋もいろいろな色  
の種類



を複数そろえて自由にやり取りしていただくというようなことと、あと、なるべくいいアイデアが出るようにということで、こちらからお茶を出したりですとか、あとお茶菓子をお配りしたりということで、ある意味リラックスした雰囲気の中でできるようにということで支出をしたということでございます。ただ、当初予算を計上したときには、今申し上げた経費のほかに参加していただいた方への記念品ということで、例えば寒川を象徴するような風景写真のようなものを用いてジグソーパズルみたいな形にして、その一つ一つのピースをキーホルダーに収納した形で記念品としてお配りすることで、皆さんが集まれば1つのすばらしい寒川の絵が出来上がる、まちづくりの一員なんですという私どもからのお礼の意味も込めてお配りしようかなということで、そういった経費を計上していたんですけども、実際にワークショップに来ていただいた方と複数回やり取りしていく中で、そういうことよりも、もっとこういう場を作っていくことのほうが大切だと思うので、あまりそういったことは望んでいないという方がかなりいらっしゃったということで、考え方を改めて、お認めいただいた予算だったんですけども、そういう理由で執行しなかったということで、その分の不用額がかなりあったという状況でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 幾つか質問がございますので、お答えいただければと思います。まず、総合計画事業費の中でワークショップを開催されたと思うんですけども、延べの参加人数がどのくらいだったのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、総合計画の中でもワードとして新化するまちという言葉が出てきたと思うんですけども、この言葉は英語にすると、いわゆる進化だとエボリューションだけど、例えばリバースなのか、リボーンなのか、レボリュートなのか、その辺をどう捉えているのか、出てきた言葉なので、決算で聞きたいので教えていただければと思います。

それから、『「高座」のころ。』というブランドスローガンがありますけども、それと新化するまちというのをどうブリッジさせるつもりなのか、それを出てくる中でどう考えているのか、もし今お考えがあるならお聞かせください。

それから、アークリーグで最終的には広告換算費でどのくらい露出されたのか、パブリシティが露出されたのか、それがまず分かるのだったら教えてください。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず、1つずつお答えさせていただきます。総合計画の策定の関係で、延べ人数ですけども、これは講演会ですとか、ワークショップ全体を含めての延べ参加者数としては、247名でございます。それから2点目の進化を英語にするとということですけども、私どもの今の考え方としては、イノベーションという単語が一番近いかなと考えておりますが、これはこれから進めていくに当たって、いろんなことを我々も学ぶと思いますので、もしかしらもっと適切なものが出てきたときには、受け止め方も変化していくのかなと思っております。それから、『「高座」のころ。』と新化の関係でございんですけども、新化というのは、町の将来像ということで、つながる力で新化するまちということなので、町政全体の20年後に目指している方向性と捉えております。

一方、『「高座」のころ。』については、町のブランドということで、ブランディングの一環でございますので、具体的な施策をいろいろ構築していく中で、マーケティングですとか、横手委員さんの専門の関係も十分踏まえながら、いろいろ考えていくんですけども、『「高座」のころ。』という品格と、また優しさの部分、2つの大きな要素がありますが、そのベクトルから外れないようにということで、しっかり根底にあるものとして、ブランディングとしてやっていきたいということでございますので、これは両方がうまくコラボしながら進めていくべきものかなと受け止めております。

それから最後、アークリーグの広告換算の関係につきましては、約2億1,000万円ということで捉えております。

**【吉田委員長】** 横手委員。

**【横手委員】** 分かりました。延べ人数の件は分かりました。それと新化はイノベートということ、それがまた新化する可能性もあるということも分かりました。

3つ目に質問したすごく気になっているのが、要は『「高座」のころ。』と、それから新化するまちという言葉が、それぞれ縦割りになっちゃうのが嫌なんです。全く別のリンクしていない、だからどうブリッジさせるんですかというのを聞いているんです。だからそこがもしないだったら、今から作っていくべきです。これは別の総括なりで提案させていただこうと思うんですが、そこがあまりにもぼらついていると、キャラクターが乱立している自治体がありますよね。あの状態になっちゃうんです。それが嫌だなということで、今苦言じゃないんですけど、質問したと思っただけだと思います。

それから、アークリーグ2億1,000万円、正確な金額が分かるようであれば、実ほどの媒体に出て、最終的に、これも関連していて、1年たって実はここまで出たんだよとか、関連してその後のアフターの部分まで何が出たものがあるんだったら、グロスでどのぐらいになったのかなというのが聞きたかったんです。あの時点での報告の金額と変わっていないという認識でよろしいのかなというところだけ、だから4点目だけ、広告換算費の部分だけもう少し詳細なものが出せるのか、出せないのか、それとも現時点においては2億1,000万円という報告の時点に出てきた金額でとどまらざるを得ないのかだけ教えてください。

**【吉田委員長】** 高橋課長。

**【高橋企画政策課長】** 最後の点でございますけども、先ほど申し上げた約2億1,000万円は大会直後の広告換算費でございましたので、その後のまた推移を追っているのかということは、正直申し上げて、一つ一つは把握したという形での整理はしていないんですけども、当然大会を開催して認知していただいて、また参加していただいたオーガナイザーの内野選手ですとかも含めて、いろいろな機会を捉えてそれぞれ関わった我々も含めて、人間がそういうメディアの方々と関わったり、つながりができたりということで、そういう意味では単に3日間やったということじゃなくて、そこでできたものを生かしていくということで、それぞれの職員、また関わった関係者が様々なつながりを生かしているという意味では、換算費という形では今お出しできないんですけども、目に見えない形でのつながりは、その後もできているのかなとは捉えております。

**【吉田委員長】** 皆さん発言されたようですので、最後に副委員長。

中川副委員長。

【中川副委員長】 最後に1点だけお尋ねします。企画行革事務経費、タブレット7ページになります。ここで当初予算を見てみましたら、国などへの要望活動を増やすということで、予算の段階で30年度が36万円だったのを元年度は47万円に増やしたと書いてございました。決算はただ26万円ということですし、その中の需用費なので、数万円ということになるのかなと思います。どのような要望活動を展開したのか、また思ったほど回数が想定なかったということですが、その辺の背景についてお尋ねしたいと思います。

以上、1点です。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず、令和元年度の予算につきましては、ちょうど先日議決いただきました2040プランの基本構想の策定作業に本格的に取りかかる年度ということであったことから、まずそれに関する経費ということで、総合計画審議会の開催数の増による報酬の増額ですとか、また今お話に出ております国等への要望活動に伴う旅費の増額等によって平成30年度と比較した場合、11万円の増となったという背景がまずございます。そうした中で、ご質問のどのような要望活動を展開したのかという点でございますけれども、概要といたしましては、まずスポーツの国際的な競技大会ですとか、また各種スポーツ施設を整備した場合に関する助成制度等の内容について、日本スポーツ振興センターというTOTOのサッカーくじなんかをやっているところですけども、そこが助成制度を持っておりますので、直接あちらにお邪魔して、ご担当者の方に細かくこちらから問合せさせていただいたり、またあちらからいろいろの助言ですとか、情報交換等を行ったということがございました。

それから、文科省等に対しては、小学校へのエアコンの設置の関係ですとか、あと学校のトイレの改修に関するその時点での町の考え方のご説明等に行ったということもございます。また、同じ文科省に対しましては、中学校の特別教室等へのエアコンの設置の関係ですとか、また文科省のモデル事業であります町立小中学校施設の効率的維持管理に向けた包括的民間委託の関係ですとか、GIGAスクールに関するいろいろな相談ですとか、また意見交換等を令和元年度については行ってきたという状況でございます。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 分かりました。主に文教関係が多かったということでございます。

そのような要望活動を受けまして、その活動の成果と申しましうか、その点をどのように捉えているか、また、そうした元年度の結果を受けて、今後どのような要望活動を展開していこうと考えているか、その点についてお尋ねいたします。

【吉田委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 要望活動の成果でございますけれども、町立学校へのエアコンの設置の関係ですとか、学校のトイレの改修、またGIGAスクールなど、そうしたことに关します国の交付金などの獲得のほか、文科省のモデル事業であります町立小中学校施設の効率的維持管理に向けた包括的民間委託の関係につきましては、文科省のモデル事業ということで採択されるということもありましたので、交付金の獲得ですとか、そうした事業の採択を受けることができたということが成果かなということがまずございます。

また、特に今文科省については、何かあれば担当課の職員の方からも、あちらから逆に町の教育委員会に声をかけていただいたりとか、これまで努力してきた人間関係がありますので、こちらからも相談しやいというような良好な関係が構築できているのかなと思ってございます。

また、今後どのような活動を展開していこうと考えているのかという点につきましては、今申し上げたこれまで培ってまいりました国の省庁等との人間関係をさらに充実、拡大させていくことが、引き続き重要であるかなと考えております。といいますのも、国の省庁の方々からしますと、霞が関にいらっしゃるといふことありまして、住民に最も身近な基礎自治体で起こっている事象ですとか、生の声を直接把握することが非常に重要だと、あちらも考えてくれておりますし、私ども基礎自治体といたしましても、逆に国がどんなことを考えていて、これからどういうことを行おうとしているのか、そういったことを直接知ることができるという点がございまして、そうした連携関係の中で寒川町として何をどのように進めていくべきかを適切に判断することができていくという効果があると考えております。そうした中で今後も引き続き、逆にこちらからも国の省庁等に対して先進的な提案等もできれば、新たな制度ですとか、またモデル事業などの構築にもつなげていくことができるのではないかと考えておりますので、そのような要望活動を展開していきたいと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。再開は10時55分とさせていただきます。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開させていただきたいと思います。

次に、企画部財政課より説明をいただきたいと思います。それでは、執行部より説明を求めます。

深澤部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願ひいたします。次に、今、委員長からご案内のありました財政課の決算審査となります。説明につきましては菊地課長から、また質疑応答については、出席職員全員で対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【吉田委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 皆さん、おはようございます。それでは、企画部財政課所管の令和元年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとに説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳出決算から説明させていただきます。決算書は53から56ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。こちらは、財政事務を行うための財政事務経費であります。旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品は、地方債や交付税という参考図書購入費用、委託料は、行政ソースマッチングサービスワイズバインの予算を計上しておりましたが、無償で提供を受けることができましたので未執行となっております。委託料は、公会計の統一な基準に基づく財務書類作成業務委託料で、不用額は、契約締結に伴う執行残で、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料でございます。下表の財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、財政調整基金積立金になります。一般財源からの積立金7億1,636万8,000円と預金利子分19万7,507円を積み立てたものでございます。

下表をご覧ください。財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子19万7,507円となります。

次に、タブレット資料4ページ、公共施設整備基金積立金は、預金利子の積立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号1、決算書41、42ページの公共施設整備基金利子の488円となります。

次に、タブレット資料5ページ、減債基金積立金になります。こちらも預金利子分の積立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号1、決算書41、42ページの減債基金利子の6,086円となります。

次に、タブレット資料6ページのまちづくり基金積立金になります。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金及びふるさと納税としてご寄附いただいた寄附金から事業費を差し引いた1,546万2,984円と預金利子5万7,429円を積み立てたもので、積立金の総額につきましては1,552万413円で、積立金に不足が生じたため、ふるさと納税推進事業費の委託料より205万8,413円を流用しております。

下表の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書41、42ページのまちづくり基金利子の5万7,429円と歳入番号2は決算書43、44ページのまちづくり寄附金のうち、備考欄に充当した事業費を差し引いた1,546万2,984円を充てております。まちづくり寄附金につきましては、一昨年総務省から制度見直しに伴い当町でもふるさと納税の返礼品を見直しとことにより、昨年より2,645万9,000円の減となり、件数につきましても、1,388件と対前年度1,402件の減となりました。また、平成30年度に引き続き寒川キャットプロジェクトとして、町で活動する野良猫を保護するボランティア団体への活動支援や猫の不妊・去勢手術などを目的としたクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組み、25名の方から56万7,000円のご寄附をいただきました。なお、寄附による税額控除、町からの流出額は約3,876万円で、寄附額より税額控除が上回っており、流出超過となっております。また、備考欄に記載の事業につきましては、年度中に事業に充当しているものでございます。

次に、タブレット資料7ページ、決算書53、54ページの土地開発基金繰出金は、預金利子1万1,729円を繰り出したものでございます。なお、土地開発基金につきましては、繰出しの科目から支出することになっております。下表は、特定財源となりまして、歳入番号1、決算書41、42ページの土地開発基金利子の1万1,729円になります。

次に、タブレット資料8ページ、ふるさと納税事業推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方からの町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配・配送を行うものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料になります。委託料は、ふるさと納税窓口サイトの運営及び返礼品の調達・発送の委託業務に対するものとなっております。なお、先ほど説明いたしましたとおり、まちづくり基金積立金に不足が生じたため、本委託料から205万8,413円を流用しております。なお、特定財源は、歳入番号1、決算書43、44ページのまちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

決算書は61、62ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをご覧ください。契約検査事務経費であります。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。報償費につきましては、

優良建設工事の記念品の購入、旅費では、電子入札事務や検査事務の職員旅費、需用費では、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料では、建設副産物情報交換システムの利用、負担金補助及び交付金では、電子入札共同システム事業の運用及びシステム改修にかかる負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、契約検査事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書45、46ページ下水道事業事務負担金については、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に記載の額を充てており、特定財源を支出済みから差し引いた268万7,250円が一般財源となります。なお、この負担金につきましては、このほか下記記載の事業に記載の額を充当しております。

続きまして、決算書は11款まで飛びまして107、108ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。町債償還元金となります。平成10年度借入れのさむかわ中央公園整備事業債など、償還終了に伴い前年度より6,974万3,071円の減となっております。なお、下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、決算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。元金同様さむかわ中央公園整備事業などの高利率であったときの地方債の償還や償還年数の経過、平成20年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しなどにより前年度より1,131万3,190円の減となっております。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。なお、不用額につきましては、一時借入金の利子の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書は107、108ページ、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算といたしまして、前年度同様5,000万円、補正により3,434万1,000円の増をお願いいたしまして、結果としまして4,981万594円を充当させていただき、残額が3,453万406円となっております。充用先の款別の合計額につきましては、記載のとおりです。充用金額の大きかった事業といたしましては、昨年の台風10号、19号で1,955万49円、職員給与の職員退職手当組合負担金で417万9,989円、寒川駅南口整備事業費で406万1,200円、予備費総額のうち修繕料は1,426万7,029円で、全体の28.6%を占めています。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットは13ページ、決算書は25、26ページをお開きください。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税2,539万5,000円、ガソリンに課される税で道路の延長、面積により案分して譲与されるものです。エコカーの普及やガソリン消費の低迷があり、前年度比で320万3,000円の減となっております。

次に、2項1目自動車重量譲与税7,313万6,000円、検査自動車についての重量に応じ課税される税で、地方揮発油譲与税同様に町道の延長、面積により案分されて譲与されるものでございます。経済対策といたしまして、エコカー減税等により検査自動車が増となり、前年度決算額より268万8,000円の増となっております。3項1目地方道路譲与税10円、平成21年度から地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税に改正されましたが、改正前の滞納繰越分があったため、道路の面積、延長分に応じて全国的に配分されたものでございます。4項1目森林環境譲与税181万3,000円、令和元年度から新設され、間伐や人材育

成、木材利用の促進や普及啓発等のための譲与税でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金389万円、利子等の支払い、または取扱いをする金融機関等を特別徴収義務者とし、県が徴収した県民税利子割額を各市町村にかかる個人県民税収入決算額の割合に応じ交付されるものでございます。県民税利子割の減に伴い減となっております。4款1項1目配当割交付金3,583万3,000円、上場株式等の配当等に対して納められた税を基に交付される交付金でございます。企業業績が良好であったため前年度決算額より426万8,000円の増となっております。

決算書は25から28ページをお開きください。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金2,151万9,000円、上場株式等の譲渡益に対し納められた税を基に交付される交付金でございます。譲渡益の落ち込みにより前年度決算額より616万9,000円の減となっております。

決算書は27、28ページになります。6款1項1目地方消費税交付金8億4,287万1,000円、地方消費税交付金につきましては、消費税額の78分の22で、これを消費税額に換算すると地方消費税額2.2%、軽減税率は1.76%になります。市町村に人口、従業者数により案分され交付されるものでございます。決算額につきましては、記載のとおり予算額を上回っておりますが、増税前の駆け込み需要が少なかったと見られ、前年度からは3,211万3,000円の減となりました。なお、増税後の消費税増税分につきましては、今年度令和2年度6月交付分からの反映となっております。

次に、7款1項1目自動車取得税交付金2,799万4,962円、自動車取得税として納められた税を基に交付される交付金で、令和元年10月の消費税の税率改正に伴い廃止となるまでの分で、令和元年度の予算につきましては、前年度の約半分を計上しておりました。参考ですが、昨年度の決算額は5,255万5,000円でございます。

次に、8款1項1目環境性能割交付金でございます。874万円。令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じ自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されました。臨時的な軽減措置及び増税に伴い自動車の取得の減に伴い予算を下回っております。

次に、9款1項1目地方特例交付金6,780万2,000円、平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による個人住民税の減収補填措置分と消費税の10%引上げによる消費の反動減対策として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために、自動車税減収補填特例交付金と軽自動車税減収補填交付金分になります。

次に、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金4,050万3,000円、幼児教育の無償化に実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の減収分が、令和元年度には僅かであるため、初年度に要する経費としての臨時交付金でございます。

次に、10款1項1目地方交付税978万1,000円、当町につきましては、普通交付税は不交付団体ですので、特別交付税のみの額となっております。

次に、11款1項1目交通安全対策特別交付金660万2,000円、道路交通法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を過去2年の交通事故、道路延長などにより交付されるもので、前年度に対しては交通事故数の減などにより12万8,000円の減となっております。なお、2款から12款につきましては、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上しておりますが、景気動向や法改正に伴う新たな交付金など不確定な要素が多く、また交付決定時期が3月などにより補正が間に合わず、予算との差が生じ

てしまいました。今後、決算対応としておりましたが、より差が小さくなるように努めたいと考えております。

次に、決算書をおめくりいただきまして37、38ページ、タブレット資料は13ページになります。15款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金1節市町村移譲事務交付金456万4,458円、市町村が処理することとした県の事務処理に要する経費で、主たる内容は、動物の死体収容、一般旅券発給の受理にかかる事務など41事務に対して交付され、前年度決算額より28万9,046円の増となっております。

次に、2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金102万円、鳥獣保護管理対策や遺跡発掘調査などに交付されるものでございます。

次に、2項県補助金6目1節市町村自治基盤強化総合補助金でございます。3,335万8,000円、市町村の行政権能及び財政基盤の強化を図るため、市町村等が実施する事業に対して補助されるもので、令和元年度につきましては、アークリーグ開催に伴う事業やコミュニティバス停留所標識作成委託などにかかる補助金でございます。

次に、41、42ページをご覧ください。16款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金株式配当金につきましては、決算書記載の額のうち三光化学工業株式会社様からの配当となっております。なお、この配当につきましては、寒川町奨学金基金へ充当しております。

次に、2項財産売払収入1目1節物品売払収入、予算書等の売払収入を計上しておりますが、令和元年度につきましては実績がございません。

次に、43、44ページをご覧ください。18款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金3億8,191万8,000円となっております。前年度と比べまして6,454万円の増となっております。

次に、2目1節まちづくり基金繰入金2,671万8,000円でございます。備考欄に記載の広告活動事業ほか18事業に充当しております。詳細の事業につきましては、タブレット資料最後の15ページの別掲に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、19款1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金10億9,273万5,910円となっております。

次に、47、48ページをご覧ください。20款諸収入4項雑入1目雑入市町村振興協会市町村交付金1,183万6,776円、こちらは市町村振興宝くじオータムジャンボ、サマージャンボの収益を市町村に配布するもので、公共事業公益の増進を目的とする事業が対象となっております。

次に、21款1項町債1目農林水産業債から4目教育債につきましては、備考欄に記載の事業に充当しております。令和元年度の起債の総額は記載の額5億1,850万円で、先ほど歳出で説明しましたとおり、町債償還金につきましては9億2,906万998円ですので、借入額の総額は4億1,046万988円の減となっております。なお、備考欄に記載の令和2年度への繰越しにつきましては、4目教育費1節中学校債の中学校施設改修事業債は特別教室への空調工事、またコンピュータ活用事業債及び2節小学校債のコンピュータ活用事業債につきましては、GIGAスクールのための校内LAN整備工事等となっております。

次に、決算書の149ページの一般会計におけます実質収支に関する調書を説明させていただきます。なお、150ページから152ページの各調書につきましては、特別会計ですので、それぞれの所管からの説明となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般会計における実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額161億3,037万円に対し



まして歳出総額は148億6,188万円となり、歳入歳出差引額といたしましては、12億6,849万円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、本年6月会議でもご報告させていただきましたとおり、繰越明許費繰越といたしまして、中学校施設改修事業費ほか7事業で1億9,165万2,000円を繰り越し、令和元年度の実質収支額は10億7,683万8,000円となっております。

続きまして、財産に関する調書、決算書の155ページ、1、公有財産の(2)無体財産権から(4)出資による権利までについてご説明させていただきます。(2)無体財産権の商標権であります、E's S a m u k a w a の名前及びロゴの商標登録、『「高座」のこころ。』ブランドスローガン、メインのブランドマーク及びサブのブランドマークの5件で、前年度からの変更はございません。

次に、(3)有価証券であります、町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、(4)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、決算書の161から163ページをご覧ください。基金の状況でございます。162ページの(10)国民健康保険財政調整基金及び163ページの(14)介護給付費準備金につきましては、各特別会計の所管課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な増減内容について説明させていただきます。(1)財政調整基金ですが、昨年度までは4月1日から5月31日までの出納閉鎖期間に積立て処理を行っておりました関係上、基金には出納閉鎖期間がないため、決算年度マイナス1年度の積立金を積み立てていたところでございます。しかしながら、令和元年度からは決算年度と整合性を図るため、状況を見ながら3月31日までに額を確定し、当該年度の積立金を当該年度に積み立てるよう財務処理をするように変更いたしました。このことにより令和元年度につきましては、平成30年度の積立金として9億637万8,421円、令和元年度積立金といたしまして7億1,656万5,507円の2年度分を積み立て、合計で上段にある記載の額16億2,294万4,000円を基金へ繰り入れたものでございます。この変更により年度末の基金の残高が変わるわけではなく、3月31日時点の現在高等出納閉鎖の5月31日の残高が一緒になり、分かりやすくなりました。下段の3億8,191万8,000円につきましては、財源調整のため一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(5)奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸付に伴う増減と預金利子及び三光化学株式会社様の株式配当による積立てによるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は平成25年度分から改正され、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、就学資金が月額1万円でございます。

(12)東海道新幹線新駅整備基金につきましては、積立金と預金利子でございます。

次に、163ページの(15)まちづくり基金についてですが、上段の736万9,000円は、平成30年度のまちづくり寄附金及び利子を財源として積立金として支出し、基金へ繰り入れたものでございます。3月31日までに積立金が確定していないため、出納閉鎖期間での財務処理になるため、決算年度は前年の額が積立額となっております。その他の基金につきましては、上段の値につきましては、預金利子となっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 まず、予備費でいろいろ説明があったんですけど、昨年度台風で大勢の避難者が出まして、被害はそれほど大きくなかったと思うんですけど、町の災害に対する財源としては、予備費を流用するような形で今後もそういう考えでいいのかというのを聞きします。あとそれと、ふるさと納税なんですけど、今やり取りして流出のほうが多いということなんですけど、今後のふるさと納税の展開というのはどうなっているのかをお願いします。

以上です。

【吉田委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 ただいまの最初の災害に対する予備費の考えなんですけれども、急ぐものにつきましては、予備費で対応させていただく形を考えております。それ以外大きなもの、急がないと言ってはおかしいんですけども、補正で対応できるものについては補正で対応という形で、その状況を見て判断していきたいと考えております。

ふるさと納税の流出が多いという部分なんですけれども、こちらにつきましては、一昨年から地元産品返礼品率が3割ということで、総務省の基準が確立されました。それに伴い寒川町では、企業様や生産者の方等にいろいろ返礼品のご協力をいただいているところなんですけれども、海の幸、山の幸があるところと比べますと、寄附される方がそちらに行ってしまうという形で、町としては結構不利な状況がございます。その中で今年度新たな取組といたしましては、今まで1サイトだけで寄附の募集を行っていたところなんですけど、この8月から新たに2サイト増やしまして、寄附される方のニーズに合わせたサイトから寄附できるようにチャンネルを増やして獲得しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 なきようであれば、副委員長。

中川副委員長。

【中川副委員長】 それでは、3点ほどお尋ねしたいと思います。まず1点目が、3ページにございます財政調整基金の積立金についてです。財調は、先ほど説明があったように、今年から仕組みといたしますか、3月31日なのか5月31日なのか、その辺の変更があったということですが、いずれにしても決算年度末残高は、現在高としては、決算書の161ページにある約22億円、ここの数字でいいのかどうか、それとあと直近の残高がどれくらいなのかということについてお尋ねしたいと思います。というのが1つ目です。

2つ目は、今ふるさと納税のご質問があって、そこと重なるところがあるかもしれないんですけど、今回流出のほうが多かったということですが、いろいろと担当課でも対応を考えられているということですが、こうした状況を受けて、ふるさと納税という制度そのものへの担当課としての見解といたしますか、元年度の結果を受けてというところがあれば、お尋ねしたいと思います。

あと3つ目は、13ページ以下のいろんな交付金等がございます。そちらについてでございます。元年度で新型コロナウイルスの関係で歳入等にいろいろ影響が今後出てくるかなと思うところがございますが、元年度についてコロナによる影響があったかどうか、まだ元年度はそんなに影響がないかもしれませんが、今後例えば経済の関係で、利子割交付金で企業業績に影響があったりだとか、あと金融市場の関係で株式等譲渡所得割交付金があったりだとか、消費の関係で地方消費税交付金などに影響が出てくる可能性があるかなと思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上3点です。

【吉田委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 それでは、1点目の財政調整基金の残高ということで、令和2年5月31日現在につきましては、現在高が22億5,660万7,778円でございます。9月補正後の現在額につきましては、現在の基金の残高になるんですけれども、現在24億5,800万円となっております。

次に、ふるさと納税という制度について財政担当の見解はというご質問だと思います。ふるさと納税につきましては、当初は生まれ故郷など、お世話になった自治体への寄附として貢献できる制度として始まったところですが、本来税金は行政サービスを受ける住民が、税を受ける受益者負担の原則の観点から、こちらとしては逸脱している制度だと考えております。また、普通交付税の関係で流出分につきましては、普通交付税で対応できるという形になっているところなんですけれども、当町は普通交付税で不交付団体になっておりますので、そちらでも不利益を被っているところがございます。国、県に対しまして、不交付団体により収入についてふるさと納税で納税された収入について、交付税算定において基準財政収入額に算入し、多くの自治体に交付できるよう制度の見直しの要望や、また企業版ふるさと納税につきましても、3大都市圏の既成市街地等に所在する市町村や不交付団体が例外となっておりますので、そちらについても、こちらが使えるような形で国、県については要望しているところがございます。

3点目のコロナに対して今後の歳入はというお話なんですけれども、現状といたしまして、令和元年度9月までに各交付金等の第1回目、第2回目等が入っているところなんですけれども、現状といたしましては、去年とはあまり変更はないというか、大きな増減はしていないところになります。

今後につきましては、当時リーマンショックのときなんですけれども、大体1割ぐらい全ての交付金下がったような形になりますので、今後の状況、また国からの地財の関係で国の状況を見ながら予算編成等については慎重に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 分かりました。2点目のふるさと納税は、担当課の見解をいただいた上で、何か国に対してどういったことを要望しているのかお尋ねしようかなと思ったんですが、既にお話しいただいたので、分かりました。また、3番目につきましても、現状ではまだ変化は見られないところであるけど、リーマンショックのときなども考えながら今後慎重に検討していくということで、その後お尋ねしようかなと思ったこともご回答いただきましたので、結構です。

1点目の財調だけ重ねてお尋ねしたいと思います。新型コロナウイルスの関係等もありまして、財政調整基金を取り崩しているいろいろ対応を考えているという自治体も多くなっておりまして、ほぼ財調が

空になっていて、翌年度に繰り越される部分から先食いしている、何とか対応しているところも多くなっているとも聞いておりますが、コロナ禍における財調について、財政担当としてどのような方針を持っているのか、その点についてお尋ねいたします。

【吉田委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 ただいまコロナ対応で財政調整基金の取崩しの財政担当の考えはということなんですけれども、財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、町民の生命を守り、経済の着実な回復に向けた町の新型コロナウイルス感染症対策方針にのっとりた施策の実現に対しまして、交付金では不足する財源につきましては、財政調整基金を活用して住民に不利益のないよう、住民のためになるように随時取崩しを視野に入れながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。  
暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、企画部広報戦略課よりご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 それでは、企画部最後となります広報戦略課の決算審査をお願いいたします。説明につきましては青木課長から、また質疑については職員全員で対応してまいりたいと思っております。よろしく願いします。

【吉田委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和元年度決算につきまして、ご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号040広報戦略課にごございます決算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書は55ページから58ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。

最初に、広報プロモーション担当所管の広報活動事業費でございます。この事業は広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNS、各種報道機関など様々な媒体を活用し、町の取組を広く情報発信していくことで、町民との協働によるまちづくりを推進を目的としているものでございます。賃金につきましては、広報紙製作業務にかかる臨時職員賃金、旅費については、神奈川県市町村広報広聴連絡会や県広報コンクール表彰式への出席にかかる職員の普通旅費でございます。需用費は、「広報さむかわ」等の発行に必要な消耗品費と広報掲示板の修繕料でございます。広報掲示板の修繕に関しましては、通常修繕の3か所分のほか昨年10月の台風19号による破損等への対応分として6か所、合計9か所分の修繕料となっております。役務費は、通信運搬費でございまして、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料でございます。委託料は、広報さむかわ製作業務のほか広報紙等のポスティングによる全戸配布業務や町ホームページ、メール配信サービスに関するものでございまして、その内訳は資料の備

考欄に記載のとおりでございます。次に、使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複写利用料、負担金補助及び交付金につきましては、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続いて、下の段の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は39、40ページになりますが、県支出金自衛官募集事務委託金につきましては、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への募集記事の掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

次に、歳入番号②、決算書は43、44ページの繰入金まちづくり基金繰入金については、先ほど財政課でまとめてご説明したのようになりますが、広報掲示板の修繕料に14万4,000円を充当しております。

続いて、歳入番号③、決算書は45、46ページの諸収入広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、こちらは通称ハロウィンジャンボ宝くじになりますけれども、こちらの販売について広報紙等への掲載協力をする事で、その収益金の一部が同協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ製作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書は同じく45、46ページの諸収入広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページへの広告掲載料でございまして、町ホームページの運用委託料及び広報さむかわ製作業務委託料に収入済額の全額を充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は131万8,000円で、一般財源額は2,508万6,202円でございます。

続きまして、決算書は55ページから58ページ、タブレット資料は3ページをご覧ください。タウンセールス推進事業費でございます。この事業は、寒川町人口ビジョンに掲げた人口に関する目標の実現に向け、ターゲットとして設定した若い世代を中心とした移住定住の促進を目的とするブランディング並びにブランドコミュニケーションを展開している事業でございます。報償費につきましては、マーケティングマネージャー2名の謝礼、旅費は、移住促進関連の視察や大学からのプロモーション講義依頼への対応などにかかる職員の普通旅費、需用費は、ブランドの醸成活動にかかる消耗品費と町公式インスタグラムのフォロワー数1万人を達成した記念として制作いたしましたフォトブックにかかる印刷製本費でございます。また、不用額については、当該フォトブックの入札による減でございます。

次に、役務費は、デザイン用モバイルWi-Fi利用料やブランド浸透度調査の実施にかかる通信運搬費、また移住を検討しているターゲットに対する直接的周知活動の強化とブランド認知の拡張を図ることを目的に実施いたしました不動産情報サイト広告とSNS広告の広告料でございます。委託料は、バックボードやバナースタンドの制作並びにクリアファイル等ノベルティ製作など、プロモーション活動のためのPR素材の制作委託をはじめ、移住ポータルサイトの保守委託、『「高座」のころ。』実行委員会への委託料、レディオ湘南への広報番組制作委託でございます。不用額につきましては、主に『「高座」のころ。』実行委員会にかかる委託料分の残となりまして、これは、当初計画ではアークリーグ2020の開催に先立ち開催を予定しておりましたプレイベントや、大会イベント等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け実施できなくなったことによるものでございます。

次に、使用料及び賃借料は、ブランドの可視化業務のためのパソコンソフト使用料でございます。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は

33、34ページの国庫支出金地方創生推進交付金につきましては、先ほど企画政策課よりまとめてご説明したのになります。本事業への充当先は、旅費を除く全ての科目に869万2,382円を充当しております。

歳入番号②、決算書は39、40ページの県支出金市町村自治基盤強化総合補助金については、先ほど財政課でまとめてご説明したのになります。充当先はプロモーション活動のためのPR素材の制作委託料のほか、ラジオ湘南への広報番組制作委託料に合計で76万7,000円を充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は945万9,382円で、本事業における一般財源額は826万1,414円でございます。

続きまして、決算書は55ページから58ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。統計マーケティング担当所管のマーケティング推進事業費でございます。この事業は、町民の意向を的確に捉えた住民起点の施策立案や各計画等の策定を行うため、eマーケティングリサーチ制度の運用をはじめ、町民の意向を把握するための各種調査を展開している事業でございます。報償費につきましては、eマーケティングリサーチ制度のeモニター等に対する謝礼とマーケティング研修受講にかかる講師謝礼でございます。旅費は、研修事項にかかる職員の普通旅費、役務費は、モニター謝礼の簡易書留郵送料となっております。不用額につきましては、eマーケティングリサーチ制度におけるモニター登録数が当初想定を下回ったことにより謝礼送付件数が減となったことによるものでございます。また、当事業については、全額一般財源による支出となっております。

【吉田委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、私からは、情報システム担当所管の事業につきまして説明させていただきます。決算書は55から58ページ、タブレット資料は5ページをご覧ください。ICT活用事業費でございますが、行政手続きの電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全、かつ確実にしていくための事業費でございます。旅費は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会等への出席にかかる職員の普通旅費、需用費は、プリンタのカートリッジや記憶媒体等のコンピュータ周辺機器に関する消耗品費、役務費は、通信運搬費でございます。文書館等町の公共施設を庁舎内ネットワークに接続するための経費、あるいはLGWAN総合行政ネットワークへ接続するための経費、委託料は、県が構築した神奈川情報セキュリティクラウドサービスの提供委託料をはじめ情報セキュリティ監査委託、情報システム最適化にかかる委託料、使用料及び賃借料は、職員用ノートパソコンやサーバー等のコンピュータ借上料、負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください。ICT活用事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめてご説明したのになります。充当先は情報セキュリティクラウドサービス提供委託料、またコンピュータ借上料に、合計で144万7,000円を充当しており、本事業における一般財源は3,956万316円でございます。

続きまして、決算書は57、58ページ、2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。コンピュータ利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するようコンピュータを効率的に

運用、活用していくための事業費でございます。共済費は、非常勤職員1名分の社会保険料、賃金は、同非常勤職員の賃金でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、電算処理にかかる用紙代やトナー代等の消耗品費、役務費は、通信運搬費でございます。住民情報のオンラインバックアップにかかる回線使用料、委託料は、住民情報の電子媒体外部保管委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託料、使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピュータ借上料、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。なお、不用額が多くなった理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、下表をご覧ください、コンピュータ利用事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書33、34ページの国庫支出金社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）につきましては、いわゆる番号法による社会保障・税番号制度の導入等にかかる地方公共団体の情報システムの整備に要する経費を対象としたもので、マイナンバーによる情報連携を仲介する中間サーバープラットフォームの磁気システム構築費用にかかる国庫補助でございます。補助率は10分の10でございます。全額を地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金に充ててございます。

歳入番号②、決算書は45、46ページ、諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、コンピュータ借上料、それから神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金にそれぞれ充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は275万9,000円で、一般財源は6,874万1,945円でございます。

【吉田委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、続きまして、決算書は69、70ページになります。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は7ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。統計調査事務経費は、神奈川県統計センターが所管いたします県単独統計調査にかかるもの、また統計の普及に関する経費でございます。統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などにかかる経費の全額を県の交付金を財源として実施しているものでございます。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査に関する必要な消耗品費、役務費は、通信運搬費でございます。統計さむかわにかかる郵送料でございます。不用額については、調査員研修の案内を郵送で行う予定としていたものの、電話連絡等により直接行ったことから、支出が抑えられたことによるものでございます。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの県支出金統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及びその事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって、当事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、決算書は69、70ページの2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は8ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。基幹統計事務経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や工業統計調査等の基幹統計調査の実施にかかる経費でございます。令和元年度については、学校基本調査、工業統計調査、農林業センサス、経済センサス基礎調査、令和2年本年実施の国勢調査調査区設定などを実施しております。報酬は、統計調査員の報酬、職員手当等

は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、賃金は、臨時職員の賃金、旅費については、統計調査員の費用弁償や調査説明会等への出席にかかる職員の普通旅費、需用費は、統計調査実施に必要な消耗品費、役員費は、通信運搬費で統計調査員への調査関係書類等の郵送料でございます。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書41、42ページの県支出金基幹統計調査費委託金につきましては、神奈川県統計センターが所管いたします国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって、当事業における一般財源の持ち出しはございません。

最後になりますが、タブレット資料9ページにつきましては、決算書41、42ページの財産収入株式配当金でございまして、広報戦略課が所管いたします株式会社ジェイコム湘南・神奈川及び株式会社テレビ神奈川の株式配当金でございます。内訳といたしましては、株式会社ジェイコム分が96万7,820円で前年度比マイナス1%、株式会社テレビ神奈川分が3万4,800円で前年度と同額となっております。こちらは全額一般財源振替でございます。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和元年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 何点かお聞きします。まず、2ページの広報活動事業費ですけど、この中でメール配信サービスとありますけど、これに関して登録者数というのはどのようになっているのかお聞きします。

次、3ページで、タウンセールスの事業に関して、どのような成果があったのか、あと町外からの移住というのはどう把握されているのかお聞きします。

それと同じく3ページで、『「高座」のこころ。』の実行委員会で、アークリーグの2020年の開催が中止になったところですけど、これに関してアークリーグの実行委員会に対して支払ったお金とか、そういうものがあるのか確認を取りたいと思います。

以上です。

**【吉田委員長】** 青木課長。

**【青木広報戦略課長】** それでは、ご質問を3点いただきましたので、順次お答えさせていただきます。まず、広報活動事業費のメール配信サービスの登録者数ということでございますが、メール配信につきましては、5つのカテゴリーで例えば防災情報ですとか、イベント情報という形で設けておりますけれども、全登録されている方に関しましては、令和元年度で2,760名となります。前年度からの増加数としては291名、この内訳といたしましては、昨年度は台風もあったということから、防災情報や防災行政無線のお知らせ、このカテゴリーでの登録者数が増えているという状況でございます。

続きまして、2点目のタウンセールス推進事業の成果というお尋ねでございます。タウンセールス推進事業に関しましては、人口ビジョンの達成を目的にしているものでございますので、そういった大きなところからの成果の捉え方ということでご答弁させていただきます。現時点におきましては、2年半取り組みして経過しておりますけれども、おおむね計画どおり各取組を進められたということで、一定



程度の成果は表れているものと認識しております。これの理由につきましては、定量的効果という部分と定性的効果の2つの側面からの評価によるものでございます。1点目の定量的効果といたしましては、総合戦略における基本目標であります転入者数ですとか、総人口、この2項目について現段階で取組を始めた以降毎年クリアしているという状況がございます。また、2点目の定性的効果といたしましては、町民の皆様の認知度も比較的高い状況であります。また、いただく声に関しましては、おおむね肯定的なものが多い状況でありますので、これらを判断軸としまして、一定程度の効果ができていると認識しております。また、その他これまで実績がありませんでしたけれども、町外にお住まいの方からの移住相談が実際出てきたりしております。また、寒川町の情報発信ですとか、プロモーションの展開、これをテーマとした県外自治体からの視察の依頼があったりですとか、大学からの講義依頼があったりしておりますので、広いエリアから寒川町の取組が認知されている状況もあるのかなと思っております。

3点目の『「高座」のこころ。』実行委員会、アークリーグに対してお金が出ているかどうかというお尋ねでございます。実際アークリーグに対しては実行委員会からお金は出しておりません。アークリーグの大会に際して、寒川町のブランド醸成を図っていこうということで実行委員会と町がコラボしまして、ブランド醸成のためのブースを出展した、その決算額という形になります。

以上でございます。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、メール配信サービスの登録者数に関しては、了解しました。若干増えているということで、これからも登録者数を増やすための努力をしていただいたなと思いますので、よろしくお願ひします。

次タウンセールスの件ですけど、取組としては順調にしているということですけど、ちなみに数字として町外からの移住、あとそれから相談があったということですけど、これはどれぐらいの件数だったのかということです。あと視察の問合せの件数がもし分かればお願ひします。あと、アークリーグの件は了解しました。このタウンセールスの件だけお願ひします。

【吉田委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、1点だけご質問いただきました。転入者数に関しましては、毎年2,000人の目標値を設定しているところでございますが、おおむね150から200人を超える形で転入者がいらっしゃるという形になっております。人口動態全体といたしましては、当然ながら少子高齢化ということもありまして、自然減の傾向は引き続き続いているところですけども、その自然減を補う形で社会増になっておりまして、トータルで人口が微増、伸びているという状況でございます。移住相談に関しましては、相談が7件あります。その7件のうち終えているところでは、2件が寒川町に転入されている状況でございます。相談があった前住所地に関しましては、茅ヶ崎、平塚、横須賀、横浜、静岡県下田市、長野県塩尻市、山梨県甲府市の方から相談があった状況です。また、視察の依頼に関しましては、島根県奥出雲町ですとか、岡山県備前市と兵庫県赤穂市、兵庫県上郡町が3団体で形成している協議会があるんですけども、そちらから視察依頼があったということでございます。合わせて大学からの講義依頼につきましては、関東学院大学からの依頼でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 大きくは6点ぐらいあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。まず、広報活動事業費です。広報作製に当たって、一般財源の負担を減らすために広告を載せていただいて掲載料をしっかりといただいていこうということで取組をされて、令和元年度については、92万円の広告掲載料でありましたけれども、総合計画の実施計画ベースの効果指標の中には、この年度については、212万6,000円まで上げていきたいというような1つの指標として出していただいておりますが、広告掲載料の収入は、現状と照らし合わせて担当課としてどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、タウンセールス推進事業費の中で今回『「高座」のこころ。』フォトブックを作製されたということでありましたけれども、フォトブックを作製された効果をどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、マーケティング推進事業で、eマーケティングリサーチ制度の登録者の見込減とありましたが、見込みよりもどのぐらい減っていて、減ってしまった理由というのをどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、ICTの活用事業は、今、村瀬さんから、様々この目的というのをお話しされましたが、令和元年度に増やしたコンテンツがあったのかどうかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、コンピュータ利用事業費です。これの特に委託料、コンピュータ利用事業については、この金額が妥当なのかどうかという判断がなかなか素人では難しいわけですが、特に委託料については、データがあるとところに運んで、データを保存しているという形を取っているかと思ひます。それは災害等が起きたときにデータが町の中だけでは、ここがなくなってしまうとどうしようもなくなってしまうので、ほかの場所に保管していくために700数十万円というお金を使っているんですが、だんだん時代が進んできて、今多くの企業がクラウドの利用というのを相当進めているかと思ひます。クラウドについても、外からのセキュリティも大分強化されているということが一般企業の中では評価されてきたのかなと思ひますので、データを保存していくという観点だけを考えたときに、本当に運ぶほうが有利なのかどうか、クラウドを利用すれば、この場所において、運んでいただかなくてもデータの保存だけは可能になると、そのときの費用と比較してどうなのかというような検討は行っているのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、統計調査事務経費の中で、ちょっと細かいんですが、需用費の消耗品の執行率というのが28%にとどまっています。その理由が、基幹統計調査事務経費の中の需用費も、大分消耗品の額を残しているわけですが、理由として、在庫で対応したということでなんですが、この事業を行う前に在庫がどのぐらいあるのかということをしつかりと確認できていれば、こんなに多くの消耗品費として取る必要が本当にあったのかどうかという疑問が湧くわけですが、こういった通常出ていくような消耗品に関して、在庫の管理というのはどのように行われているのか、定期的に棚卸し等をやって必要な分をしっかりと整えられているのかどうか、それから余剰がある場合については、次の予算の中で計上しなくても十分対応できるんじゃないか、事前にそういうことができているならば、予算の精度というのはもっと上げられるのかなと考えるわけですが、どうしようもなくこういう状況になったのかどうかだけ

確認させていただきたいと思います。

【吉田委員長】 以上6点です。青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。6点いただきました。私からは、広報掲載料の減額をどう捉えているかという部分とフォトブックの効果についてお答えさせていただきます。まず、広報掲載料の減額につきましては、おっしゃるとおり、2020プランの第3次実施計画評価指標に計画値として置いておきまして、この2年間約半分、60%程度の達成率という状況になっています。広告掲載料につきましては、現状広報紙の製作費ですとか、ホームページの運営経費に充当している貴重な特定財源であると思っておりますので、今後もしっかりと確保していく必要があると強く認識しているところでございます。一方で、広告料掲載料の減少については、ここ数年同様の傾向にありますけれども、その確保に向けた我々の取組については、これまでですと、広報紙ですとか、ホームページへの広告掲載に関する募集記事の掲載にとどまっていたという状況もございます。つきましては、貴重な財源を確保するため、これまでは一方通行的に広告主募集の記事を掲載しているだけでございましたけれども、今後については、ブランディングの取組におきましても最も重要視しておりますコミュニケーションの確立というものがございます。そういった部分を意識しながら、まず足を使った営業活動を泥臭く進めていきたいなど1つ考えております。国の省庁ですとか、その辺の個々の獲得の経験なんかも現状ありますので、そういった効果は大きいだろうということから、まずは営業活動にしっかりと取り組んでいきたいなど思っています。

それと合わせまして、広告掲載に関する手続きにも煩雑さがあるのも現状でございます。合わせて手続きの簡素化や簡略化などについても、取組を進めながら財源の確保に努めていきたいと思っております。さらには町の広報紙に関しましては、昨年7月号からリニューアルしましたけれども、リニューアル後の評価もおおむね高い状況があります。また、多くの町民の皆様から読まれているコンテンツとなっていることもありますので、掲載主となる企業の皆様方に、そういった多くの方に読まれているんだよとか、ホームページは何万件見られているんだよとか、そういったアクセス数などを数値で示していく、広告掲載の価値というものの見える化、そういったこともしっかりしてお知らせしていくということも広告料の獲得については大変重要であると考えておりますので、まずはできる取組から順次着手していきたいと考えております。

それと2点目のフォトブックの効果というところでございます。フォトブックに関しましては、令和2年1日4日に1万人フォロワーを達成したということで、普段から応援してくださる皆様へ感謝の意を表してということで投稿いただいた写真を中心に作ったものでございます。これにより我々としたしましては、現時点では2,000部を町外の希望される方、町内の町民の方、また商工会ですとか、料理飲食業組合、また町内の小学校、一之宮小学校になりますけれども、含めて現在2,000部をお渡ししているという状況でございます。これにより成果という部分になりますけれども、町外のターゲット層に向けてのPRコンテンツの1つとなったということが、1つの成果としてあるのかなと思っています。また、町民の方からも冊子を欲しいという声も非常に多くいただいておりますので、そういった意味では改めてこのブックにより町のよさを実感していただいて、我が町寒川に対する誇りの醸成にもつながっているのかなと捉えております。

私からは以上です。

【吉田委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 それでは、次に、eマーケティングリサーチ制度について、見込みより減っている理由とどう捉えているかというご質問に対してお答えいたします。まず、数字としましては、目標が令和元年度300人のeモニターさんの登録を目標としておりましたが、令和元年度末の実績としましては243名ということで、達成率としては81.0%となっております。こちらにつきましては、精度の高いデータを得るためには、それなりの母数を確保する必要があるため、今後も引き続き目標に向けて取り組んでいきたいと思っております。実際に昨年度のPR活動といたしましては、各種イベントなどでのPRですとか、あとはターゲット世代である子育てをされているお母さんがいらっしゃる巡回ひろばなどに出向きまして、そちらでのPR活動を行ってまいりました。コロナウイルスの関係で、各種イベントに後半から出られていませんで、今年度に入ってもそうなんですけど、ただ、別の手法をということで、今年度は湘南さむかわラジオに出演させていただいたりもしてまいりまして、今年度は現時点で288名の方にご登録いただいておりますので、約半年で40名のeモニターさんが増えているという状況になっておりますが、まだ目標には達しておりませんので、今後も引き続きPR活動を続けていきたいと思っております。

次に、基幹統計調査の消耗品費についてでございますが、こちらは予算を計上する際には、在庫を確認してまいりまして、在庫と今までの各種統計調査の実績を基に、例えばボールペンが幾つであるかということを経営計算して差し引きで計上してまいりましたが、実際の調査の段階で、前回の調査と実施方法が異なったりしますと、例えば青ボールペンは要らないとなったりという変更もございまして、結果として執行率が低かったということになります。今後も消耗品の在庫管理については十分に気をつけて行っていきたいと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 私からは、4点目と5点目についてお答えさせていただきたいと思っております。まず、4点目のICT活用事業の中での令和元年度におけるコンテンツを増やしたかどうか、ここにつきましては、総合計画の中での指標としてのコンテンツ数のことを恐らくおっしゃっているんだと思うわけですが、実際のところ、コンテンツ数の具体的なところでいいますと、例えばメール配信サービスであるとか、あるいはホームページで展開しているものであるとか、そういったことを1つずつ数えていって、コンテンツ数というような形で扱っておったわけなんですけど、現状実は導入当初ICTで予算として持っていたものを、それぞれ担当の所管にお渡ししてしまったと。ですから導入当初コンテンツ数としてカウントしたんですが、実際にはICT活用事業費の中で予算を持っていないようなものもございまして、総合計画という指標と実際の事業が若干伴っていないところもございまして、そういった意味では令和元年度につきましては、新たなICT事業費の中での新たなコンテンツというものは数えられるものはございませんでした。ここは次期総合計画にも絡んでくるようになってくると思うんですが、この辺りは現状と矛盾と申しますか、そぐわない部分もありますので、次期総計に向けての指標、あるいは目標達成における指針なんかも見直しながら、今後考えていかなきゃいけないなと思っております。

でございます。

それとあと、コンピュータ利用事業、5点目です。委託料を例に出されまして、クラウド利用に関して町の考え方を問われているのかと思います。委託料にありますデータ運搬委託というのは、先ほどおっしゃられたように、町の基幹システムのデータのバックアップを委託して、隔週になりますが、遠隔地保管するための運搬委託料、もう一つ2段階でデータのバックアップとして行っておりまして、回線を使ったオンラインでの即時バックアップを日次で行っているような状況でございます。

いずれにいたしましても、町で町のサーバーールームにおいて保管しているサーバーのデータをそれぞれの方法でバックアップを行っているという形になります。委員がおっしゃられたクラウド利用に関してなんですが、現状といたしましては、クラウドサービスを一部利用しているところもございます。例で申しますと財務会計システム、これは町村共同で調達しているシステムになりますが、財務会計システムと、あと人事給与システムの2本について、内部系のシステムになりますが、クラウドサービスを利用している、あるいはクラウドという意味ではKSC、神奈川情報セキュリティクラウド、いわゆるインターネット系に接続するサービスを町から直接ネットワークからインターネットを分離いたしまして、県が調達し構築するネットワークを使わせていただいて、それもある意味ではクラウドサービスということになりますけども、クラウドサービスを使っている。ただ、委員がおっしゃられた肝となる基幹システムに関しては、現状は町のサーバーールームにてサーバーを置いて管理している。こちらのクラウド化に関しましてですが、現状使っている基幹系システムが来年度リプレースの時期になるというところで、現状クラウド化する方向で考えておるところでございます。

手段といたしましては、町村情報システム共同事業組合で共同調達している基幹系のシステムを選択するのが1つ、あるいは現行のシステムをそのままデータセンターにおきまして、クラウド利用する、こういったクラウドサービスの提供の仕方を受ける、大きく考えているところがこの2つの方法でございます、そのいずれかにしようというところで、現状検討中でございます。

いずれにいたしましても、町にあるサーバーールームから外出しいたしまして、基幹系につきましてもクラウドサービスで提供を受ける、そういったことで考えているところでございます。

以上でございます。

**【吉田委員長】** 黒沢委員。

**【黒沢委員】** まず、広告掲載料です。よく分かりました。今後についてはしっかり営業していきますとということでございました。

今、課長から答弁がありましたけれど、特に「広報さむかわ」の広告媒体としての価値、営業する際にはそれをしっかり訴えていただきたいなと思うんですけども、町内の全世帯に、約2万1,000世帯ぐらいあるのかな、ここにきっちり毎月入る、こういうのはほかには多分ないわけです。だからそこをしっかり訴えていただいて、より多くの広告主さんに参加いただけるようにしっかりと行っていただきたいと思います。そういう方向性が出ているということなので、応援しますので、頑張ってくださいなと思います。

フォトブックの効果については、町外へのPRということでお話がありました。先ほど山田委員の質問にもお答えがあったかと思いますが、実施計画の中での効果指標、令和元年度についての転入者

数を2,000人としているわけですけど、2,000人入ってくるんだけど、出ていく人もそれ相当な数がいて、でも、こういったタウンセールス事業の効果もあって、寒川町は人口が微増している、これは本当に皆さんの努力の結果だと捉えておりますけれども、特に出ていく人たちの感情というか、その辺の理由とかも押さえているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、eマーケティングリサーチについても、目標300名に対して、届いてはいないけれども、少しずつ上がっていて、現在では288名まで到達していますということなので、しっかりと取り組んでいただいていることと思います。実施計画の中の効果指標には、アンケートの配布回数とか、それから町民からのeマーケティングを通しての意見反映の数字をしっかりと載せていただいているかと思いますが、それぞれアンケート配布については、年に12回、それから意見を反映する部分については4件、ただ、これはどういう意見が出てくるかによって、政策としてあまりそぐわないのに無理やり4件つけるということではないんだと思うので、その辺の精査は必要だと思うんですが、ただ、この事業をやる効果としては、町民の意見を聞いて、それが直接政策に反映することができるというところに、このよさがあると思いますので、その辺をどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

ICT活用事業については、様々コンテンツについてはいろいろ振っているということで理解しました。多分これは今後ほかのところでもありますけど、マイナンバーカードの登録者数が増えていくことによって、こういった新しいコンテンツというのも増やせいけるのかなと思いますので、これは他のところでやりますので、結構です。

それから、コンピュータ利用事業については、クラウド化の方向でというお話だったので、そういう方向性があるということで理解しました。クラウドを利用することによって全体の経費としては削減できるとなっているのか、そういう経費の削減ではなくて、今の時代に合わせてそういう方向に進んでいくんだという方向性を出しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思いますが、当然両方マッチさせていただけると非常にいいのかなと思いますので、その辺の見解についてお聞かせいただきたいと思います。基幹統計調査事務経費の消耗品については理解いたしました。

**【吉田委員長】** 青木課長。

**【青木広報戦略課長】** ありがとうございます。まず、広告収入の関係につきましては、委員おっしゃるとおり、広報紙を2万1,000世帯の方が見る、そういう信頼感といいますか、これだけの多くの方が、行政のものですから、信頼して見ていただけるんだというような価値というものをしっかりと押し出しながら、営業活動に取り組んでまいりたいと思っております。

それとあと2点目にいただきました転出理由を抑えているかという部分でございます。転出理由に関しましては、平成29年10月から30年5月まで転出者の窓口アンケートを行っております。現在は行っていないところなんですけれども、その結果につきましては、転出するきっかけは、就職や転職、それと結婚、これが上位トップ2です。それ以外に決め手でいきますと、一番多いのが勤務地や学校に近いことが1位、2位が電車や道路等の交通の利便性というような結果となっております。

本当に委員おっしゃるとおり、外から人に来ていただくということも非常に大事なんですけど、転出抑制をしっかりとつけていかなきゃいけないというところは、我々としても重々認識しているところでございます。そういった意味では、子どもの頃から寒川町地元を何せ好きになってもらうというような仕掛

けというのを今から町としてもやっていかなきゃいけないと思っていますし、そういったところで『「高座」のころ。』実行委員会の取組も、子どもたちをターゲットにして将来結婚や就職、大学等で一旦出ていったという場合にあって、次のライフサイクルの中で戻ってきていただけるような取組も一緒に合わせてやっていきたいと思っておりますので、いずれにいたしましても転出抑制についてもしっかりとやっていきたいと思っております。

それとマーケの関係でございます。マーケの関係につきましても、指標設定はこういった形になってはいますが、本当に一番大事なところは、その意見をいかに施策に反映させるかというところでの認識は強く持っております。そういった意味でいきますと、これまでのeマーケティングリサーチ制度からいただいた意見の中で、例えば直近でいうと、子育て支援課の前にキッズスペースの配置なんかもeマーケの方の意見からスタートしたものでございますし、ごみ袋の配布事業もそうです。また、今回のコロナ禍における動画配信、おうちで給食を展開しましたけれども、あの辺についてもいち早く今の価値観はどうなのかというところをこの制度を使いながら意向を把握して、そこで対応したということになりますので、今後についてもそういった形で政策に転換していかないと意味がないということをしつかり思いながら進めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

【吉田委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、私からコンピュータ利用に関するクラウドについてご答弁させていただきます。お話の中で削減効果が期待できるのかという部分と、あるいは今の時代に合わせてそういう動きを取るのかお話がございました。そういった意味では、平成29年なんですけど、総務省から、自治体のシステムに関するクラウド化を推奨するような通知も出ておまして、市町村においてはそういった取組をなさいたいということにもなっております。そういった中で、当然世の中の全体的な動きもありますし、総務省からのそういった通知もございまして、クラウド化には動かなきゃいけないのかなという認識ではあります。また、先ほど言った現状2つの方向で考えているということで、1つはシステム組合、そして1つは現状のリプレースで機器をデータセンターに置くというクラウド利用、その2点で考えているというお話をさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても今ちょうど見積等々も聴取しているところで、当然ながら現行の費用を超えない形、削減できればなおのことよろしいかとは思いますが、最低でも超えない形でのリプレースをいずれの方法を取るにいたしましても考えているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最後にタウンセールスでもう一点だけお聞かせいただきたいと思っております。タウンセールスの中にはブランディング『「高座」のころ。』のブランドを全職員へ浸透させるということが目的として1つあります。それからもう一つが、住民、町内に住んでいる方、それから外の方に対して、よい印象を強く残す施策を実現していく、具体化していくとありますけど、まずブランディングに関しての職員の浸透度というのを担当課としてどう捉えているのか、それから町内外の皆さん、町内の人には出ていけないため、町外の人には入ってきていただくために、いい印象を強く持っていただくための

具体策というのは、これまでやってきた中で、それから令和元年度の中で行ったものというのは、どういものがそれに当たるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 まず、インナーブランディングを大きな目的としているけれども、職員の浸透度はどうかというお尋ねでございます。取組を始めて2年半ということで、マーケティングマネージャーと各担当課の職員、最初は外から来た人という雰囲気が正直ありましたけれども、マーケティングマネージャーも職員としっかりとコミュニケーションを取りたいということで、いろいろ町内を歩くというようなこともやっていただいております。また、可視化によりますけれども、いろんなブランドのマークだったり、カラーだったり、そういったものを町内の至るところに、今2年半で約100店になりますけれども、展開していきました。そういったことで職員も、やっぱりこういうのはいいんじゃないかというような思いは持っているのではないかなと思っています。といいますのは、各課が持っている予算の執行の中で、ブランドマークやカラーを可視化できる可能性があるものについては、マネージャー、広報戦略課に相談に来ていただくことがすごく多くなりました。そういった意味では、インナーブランディングは、まだまだではございますけれども、徐々にではありますが、浸透が図れてきているのではないかなと捉えております。

また、住民の方、町外の方に対するよい印象を残した元年度中の取組でございます。こちらにつきましては、我々も大きな課題だと思っているんですが、よい印象を頭の中に残すためには、当然外から視覚的に見えるもので、いいなというイメージもあるかもしれません。ただ、我々としては、ただそれだけじゃなくて、町の取組を通して『「高座」のころ。』はこういうことを言っているのかというようなことを体感してもらおうということが一番必要なんだろうと、そこが現在足りていないところなんだろうと、庁内の若手のプロジェクトチームですとか、昨年度は、それにプラスして企画部の施策検討チームというものも立ち上げて、横串組織でそういったブランドスローガンを体感できるような町の魅力的な取組をしていこうということで、今現在取組を進めております。

その取組を新たな来年度からスタートします新総合計画の中に位置づけようということで、今取組を進めておりますけれども、そういったものが今現在具現化されていないということから、今は効果的にはいい印象が残せ切れていないのかなという印象は持っておりますけれども、我々としては、まずそこを早く具現化して、視覚的な要素とともによい印象を頭の中に残してもらおうと考えているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかありますので、お答えいただければと思います。まず、前のお二人からもありましたけれども、特にブランドビルディング活動の成果でお伺いしたいんですけども、僕は以前からエンゲージメントという言葉を使っているんですけども、定点観測のデータがあれば非常にいいんですけども、町民は、『「高座」のころ。』というものに対して、寒川町というものに対して、要は愛着心が高まったのかどうか、そこを教えてください。



それともう一つ、町外の方は、寒川町に対する何らかの憧れみたいなものを抱くようになったのか、何か定点観測的なデータがあるなら、2年半あるから、当然やっているとは思いますが、それがあ  
るなら教えてください。

それと、次に、スマートフォンの活用についてなんですけど、非常にきつい言い方をすると、デジタルプロモーションがひど過ぎる。全然できていないと思います。具体的に令和元年度は何かデジタルプロモーションでこれだというものがあるのか教えてください。

それと同じくスマートフォンを活用して特にアクセスログを見て、潜在化しているユーザーを顕在化  
するところをどこかでどうつかめますかと、アクセスログ分析はしっかりとやっていますかということ  
で、これからやっていきますというのは前にお伺いしましたが、それはちゃんとできているのかとい  
うことをお聞かせください。

それと、3つ目は、パブリシティにおいて新聞社の方たちから非常に高評価をいただいています。対  
応が非常に素晴らしいという話は伺っているんですけども、ただ、そこはいいとして、こちらからの発  
信で、広報関係だけじゃなくて、もちろん産振さんにも聞こうと思っているんですけども、様々な形で  
ロケーションの誘致が成り立ったときに、そのパブリシティというのをちゃんと連携してやっているの  
か、もちろん僕も広告業界に今も足を突っ込んでいるから、言える部分と言えない部分があったりしま  
すけども、言えることについては発信していくべきだと思えます。その辺について、今の担当部署で  
ある産業振興課さんと連携が取れているのかどうか、連携を取ってきているのかどうかというのを  
お聞かせいただきたいのと、何か成果があったならそれをお聞かせください。

それから、『「高座」のころ。』実行委員会についてお伺いしますが、正直、話として、あま  
りよくないという言い方は変なんですけど、話が伝わってきたことがあります。それで、そこを突っ  
つく気はないので、何らかのソリューションみたいなものを成果として提案がされたのかどうか、それ  
ともまだ始まったばかりだし、コロナ禍でなかなか会えないので、集うこともできないので、まだこれは  
これからですけれどもとか、今どうなのかというのを教えていただけますでしょうか。

それから、デジタル関係の話になるんですけども、IT関係です。自治体のデジタルトランスフォー  
メーションというものの推進をどのようにお考えなのか。今クラウドの話なんかも出てきましたけども、  
特にコロナの時期になって、行政のリモート対応であったり、それからデジタル認証のようなものがこ  
れからどんどん推進されていくと思うんですが、特にデジタルトランスフォーメーションという言葉が  
今頻繁に使われていますけども、その辺のことについて、いわゆる研究であり、検証であり、検討であ  
りというものをしてきているのかどうか、それについてお答えください。

以上です。

**【吉田委員長】** 青木課長。

**【青木広報戦略課長】** ありがとうございます。全部で5点いただいたと思います。私から、1点か  
ら4点目までお答えさせていただきます。まず、ブランディングのエンゲージメントということでござ  
います。我々としては、エンゲージメントとは、例えば行政が何かを発信することで町民の方々が次の  
行動に移れるというようなことをエンゲージメントというような解釈をしているところでございますが、  
委員おっしゃるとおり、愛着心や憧れが上がってきたのかどうというお尋ねでございますが、直接具体

的な愛着心がこれだけ上がっていますというお答えになるかどうか分かりませんが、昨年度ブランド浸透度調査を行いました。その中で、ブランドスローガンを知っているのか、意味を知っているのか、あとはこのブランドを見てどういう印象を持っているのか、もしくは寒川町に住みやすさを感じているのかどうかというようなことを調査としてやってきております。そういった意味では、住みやすさについては、住みやすい、どちらかといえば住みやすいとお答えになった方が80%いらっしゃる、居住意向については、今後も住み続けたいという方も76%いらっしゃるという結果になっております。また、ブランディングに関しましても、広報紙のリニューアルやコミュニティバスのラッピング等可視化したものを見ていただいて、非常に印象がいいという声も多くいただいているところでございますので、そういった意味では、徐々に寒川町が変わってきているというような愛着心は、徐々にではありますが、上がってきているのではないかなとまずは捉えております。

それと、スマートフォンの関係でございます。デジタル関係ができていないとご意見をいただいたところでございまして、まさにおっしゃるとおりかなと思っております。まだまだ取組としては足りない部分もあるなという認識を持っております。スマートフォンに関しては、具体的にこれまでこういったことに取り組んできたとか、これからこれをやりますということはお答えはできないところではございますが、今年度コロナ禍において、情報発信の部分で1つ新たな課題として認識しているものが、我々町としては、広報紙やホームページを中心に情報発信してまいりました。当然広報紙に関しては締切りがあるということで、そこに合わせて記事を作っていくわけですが、その記事の締切りが終了後に発信しなければいけない情報が出てきたときの対応に関して、情報に関しては、即時性や速達性が非常に大事であるなということを感じました。そういった意味では、完全に身近になっておりますスマートフォンを活用した取組というのも、今後検討していかなければならないと思っております、企画部内におきまして、ラインアカウントの取得等についても今検討を進めているところでございます。

それと、3点目のパブリシティ活動です。フィルムコミッションの関係で所管する産業振興課と連携しているのかという部分でございます。しっかり連携は取れております。産業振興課でそういった案件があれば逐一我々に報告していただいておりますし、その案件につきましては、情報を把握した場合については、しかるべきところに情報発信する、プレスリリースするというような対応を取っているところでございます。

それと、実行委員会に関するところでございます。実行委員会に関しましては、横手委員おっしゃるとおり、なかなか成果として形に見えないと我々も正直感じているところでございます。コロナでなかなか集まれなくて、具体的な取組について検討が進まないという部分もありますけれども、ただ、そんな中でも、成果としましては、実行委員会に所属する構成員一人一人が、ブランディングとは何だろうというところにもう一度立ち返って、理解した上で進めていかないと、同じ方向のベクトルに取組が向かないよねと構成員一人一人から出てきているということは、大きな成果かなとは思っております。これまで自分がやりたいことがアイデアとして出され、一定の方向を向かずになかなか調整が図られなかったというところが長い期間ありましたので、そういった意味では、一歩進んだ形になっているのかなと思っております。

そういった中、現在実行委員会で目指すべきありたい姿といたしますか、ビジョンといたしますか、そこ

に関しましては、町内に数多く存在する各コミュニティ同士をつなぐハブ機能を持った団体になっていきまして、各コミュニティが抱えます課題の解決に向けて協力支援を行っていくことで、他者を思いやることや多様性の受入れなど、『「高座」のころ。』のブランドスローガンを掲げます心の価値向上を町内に広く伝播させていく団体になっていこうということを1つビジョンとして掲げてあります。そのために、心の価値向上のための具体的な取組といたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、次代を担う子どもたちをメインターゲットとしまして、子どもたち一人一人が地元の寒川町を好きになってもらう取組を進めていきたいと思っていますところでございます。

私からは以上です。

【吉田委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 それでは、私からは、5点目、デジタル化の取組のことかと思います。実際コロナ禍におきまして、今年度の補正対応ということで主に対応させていただいたんですが、そういった意味では、令和元年度の動きはないところではございますけれども、リモートワークの関係につきましては、その前に庁舎内の事務決済のシステム等々を電子化しなきゃいけないというハードルはございますけれども、現状でできる形での対応ということで、自宅でのリモートワーク対応ということで、セキュリティ機能付のUSBメモリ等々を調達いたしまして、自宅ですることができる形、持ち帰ってもデータ流出等のないような形で自宅で執務する、こういった環境を整えるとともに、あるいはウェブ会議のシステムなんかも導入いたしまして、有償のものです、セキュリティに配慮した形での内部会議、あるいは外部との会議が開催可能になってきている。また、電子申請等々の取組に関しまして、今後コロナ禍において当然推進していかなければいけない1つの重点事項にはなってくるわけですけれども、お客様に来庁する機会をなるべく増やすという意味では、電子で申請する、あるいは電子で役場にご来庁いただく時間を予約できるような仕組みを電子申請のシステムで作ることもできますので、そういったものも活用しながら今後どんどん推進していきたいと思っております。あるいは令和元年の対応でございますが……。

【吉田委員長】 ちょっといいですか。村瀬さん、元年度決算の話なので、去年のところまで大丈夫です。先の話は……。

【村瀬専任主幹】 コロナの話があったものですから触れさせていただきました。

昨年の対応におきましては、職員の事務負担軽減ではございますけれども、RPAの技術を導入するための検証期間ということで、無償で使うことができましたので、そういったものを使いながら、職員がいかに関務における単純作業を減らしながら、ほかの相談業務、窓口ではそうですね。本来業務に時間を割くことができるか、そういったことを考えながらRPA、あるいはAI-OCR、文字認識を含めた技術を活用していくという検証もしながら、今年度実は予算も要求して取っておるんですが、取り組んでいこうと思っていますところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 元年度決算の委員会なので、あまり先のことまで言わせることはないのですが、また、あまりそこまで踏み込まないように委員の皆様もご注意いただきたいと思います。

横手委員。

**【横手委員】** まず、1つ目のブランドビルドの成果については、大体分かりました。本当はもう少し詳しい数字が欲しかったんですが、それはまた別の機会にということで、それから産振との連携の件も分かりました。それと、『「高座」のこころ。』実行委員会については、問題意識の共有化もできているし、知識の平準化もできているということで分かりました。それと、デジタルトランスフォーメーションの件についても、令和元年度における状況は分かりましたので、結構でございます。

1つだけどうしても聞いておきたいのは、スマートフォンの活用についてなんですけれども、昨年日本の広告費で、スマートフォンに広告を出す金額の総額は1兆3,000億円まで増えてきたというところになります。なので、それぐらい今日本人のメディアというものが、スマートフォンが24時間365日30センチ以内にあるメディアですということが、ちゃんと広報として認識されているのかどうかというのを最後にお答えいただけますか。

**【吉田委員長】** 青木課長。

**【青木広報戦略課長】** しっかりと認識しております。先ほど答弁が漏れていたといいますか、補足させていただきますと、スマートフォンを使った部分については、移住ポータルサイトへの誘導として、広告を打っております。SNS広告としてInstagramやYouTube、それとSUUMO、神奈川に関心を持った人へ遡求するということでの広告の掲載が活用事例としてあるということでございます。

以上でございます。

**【吉田委員長】** 皆さん質問したと思いますので、最後に副委員長。

中川副委員長。

**【中川副委員長】** 簡単に1問だけお尋ねします。2ページの広報活動事業費の委託料の広報等全戸配布業務委託料についてですけど、最近シルバー人材センターの方の人手不足もあって、全戸配布が厳しいという状況も聞くところがございますが、元年度については、全戸配布はどのような状況であったかということをお尋ねします。

**【吉田委員長】** 青木課長。

**【青木広報戦略課長】** シルバー人材センターへの全戸配布委託料はどうだったかということでございます。全戸配布委託につきましては、平成22年度からシルバー人材センターに委託しているところでございますけれども、現在シルバー人材センターでは、恒常的な会員の確保が大きな課題となっている状況です。その中でも今回の全戸配布業務に関しましては、体力的な負荷がある業務でありまして、シルバー人材センターにおいても、担い手集めに苦慮している状況だと聞いております。そうした中ではありますけれども、昨年度の委託業務に関しては、未配等の苦情件数も少なく、確実に業務を遂行していただいております。

しかしながら、その業務の実施に関しましては、昨今の世帯数の増加が進む中、現在町内地域を40ブロックに分けて、35人で分担して実施していただいております。地域によっては欠員が出ている地域もございます。また、シルバー人材センターに委託してから10年となりますけれども、10年間継続していただいている会員さんは、10名程度ということでございました。作業内容に見合った対価を得られないという理由で、離職する会員も多く見られるということで先にお声をいただきましたけれども、あ

る意味まさにぎりぎりの状態で業務を担っていただいているという厳しい状況であると認識しているところでございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 分かりました。本当にぎりぎりの状況ということでございますが、その点を踏まえて今後の見通し、コロナの影響の有無等も含めてと思ったんですが、私が住んでいるところも、以前は月末までには配布されていたんですが、最近月が明けてから1日とか2日ぐらいになってやっと入ってくるということも時々あるものですから、今後の見通し等を含めてどう捉えているのかお願いします。

【吉田委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 今後の見通しにつきましては、町といたしましては、シルバー人材センターへお願いするという社会的意義ですとか、業務の性質上、地域をよく知ってもらっている方に配布してもらうことの効率性などの観点からも、引き続きシルバー人材センターにお願いしていきたいとは考えております。仮にシルバー人材センターに委託ができない状況となった場合については、民間のポスティング会社をお願いしていくことを模索していくこととなりますけれども、そうした場合、コストが大きな課題となってまいります。

参考ですが、県内で民間ポスティング会社に委託している自治体は4市町でございますが、そのコストに関しましては、現在の町の委託料と比較しまして約400万円程度追加で必要になってくる場合がございます。また、他自治体で委託している民間業者に関しましても、我々の調査の中では2社のみでありまして、当該業者も現時点で新たな業務は受けられない状況であるということを知っております。また、今、副委員長からお話がありましたけれども、広報紙へのチラシ等の折込み作業に関して、会員さんは課題を感じていらっしゃるというお声もいただきました。それは、シルバー人材センターへの広報紙の納品から配布開始日までの日程が、現行の体制では厳しいという意見もいただいております。

こうしたことから、町といたしましても、現行の折込みの作業にかかる広報紙の納品までの作業スケジュールの見直しなど、課題の本質を見極めた上で最大限の協力、支援をしながら、今後についても引き続きシルバー人材センターで受けていただけるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、コロナ禍による影響につきましては、現時点で業務に及ぼす悪影響は出ていないということを確認しております。

以上でございます。

【吉田委員長】 お疲れさまでございました。これで質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

午後の審査は、総務部総務課より始めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速ご説明いただきたいと思います。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより総務部の令和元年度の決算審査をお願いいたします。

まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては三橋総務課長より、質疑に対する答弁につきましては、出席職員で対応します。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、令和元年度総務課所管の決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきます。

タブレット資料2ページ、3ページをご覧ください。令和元年度決算人件費概要でございます。項目別に人件費を分類した内容で、それぞれの項目の上段が平成30年度の決算額、中段が令和元年度の決算額、下段が対前年度比でございます。数字が細かくて見づらい点は大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

2ページは、一般会計と各特別会計で集計しておりまして、3ページの表が総計となっておりますので、3ページをご覧ください。一般会計及び特別会計における人件費の総額につきましては、一番下合計欄の右端の中段の数字で33億9,467万4,853円でございます。前年度と比べ4,822万9,667円の増、率にいたしますと1.44%の増となっております。主な増額の理由といたしましては、選挙や災害によりまして職員手当等の時間外手当が増加したこと、また前年より退職者が多かったことから、共済費に含まれます退職手当組合への特別負担金が増加したことによるものなどがございます。また、一般会計の歳出総額に占める人件費の割合は、21.2%となっております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。臨時・非常勤職員の雇用実績の推移でございます。令和元年度の実績といたしましては、非常勤職員が40名、臨時職員が255名、合わせて延べ295名を雇用いたしまして、賃金総額で1億7,919万9,253円の支出でございます。前年と比較いたしますと、人数で32名の増、賃金総額では749万4,873円、率にして約4.36%の増となっております。増となった要因といたしましては、総務課で予算を持つ職員の育児休業や療養休暇等に伴います臨時職員の増、福祉課のプレミアム付商品券事業に伴う臨時職員の増などによるものでございます。

次の5ページと6ページに、非常勤職員と臨時職員それぞれに前年度との比較をした表をつけておりますので、詳細については後ほどご覧ください。

続きまして、7ページをご覧ください。事業費別歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。決算書は51、52ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。まず、職員給与費でございます。特別職2人を含む職員85人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は31、32ページ、環境課の犬の登録手数料190万5,870円のうち107万4,858円を給料に充当してございます。

次に、資料8ページをご覧ください。一般管理経費でございます。決算書は51ページから54ページになります。報酬は、公務災害補償等認定委員会、特別職報酬等審議会及び固定資産評価審査委員会の各委員の委員報酬ですが、備考欄に記載のとおり、開催されたのは固定資産評価審査委員会のみで、公務災害補償等認定委員会及び特別職報酬等審議会は開催しておりませんので、不用額となっております。報償費は、自治行政法律相談員である弁護士への謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、定期刊行物や新聞等の購読料などがございます。役務費は、i JAMPの通信サービス料やmoreNOTEのクラウド使用料、使用料及び賃借料は、タブレット端末機の借上料でございま

す。

続いて、資料9ページをご覧ください。決算書は53、54ページで、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費でございます。まず、人事管理経費でございます。共済費は、地方公務員災害補償基金負担金と非常勤職員にかかる社会保険料、災害補償費は、公務災害に対する見舞金や療養補償等でございます。賃金は、職員の育児休業や療養休暇等に伴う臨時職員18名分の賃金でございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、給与支払明細書等の購入代、被服費は、作業服の購入代、医薬材料費は、職員用の薬代でございます。委託料は、職員採用試験の事務委託料などで、負担金補助及び交付金は、非常勤職員の公務災害補償負担金等でございます。不用額の主なものは、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料10ページをご覧ください。職員表彰経費でございます。令和元年度は、2名の職員が業績により表彰を受けておりました、表彰者への記念品を購入した経費でございます。

次に、資料11ページをご覧ください。職員研修事業費でございます。職員人材育成基本方針に基づきまして年間の研修計画を立案し、職員の能力向上に向けた各種の研修を実施しております。報償費は、研修講師に対する謝礼、旅費は、研修に参加した際の職員旅費及び総務課職員の普通旅費で、委託料は、職員研修のための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、市町村職員中央研修所の受講負担金や市町村研修センター負担金など、外部研修受講のための負担金でございます。

下の表をご覧ください。職員研修事業費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は45、46ページ、総務課の市町村振興協会研修事業助成金ですが、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けるものでございます。補助率は10分の8でございます。8,200円を全額負担金補助及び交付金に充当しております。

なお、タブレット資料19ページから23ページまでが、令和元年度の職員研修の実績一覧となっております。

恐れ入りますが、資料は12ページに戻っていただきまして、職員健康管理経費でございます。報酬は、健康相談、健康指導をお願いしております産業医への報酬で、委託料は、職員の健康管理のための健康診断及びそれに伴う再検査を医療機関に委託した経費でございます。

次に、資料13ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。地方公務員法第42条の規定によりまして、職員の元気回復その他福利厚生を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。まず、文書事務経費でございます。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や個別ホルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代で、役務費は、料金後納郵便料等でございます。委託料は、例規管理システムのサポート業務及び廃棄文書の裁断回収処理の委託料でございます。

下の表をご覧ください。文書事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は45、46ページの下水道課の下水道事業事務費負担金378万3,000円のうち例規管理システムの経費負担分として5万7,000円を委託料に充ててございます。

次に、資料15ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代で、修繕料は、紙折機の修理及び裁断機の歯の研磨を行ったものでございます。使用料及び賃借料は、複合機、簡易印刷機等の借上料でございます。

下の表をご覧ください。印刷事務経費の特定財源でございます。歳入番号1は、先ほどと同じ下水道課の下水道事業事務費負担金378万3,000円のうち、印刷関係の機器類の経費負担分として20万8,000円を使用料及び賃借料に充ててございます。

次に、歳入番号2、決算書47、48ページの雑入その他199万7,675円のうち、公文書公開に伴う複写機などによる歳入分17万9,095円を使用料及び賃借料に充当しております。

次に、資料16ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。報酬は、情報公開制度と個人情報保護制度の審議会及び審査会の委員の報酬ですが、備考欄に記載のとおり、両制度の審査会は開催しておりませんので、不用額となっております。旅費は、その委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

続きまして、資料17ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費16目文書館費でございます。決算書は61から64ページになります。まず、文書館管理経費ですが、報酬は、文書館運営審議会委員5名の報酬で、旅費は、運営審議会委員の費用弁償と職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代でございます。役務費は、電話代や文書館だよりの郵送料で、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会等の会費でございます。

資料18ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。報酬は、町史編さん委員5名の報酬で、共済費は、非常勤職員の社会保険料、賃金は、臨時職員3名と非常勤職員1名の賃金で、報償費は、資料保存ワークショップの際の講師への謝礼です。旅費は、編集委員の費用弁償及び資料調査等に関わる普通旅費で、需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編さん事務にかかる消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第31号の印刷代でございます。役務費は、刊行物の郵送料でございます。委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料や講演会の記録筆耕及びデジタルアーカイブ事業の委託料でございます。不用額の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください。文書館資料保存活用事業の特定財源でございます。歳入番号1、決算書41から42ページの文書館の町史刊行物売払収入15万8,000円は、寒川町史をはじめ町史研究、調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売したもので、全額を印刷製本費に充ててございます。

次に、歳入番号2、決算書45、46ページの文書館の講座等資料代2万2,800円は、古文書講座及び文書館活用講座の開催に伴い参加者からご負担いただく配付資料の実費でございまして、全額を委託料に充当しております。

歳入番号3のアーカイブス実習負担金は、学生が文書館で実習を行う際に大学が支払う負担金ですが、令和元年度は該当する学生がいなかったため実習がございませんでした。

歳入番号4、図書館振興財団助成金64万2,015円は、デジタルアーカイブの取組に対して公益財団法人図書館振興財団から助成されるものでございます。デジタルアーカイブの内容は、文書館に寄贈されたマッチラベルのコレクション約6,500枚をインターネット上で閲覧できるようにする取組で、平成29年度から令和元年度までの3年間かけて実施したものでございます。こちらは消耗品費及び委託料に充



当しております。

私からの説明は以上ですが、資料24ページからの寒川文書館年報につきまして、文書館高木館長よりご説明いたします。

【吉田委員長】 高木文書館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、お配りしました文書館年報の抜粋がございます。これに従いまして令和元年度の文書館事業の結果についてご報告させていただきます。お手元のタブレットでは、24ページに表紙がございます、ご説明は26ページからさせていただければと思います。ご承知のとおり、文書館は、公文書館法に基づきまして寒川に関する記録資料の収集、保存、利用、普及などに努めておりまして、寒川のことなら何でも調べられるということキャッチフレーズに、町民の皆さんへのサービスはもちろんのこと、町の職員の業務支援などにも力を発揮しているところでございます。

それでは、26ページ、年報に振ってあるページでいいますと、9ページをお開き願いたいと思います。まず、文書館の運営審議会でございますが、館の運営について6名の委員さんに様々な見地からご指導いただくために年に2回の会議を開催いたしました。ただ、本来は2回なんです、新型コロナウイルスの関係で3月開催予定だったものが見送りになっておりまして、実際には1回ということでございます。

それから、収集資料のうち公文書につきましては、保存年限が満了する文書の中から歴史的価値の認められるものを選別して保存する作業を行っておりまして、29箱661ファイルを新たに収集いたしました。ほかに永年文書13箱を本庁から移動させたりというようなことで、結果、保管している文書の総数が1,352箱ということになっております。

続きまして、地域資料について、これは個人とか団体などが持っていた記録資料でございますが、6件の寄贈がございました。中でも特筆すべきことは、宮山の皆川家文書約5,900点の資料群が寄贈になりました。宮山村の名主を務めたり、寒川小学校の初代校長を務めた皆川寛、あるいは皆川病院、現在のけやきの森病院ですけれども、その創設者の皆川弘毅らを輩出した家の文書でございます、江戸時代の宮山村のことが分かるとか、あるいは病院や看護師の養成学校を作っていたりしたんですが、そういった動向が分かるものとか、戦後、寒川町は警察を独自で持っていた時代に皆川弘毅が公安委員長を務めたり、そういった記録とか、いろいろ多岐にわたっておりまして、これからもぜひ大いに活用してまいりたいと思っております。

続きまして、タブレットで27ページ、年報の10ページをご覧くださいませ。資料の利用状況です。職員の閲覧は62件93点、レファレンス、つまり調べ物のお手伝いが64件ございました。また、年間の開館日数は293日、例年より若干少なめなんです、これは3月5日から新型コロナウイルスの感染対策のために臨時休館をしたということで、若干減っております。来館者は1万1,381人、1日平均39人という数字を数えております。このうち全体の閲覧の数が219件で900点、レファレンスが313点ございました。最も多いレファレンスといたしましては、測量業者さんなどが、土地改良に関するお問合せで、実際に測って見たら法務局の登記図面とずれているので、土地改良が原因なんじゃないかというようなことで、そういった記録を調べようというような利用が割と多いものでありますが、そのほかにも小学校の調べ学習とか、先祖調べ、史跡歩きのアドバイスとか、いろいろな内容がありまして、それぞれ解決

のお役に立っているものと思っております。

それから次に、普及事業でございます。タブレットの31ページ、年報では14ページをご覧ください。講座、展示など普及事業に力を入れて、皆さんに参加していただくことができました。茅ヶ崎市との広域連携事業の一環で行いましたのは、広報をテーマにした展示及び講演会でございます。昨年は「広報さむかわ」が創刊して70周年という節目に当たりましたため、茅ヶ崎市と寒川町広域連携事業の枠の中で、茅ヶ崎市は文化資料館、寒川町は文書館において、それぞれ広報の紙面とか内容の移り変わりなどをパネル展示すると同時に、合同で記念講演を行ったというような展開がございました。また、資料保存ワークショップでは、破損した冊子の修復方法を専門のスキルを持った講師に教えていただくというような催しも行いました。

それから、タブレットの33ページ、年報の16ページをご覧くださいませ。平成29年、30年、それから令和元年3か年にわたりまして、公益財団法人図書館振興財団の助成金をいただきまして、マッチラベルのコレクションのデジタル化公開事業というのを行ってまいりまして、令和元年度末、この3月で完了いたしました。6,000数100点の資料がインターネット上で閲覧、検索できるようになりまして、さらにこれが国会図書館のジャパンサーチという横断検索システムがございまして、それに連携されたということで、さらにアクセスしてもらえる機会が広がったのではないかと考えております。また、刊行物といたしましては、年報、文書館だより、町史研究、絵はがき、こういったものを発行いたしまして、それから、様々な研修を受講したり、逆に研修の講師で出かけていたり、原稿の執筆をする、いろいろな取組を行ってまいりました。また、全資料協という公文書館の横のつながりの全国団体がございませけれども、令和元年度と2年度の2か年は寒川文書館が会長事務局を務めるということで、公文書館活動の普及、会員の研さん機会の提供などを全国の公文書館に向けて行ってきたということでございます。

以上を令和元年度の事業としてご報告させていただきます。ありがとうございます。以上です。

**【吉田委員長】** 説明が終わりましたので、これから質疑をお受けするんですけれども、その前に一言だけ。これは令和元年度2019年度の決算になりますので、できる限り数字から離れないようにしていただきまして、かつ明瞭簡潔に質疑をしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

黒沢委員。

**【黒沢委員】** 大きくは2点ぐらい、まず、人事管理経費で、採用試験で委託料を払っておりますけれども、職員の採用についての考え方を伺いたしたいと思います、令和元年の寒川町の受験者数、それから合格者数、それと実際に採用した人数をまずはお知らせいただきたいと思っております。

それから、あと、職員の適正配置もここでいいかな、予算的には出てこないんですけど、職員の適正配置にしっかり取り組んでいただいているとは思いますが、適正であるかどうかの指標というのは、どこから取ってきているのか、各課でそれぞれのいろいろな事務事業をやっておりますけれども、それらの事務事業の棚卸しをしっかりとった上で、必要な配置が、そういうのを指標にしてやられているのか、適正配置の適正であることの指標というのは、どういうところで押さえているのかお知らせいただきたいと思っております。

それから、職員研修事業費、研修を委託で行っているケースもありますということなのですが、今回委託料についての執行率が47%になっているわけですが、当初予算を組んだときの想定との研修と、内容的に大きな開きがあったのかどうかということと、職員研修における目的が達成されたかどうか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 採用試験の状況でございます。令和元年度は2回採用試験を行いました。10月採用と令和2年4月採用でございます。まず、令和元年10月採用における受験者数ですけれども231名、合格者数が9名、採用者数が7名でございます。続いてもう一回行いました令和2年度4月採用でございます。受験者数が241名、最終合格者が12名、採用者が4名でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 次に、適正配置についてのお尋ねでございます。採用に当たりまして、もちろんその前段として何人の人員が必要かというところがございます。各課からヒアリング等をいたしまして、必要な人員を把握するわけですが、今、委員がおっしゃられたのは、人として適性があるのかなのかということだと思いますが、少なくとも事務職においては、細かくどういった人物がその事業に必要だということまでを把握しながら採用しているところではございません。ほかに専門職がございますので、そちらについてはもちろん資格等々を勘案して採用するわけですが、一般的な職員につきましては、採用試験において、まず基礎的な能力を1次試験等の筆記試験で確認いたしまして、その後集団討論やグループワーク、それから最終的には面接等で、その人の積極性であったり、協調性であったり、コミュニケーション能力を見極めながら採用しているところでございます。

もう一点、研修事業に関して執行残が多いのではないかとこのところでございます。研修の委託料の中でかなり執行残が出ております。管理職のメンタルヘルス的な研修を予定してはいたんですが、そちらについて、健康管理の委託料の中で委託業者が無料で実施することができましたので、その分研修事業としては執行残が出ているという状況でございます。

それからもう一つ、研修については、それで目的が達成されているのかということでございますが、執行残については今のような状況で、無料でできたということがありましたので、その他の研修については実行しておりますので、研修の目的としては達成できたと考えております。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、研修の委託料が約半分で済んだという部分については、メンタルヘルスが無償で実施されたということで理解しました。今、課長に答えていただいたんですが、新規の職員の採用の件と適正配置の件は分けていただいて、適正配置については、今各課に職員が配置されているわけですが、適正とする指標というのは、どういうところを抑えて適正と判断されるのか、それがないと、総務課としては、これは適正だよと言ったとしても、しっかりとした指標がないと、なかなか分かりづらいんじゃないかなと思うんです。だから、そこをどういう形で適正と判断するのか。それには各課の事務量が異なりますから、個人個人の能力までを換算するというのはなかなか難しいかなと思うんです。この事務量に対して何人本当に必要なのかというところは、まず押さえなきゃいけないのかなと思うんです。

けど、その辺の押さえがしっかりとできているかどうかということが聞きたかったので、そこをもう一回お聞かせいただきたいと思います。

それから、職員の採用については、優秀な人材を確保していくという観点で、これまでもやってきたと思うんですけども、実際に今年度の1年間で採用というのを考えたときに、10月採用も踏まえての採り方も考えていかなきゃいけないのはよく分かります。ただ、4月の採用で問題なのは、受験者がそれなりにいる、ここは寒川町の行政の取組だとか、それから様々な施策を展開する中で興味を持っていた、職員になりたいという方は、自治体の職員になりたいという方にある程度の注目はされているんだと思うんですけど、ただ、合格者を12名出したとしても、実際には4名しか残らない、現状としては、寒川町だけではなくて、ほかの行政も、もしかしたら民間も受けている方もいらっしゃる中で、より条件がいいところにやっぱり行ってしまいうだろうと、ただ、4月の採用のときに人員を確保するというのも捉えていかなきゃいけないと思うんですけど、そういうことを考えると、令和元年度だけじゃなくて、こういう傾向はずっと続いているんだと思うんです。そういう中で、1年間で職員の採用を考えたときに、どういう考え方でこの職員を取っていくのかということが大事だろうと思いますし、実際、適正配置に絡んできますけど、事務量を換算していったときに、今本当に職員は足りていますかという話にもなってくるんです。そうすると、人材を確保するという観点をどう整理していくのが問われているんだと思いますけど、その辺についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 適正配置について見当違いの答えで申し訳ございませんでした。各課の業務量を正確に把握して、それに基づいて適正な人数でもですし、適正な配置を進めていくことが総務課の役割だとは思っております。適正な業務量を把握しているのかというところが問題になってくるかと思えます。もちろん今できる限り適正に把握するよう努めてはおるところではございますが、さらに細かく業務の棚卸しを進めなくてはいけないという意識は持っておりますので、そういった準備を進めてようとは思っております。

そして、採用試験です。委員おっしゃられるように、受験者数については、それなりの数字の応募者がございます。ホームページ等で募集していることもありまして、かなり遠隔地からも受験されている方もいらっしゃいますし、社会人経験者についても応募されております。採用試験なので、こちらが採用者を選抜していることではございますけども、逆に言いますと、受験者にとってみれば複数の自治体、民間企業も含めて受験されている方がかなりの確率なので、受験者にとってみれば、自分の就職先を逆に選抜しているような状況もございます。ですので、採用担当者と受験者との関わり方、それから特に面接において、面接官の印象などでもかなり強く左右されるんだと思いますので、受験者に採用とかでお話を聞きますと、町のホームページを見て、志望動機としては、町の事業に賛同されて応募するとか、職員募集のホームページを見て、こういった人物を求めますというところに賛同されて応募したとかという話をよく聞きますので、そこから受験している間に他の自治体も含めて選ばれているんだと思いますので、試験の結果、寒川町を選んでいただくよう、心して試験の準備に当たっていきたいとは考えております。

それからもう一つ、適正配置に戻ってしまっって申し訳ないんですけども、事務量を把握する中で様々

な要望を各課から聞くんですけども、正職員はもちろんですけども、非常勤職員や会計年度任用職員、臨時職員と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういった多様な任用方法を活用して事務を進めております。その中で非常勤や会計年度の場合は、フルタイムじゃないという場合も多いので、そういったことも勘案しながら話を聞いて、もしかしたらそこに無理があるんじゃないかということで、任期付に移行したり、そういったことも提案しながら、実際に任期付のフルタイムに移行した職もありますし、そういったことも勘案しながら多様な任用形態も含めてよく検討していきたいと思っております。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 採用の件は最後にしますけども、こういう状況が続いていて、残念だなと思う部分もあるんです。合格を出しても、うちがほかの行政に負けているわけです。向こうが選んでいるわけですから。そういう意味では、優秀な人材を確保するためには、当然4月の段階で12名は少なくとも必要だということから、12名の合格者を出しているわけです、町としては。全員に来てもらってもいいわけですけども、でも、そのうちの3分の1しか残っていないという事実がここにあるわけです。だから、優秀な人材を確保するという意味では、こういった方からも選ばれる町になっていかなきゃいけない。

じゃ、なぜ選べないのかという原因も究明していかなきゃいけないんだと思うんです。うちより大きな市だとか、県だとか、国だとかというところに行っているから、しょうがないよねではいけないんだと思うんです。やっぱり優秀な人材をこの寒川に集めるという気概を持ってやらなきゃいけないので、選ばれる町、こういった受験していただいた方からも選ばれる町になっていかなきゃいけないと思うんですけど、そういったことを考えると、採用の考え方とか、採用の仕方とかも考え直さなきゃいけない部分も出てくるのかなど。じゃ、そういうところだけじゃなくて、町全体のいろんなところが影響してこういう結果が出ているのかどうかとか、その辺も採用担当として分析は必要なんじゃないかなと思っておりますけど、その辺の考えについてお聞かせいただきたいと思っております。

【吉田委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 採用の関係でお答えします。従来は、知識というか、そういったところで人物を選んできましたけど、昨今、ほかもそうですけど、人物重視という形で人を採用していくという形には我々としても考え方を持っております。そういった中では、試験につきましても、公務員試験のための教養試験という形ではなくて、普通の民間を受けている試験と同じものを、今年からは特にSPIIという民間の試験を導入して、特別に公務員試験に対策を取らなくても受けられるような形で広く門戸を開いたというつもりでいます。

それから、課長から説明がありましたけれども、『「高座」のころ。』のブランディング化、それからアークリーグをやったというようなことも含めまして、ホームページ等にどういう職員が欲しいかということ、我々の気持ちを伝えるようなホームページを作ったことによって、数年前と比べますと、全国からホームページを見てかなりの人たちが高座のブランディングとアークリーグの話を捉えて、この町は魅力があるので試験を受けましたと言ってもらっている状況はございます。ただし、最終的には去年につきましては、12人の採用者のところ半分以上から、県に受かりました、丸々市に受かりましたというようなことの中で、お断りの連絡があったということになります。

これからの人口減少時代にあっては、働き手といえますか、生産年齢人口の減少がどんどん将来にわ

たって人手不足をもたらすような状況の中で、限られた人手をめぐるパイの奪い合いみたいな状況に実際なっているなど、顕在化してきているなど感じています。

課長からも、黒沢さんからもありましたけど、採用試験については、我々が職員を選ぶと同時に選ばれる側であるということは痛切に感じております。ですから、私たちも、面接試験なんかをやっていて途中トイレに行きますけど、あまりきれいじゃないなというようなときに、皆さんきれいな中で同じように試験を受けてもらっているという中では、マイナスだろうという中では、課長が言いましたけど、面接をやるときに、我々がどういうまちづくりをしたいのか、どういう熱意を持っているのか、どういう志で職員をやっているのか、これをきちっと伝えていくことだろうという形で取り組んでいるところでございます。

あとは、試験の仕方とか、試験をする前に、まず受けてもらわなきゃ始まらないので、町の魅力の発信の仕方というのはまだまだ工夫の仕方あるので、今後もっと力を入れてやっていこうという話はしております。だから事前に説明会をやったらいいか、もっと魅力的なパンフレットを作ったらいいか、もっと独自の試験を考えるということもやらなきゃいけないと感じています。試験の時期については、早くやって早くつかもうと思ったんですけど、そうすると、どうしても最終的に選択されるときになかなか難しさがあるということの中では、かなり我々も難しさを感じています。ただ、いい職員を採っていききたい、いい職員を採って、いい人材に育てて、住民サービスを高めていききたいと感じていますので、引き続き努力はしていきます。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、お聞きします。まず職員研修なんですけど、先ほど課長の答弁の中で、研修の目的は達成したということでしたけど、達成の度合いですけど、あと実際これが町民サービスに対してどのように寄与したか実感されるところがありましたら、お話をお願いします。あとそれで、研修の中で協働に関する職員研修とありますが、これに関して研修だけでなく、先進地の視察とか、そういうものもやったことがあるのか確認したいと思います。

以上です。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 研修についてです。達成の度合いというようなお話だったと思います。度合いというのは、なかなか表現するのが難しいんですけども、研修を受けますと、復命書という形で各人が総務課を経由して報告されます。その中で、将来これから役に立つのかというような満足度を表記するところもございますが、かなり高い点数が来ているのは確かです。それから、ここ数年は自分だけの研修の成果を自分だけにとどめるのではなくて、所属の中で共有するよというお話をイントラ等でも周知しているところでございまして、実際に課内会議の中かもしれませんけども、持ち帰った知識を周りにも広めるよという取組をしております。

それから協働の研修についてですが、先進地の視察ということでございますが、そういった取組はされていない、ごめんなさい。担当からお話しします。

【吉田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 先進地視察でいいますと、協働の関係でどこかにというのはないんですけども、例えば総合計画策定のときに先進地に行くとか、あと、事業ごとで課題になったところでどこかに行きたいというような相談を受けた場合には、調整しながら先進地視察というものを検討したりはしております。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 タブレットの8ページ、弁護士への報償費というのがあったと思うんですけども、聞きたいのは、例えばこれは、多分パートタイムという言い方は変なんですけども、その時その時で報償費、役務への対価を払っていらっしゃるということだと思んですけども、いろいろとこれからコンプライアンス的な業務、法律的な業務、法務的な業務が増えてくる中で、いわゆるパートタイム的をお願いするのではなくて、例えば顧問弁護士制度を活用する、顧問弁護士にやってもらうとか、もしくは臨時職員として雇って法務関係の仕事をしてもらうというのと、こういうやり方で費用の比較をしたことはあるんですか。だから、こっちはこのやり方でいいんだよという結果になったのか、そこだけ教えてください。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 弁護士への報償費です。今うちで支出しているのは、行政法律相談の相談員さんとしての報償でございまして、委員おっしゃるような顧問弁護士であったり、そういった職員としての報酬ではございません。相談員ですので、案件ごとに相談があれば相談していただくという形で相談はしていただくんですが、ないときも毎月の定額でお支払いしているというような状況です。

委員ご提案の顧問料を払う顧問弁護士と、最近ほかの県内でも2、3あるように聞きますけども、任期付職員として弁護士を雇うようなことだと思いますが、そういったところと費用の比較としては具体的にはしてはいないんですけども、割り返していただくと分かるように、今報償費は月3万円の消費税相当額というような形でございます。相当安いと思いますので、顧問弁護士に払う顧問料であったり、任期付職員への給料と比較すると相当に安いので、比べるまでもなく、かなりの差が出てくると思います。おっしゃるように、法律的にかなり難しい場面も出てきますので、需要が高まってくれば検討しなくてはいけない状況もあるかと思いますが、今のところ具体的に検討しているという状況ではございません。

【吉田委員長】 他にございますか。

中川副委員長。

【中川副委員長】 何点かお尋ねいたします。まず1点目は、4ページで、先ほどもありました。臨時・非常勤職員の雇用実績についてです。この賃金総額が1億8,000万円程度になっていて、予算ベースでは1億9,100万円ほどついておりましたので、若干差があるかなと、そんなに大きな差はないかもしれないんですけども、その主な理由について、本来はこのくらい的人数を採用しようと思ったのだけど、そこまでは至らなかったですとか、そうした事情があったのかどうか、その点についてまず1点目にお尋ねいたします。

2点目は、先ほどから質問が相次いでいて申し訳ないのですが、私も職員研修事業費をお尋ねしたいと思います。11ページです。今先進地視察というお話があったんですが、研修というのを研究修養という視点で見たとき、先進地視察というのも非常に大きな意義を持つと思う反面、予算的にも時間的にも限界がありますが、一方で、ほかの自治体への出向とか人事交流というものも先進視察的な意義を持つのかなと、寒川町以外のところに行くことによって、寒川町のいいところ、課題、そういうところが見えてくると思いますが、元年度について、主に茅ヶ崎市になるかなと思います、その点についての実績、あるいは効果についてはどのように見ているかということをお尋ねします。

あと、3問目は、文書館になります。文書館の資料保存活用事業費18ページになります。先ほどの文書館年報で、公文書の管理、役場での保存期限が過ぎたものかなというところでありまして、19年3月段階がございましたが、元年度について文書館で行っていた保管期限が切れた文書の保存というんでしょうか、そうした点について、何件ぐらいあったかですとか、その点についてお答えいただきたいと思います。

以上、3点です。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 では、順に分担させていただきながら答弁させていただきます。まず最初の臨時・非常勤職員の賃金総額の話でございますが、正直申しまして、全体を比較いたしまして、これといって特筆した理由というのはないんです。一部の職で年度の途中で職員が退職したり、募集に対して応募が少なかったり、予定の人数を確保できなかったということがございましたが、それぞれ全体として少しずつ出込み引込みがございまして、予算額を下回る計画になったということでございます。

それから研修のことにつきまして、茅ヶ崎市との交流の関係でございますが、担当からお答えいたします。

【吉田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 人事交流の関係でございますけども、令和元年度は神奈川県と主に茅ヶ崎市と人事交流をしております。特に茅ヶ崎市とは原則2年間の人事交流を定期的に行っておりまして、令和元年度は3部門で交流を行いました。高齢介護部門、保育部門、消防部門でそれぞれ相互に交流を行っております。

効果としましては、人事交流による職員の市町の相互理解、相互応援促進の効果が高いものと見ております。また、人事交流により職員の広域的視野の養成や能力の向上にも効果があると見ております。また、定期的に交流しておること、交流した職員が他所属に移っても、構築した人脈等を活用して業務を遂行していただいていると考えております。

以上です。

【吉田委員長】 高木文書館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、3番目の公文書の保存状況についてご説明させていただきます。先ほどの年報でもご説明させていただきましたけれども、保存期間が満了になる文書、公文書の中から評価、選別して歴史資料として未来に残していくという取組を行っておりまして、令和元年度の実施状況としてカウントしておりますのが、平成31年3月末をもって保存期間が満了となる文書を対象として



おりまして、平成20年度作成の10年保存、それから25年度作成の5年保存、27年度作成の3年保存、この3種類が対象でございます。それを平成31年3月から4月にかけて、全部300箱ぐらい廃棄対象があるんですけども、その中から29箱661ファイルを選別いたしました。一般的には事業の意思決定に関わるものとか、審議会の会議録とか、制度が新しくできたときのものとか、そういうものを対象としておりまして、今回昨年3月から4月にかけて収集したもので特徴的なものといましては、平成25年4月に圏央道、さがみ縦貫道路の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジが開通いたしまして、そのイベント、高速道路の上を歩いたりとか、そういうものの準備とか運営に関わるものとか、あと25年7月には、第1回の神輿まつりが駅前公園で開かれていますので、そういう詳しい文書を選別することができたというのは大きな成果だったのかなと思っております。

今後こういった大事な記録を捨てないで、後世に残していくということが大事なのかなと思っておりますので、そういった視点でこれからも努めてまいりたいと思っております。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 申し訳ございません。先ほど研修に関連して各団体との交流について担当からご説明いたしましたが、1か所漏れておりましたので。茅ヶ崎市や県等の話をいたしました。今産業振興課に属する職員が経済産業省に研修生として行っておりまして、活躍しているというご報告をいただいておりますので、ご報告しておきます。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 最後に、経済産業省もご説明いただきましたところでございます。それを踏まえて、またご質問したいと思います。1点目の臨時・非常勤職員の雇用実績について、特に少なくなった理由はないということではありましたが、ただ、一方で、非正規の職員の方たちというのは、今文書館も学芸員の方も、そうじゃないかなと思いますけど、いろいろ小学校の補助教員だったり、保育コンシェルジュの方だったり、本来だったら正規でもおかしくないようなすごく重要な役割を担っておられるところもあるのもまた事実かなと思いますので、非正規といっても、それ相応の処遇や待遇は必要なのではないか、元年度でそういったことが十分にできたかどうか、また現状それが十分か、この点についてお尋ねしたいと思います。

2点目の職員研修です。茅ヶ崎、県以外に産振が経産省に行っているというところでもございました。今後いろいろな効果もあるところでもございますので、人事交流を拡大していく考えがあるかどうか、そうした点について担当のお考えを伺わせていただきたいと思っております。

あと3点目ですが、文書館です。元年度の状況を踏まえた上での課題をお伺いしたいと思うんですが、元年度を踏まえて何か課題と捉えているところはあるか、例えばどんどん収集していけば当然場所的なスペースの問題があったり、あと今、高木館長の持っておられる非常に高度な専門性に文書館が支えられているところも大きいかなと思って、そういったところをどのように継承、発展させていくかがすごく重要なかなと思っておりますが、課題として捉えているところを元年度の状況も踏まえてお尋ねしたいと思います。

以上2点目です。

【吉田委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、臨時・非常勤のお話でございます。処遇、待遇について十分かというようなお話かと思いますが、今は会計年度任用職員になっておりますが、当時から臨時・非常勤につきましても、職員の不足するところをカバーしてもう職員として重要な役割を担っていただいていると思っております。現在も会計年度任用職員と名前を変えておりますけども、引き続き業務執行について欠かさない存在でありまして、制度が変わるときにこの制度の改正については、非常勤職員、臨時職員、非正規の方たちの処遇改善という意味も含めて制度の改正があったものと考えておりますし、そのような形で十分な給与体制ですとか、休暇とか、そういった面も考えまして、制度を設計したものでございます。新制度になって申し訳ないんですけども、新制度になりましたので、ここで新たな課題はないかとか、各配置している所属にも聞きながら課題の抽出には努めておりますので、今後ともよりよい制度にしていくように努めていくところでございます。

それから研修については、担当からお話しさせていただきます。

【吉田委員長】 三澤副主幹。

【三澤副主幹】 研修につきましては、人事交流につきましては、今後も進めていきたいところはあるのですが、相互交流では、うちの規模の自治体では難しい状況も出てきておりますので、状況を確認しながら相互にできるように、また能力も高められるように調整してまいりたいと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 高木文書館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、文書館についてのお尋ねでございますが、今後の課題ということでございますが、例示していただきましたのが、人材の継承とございますが、そういった問題につきましては、今もう一人いる職員が、大変過去のキャリアもある人材が入ってきておりまして、非常にばりばりやってくれておりますので、そこにどんどんシフトしながら継承できるようにしてまいりたいと思っております。

また、そのほかの課題といたしましては、スペースとおっしゃってくださったんですが、スペースよりも保存環境、より適切な温度、湿度、そういったものを、これから十分に科学的な部分を研究しながら、より適切にしていかなければならない、そういうふうに課題としては思っております。

また、公文書のルールです。せっかく選別した文書を、貴重な資料を取扱うためのルールが今のところそんなに十分ではない、そういうところが一番大きい課題かなと思っております。文書取扱規定では、保存年限が切れたものは、まず原則廃棄なんですけど、例外として町史編さんに必要なものは選別して廃棄しないでいいというような規定があるんですが、これは実は平成12年に改正したものをそのまま使っているということで、これを根拠に選別しているんですけども、公文書館として行う本来の役割としての未来に資料を残していくということを直接表現した例規になっていない、実態に即していないというのが実情です。あと保存年限の問題、3年、5年、10年とありまして、あとは永年というカテゴリーがあるんですが、県でも、あるいはほかの市町村の一部でも、永年というのはやめて、30年過ぎたらそれは歴史資料ですというような規定になっているところも、かなり多くなっているところでございますので、そういったところも解消していきたいなと思っております。そういったものを総合的に、

あと公開のルールなんですけども、ちゃんと定まっていない部分もありますので、そういったところをちゃんと収集したものを皆さんに閲覧していただけるような仕組みというのを明確にしていきたいと思います、これが大きな課題かなと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。  
暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、総務部施設再編課の審査に入りたいと思います。執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、施設再編課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては関根課長より、質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【吉田委員長】 関根施設再編課長。

【関根施設再編課長】 それでは、総務部施設再編課所管の令和元年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は55、56ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。町有財産管理経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用するために管理するものでございます。役務費については、インターネット公有財産売却システムの利用料や町有財産のうち施設再編課所管分の建物災害共済保険料や総合賠償保償保険料でございます。

続いて、下表をご覧ください。町有財産管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの公有財産売却収入173万9,502円のうち、施設再編課所管の10万1円は、インターネットの売却システムを通じて公有財産を売却することで得たもので、役務費に充当しております。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。管財事務経費であります。管財一般事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については、職員の普通旅費で、負担金補助及び交付金は、国土調査推進協議会への負担金でございます。管財事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保守、保全、管理を行うことにより、町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費の消耗品費は、庁舎の維持管理にかかるトイレトペーパーや蛍光灯、コロナ対策の除菌水などを購入しております。燃料費は、庁舎の維持管理にかかる燃料代で、光熱水費は電気、ガス、水道代でございます。修繕料は、庁舎の老朽化した機械設備等の修繕料で、高架水槽劣化破損修繕、東文庁舎会議室空調機更新修繕が主なものでございます。役務費は、電話代や簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎にかかる総合管理業務委託料や消防用設備保守点検委託料等で、使用料及び賃借料は、庁舎の空調機やエレベーターのリース料などで、原材料費は、補修用材料を予算計上しておりましたが、在庫で対応できたため皆減、備品購入費は、キッズス

ペース用のマット等の購入等、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費等でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページの県大気汚染常時監視測定網交付金については、光熱水費に充てております。

歳入番号②、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金378万3,000円のうち光熱水費へ42万8,000円、電話料の役務費に7万1,000円、庁舎維持管理等の委託料に97万5,000円、計147万4,000円を充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

歳入番号③、決算書は47、48ページの自動販売機等電気使用料38万5,880円のうち、施設再編課所管の27万1,637円を光熱水費に充てております。

歳入番号④、決算書は47、48ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括していることから実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、決算書は47、48ページの町民センター分上下水道使用料についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、決算書は47、48ページの町民センター分空調及び清掃他管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理制度を導入したことで管理委託を分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託しており、その支出については町民センター分も含んでいることから、指定管理者から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑦、決算書は47、48ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑧、決算書は47、48ページの広告付き案内地図板電気使用料については、本庁舎ロビーに設置した案内板が電気を使用することから、実費相当分をいただくもので、光熱水費に充当しております。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るために管理するものでございます。需用費の消耗品費は、公用車にかかる消耗品代で、燃料費は、ガソリン代、修繕料は、車検整備代、定期点検代等公用車の修繕料でございます。役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料及び自動車損害共済基金分担金でございます。使用料及び賃借料は、有料道路通行料、マイクロバスの借上料及び公用車4台分のリース料で、備品購入費は、自転車10台と軽自動車1台の購入費用でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金等で、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください、庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金378万3,000円のうち負担金補助及び交付金へ2万円を充当しており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理という建築営繕事務を円滑に推進するための事

務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、建築工事設計に関わる参考図書代等でございます。使用料及び賃借料は、営繕積算システムの使用料、負担金補助及び交付金は、財団法人経済調査会への負担金でございます。建築営繕事務経費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。公共施設再編計画策定事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設の更新、長寿命化、複合化、多機能化の時期などを示す公共施設再編計画を策定するため外部委員会の進行管理等を行ったものでございます。報償費は、外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼で、旅費は、職員の普通旅費、委託料は、学校、役場庁舎のコンクリート圧縮強度調査及びアスベスト含有調査の委託料でございます。なお、不用額等の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。公共施設再編計画策定事業費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は8ページをご覧ください。公共施設更新等事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、未利用施設を処分することで更新費用等の財源確保を図るものでございます。役務費は、旧放置自転車等保管場所の不動産鑑定評価の手数料でございます。なお、不用額等の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。公共施設更新等事業費は、全て一般財源でございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は9ページ、決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料14万9,025円のうち施設再編課所管の12万1,641円は、役場敷地内に設置しております金融機関のATMや公衆電話、自動販売機などに対する行政財産の目的外使用にかかる使用料でございます。

続きまして、決算書は41、42ページの16款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地・建物貸付収入の土地賃貸料でございます。こちらは、寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は31万128円でございます。

続きまして、決算書は45、46ページの20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の広告掲載料167万3,600円のうち施設再編課所管の75万3,600円は、公用車に貼っているマグネット広告及び本庁舎1階ロビーに設置しております広告付き案内板の広告料でございます。

続きまして、同じく2節総務費雑入の町有自動車共済金等につきましては、公用車の廃車に伴う自動車損害共済解約分担金の返礼金等で、収入済額は1万5,820円でございます。

次に、決算書153、154ページ、財産に関する調書をご覧ください。公有財産についてご説明させていただきます。(1)土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての令和元年度中の増減高は、区分欄公共用財産の学校分として136.00平米の増となっております。理由といたしましては、記載誤りを補正したことなどによるものでございます。

次に、同じく公共用財産のその他の施設分として3,456.30平米の減となっております。理由といたしましては、開発行為に伴うごみ集積所の帰属48.18平米の増などの一方、寒川駅周辺整備事務所の土地区画整理事業の換地処分、道路台帳に移管したことによる4,095.40平米の減などによるものでございます。

次に、区分欄その他で632.57平米の増となっております。理由といたしましては、寒川駅周辺整備事

業用地の一部を用途廃止により普通財産に分類替えしたものでございます。土地全体の令和元年度中増減高は2,687.73平米の減となり、令和元年度末現在高は38万3,454.84平米となっております。

次に、建物の令和元年度中増減高でございます。木造の令和元年度中の増減はなく、154ページの行になりますが、非木造の公共用財産学校分におきまして、旭が丘中学校の地盤沈下観測小屋を環境課から管理替えしたことなどにより、28.17平米の増となり、また、その他としまして、青少年広場に公衆便所を新築したことにより10.79平米の増となりまして、非木造全体の令和元年度中増減高は38.96平米の増となり、令和元年度末現在高は11万322.70平米となっております。したがって、建物全体として延べ面積計欄の令和元年度中増減高は38.96平米の増となり、令和元年度末現在高は11万1,724.49平米でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますか。

黒沢委員。

**【黒沢委員】** 1点だけ。公共施設再編計画策定事業費の中で報償費がほとんど使われていない、備考欄の理由としては外部委員会の開催回数の減となっておりますけども、ここは10%ぐらいしか使われていないので、なぜ減となったのか、そのぐらいの理由はお話しされてもいいのかなと思うので、お聞かせいただきたいと思います。

**【吉田委員長】** 関根課長。

**【関根施設再編課長】** 説明が不足しておりまして、申し訳ございませんでした。予算計上した段階では、外部委員会を6回開催する予定でございました。6回開催に伴いまして学識経験者への謝礼ですとか、あと、それ以外にも、学識経験者の方に、再編計画の案ができたということを想定して、その後の説明会に同席していただくということで、説明会についても4回を予定しておりました。また、外部委員会の中で学識経験者以外の方に対する謝礼も計上しておりました。それに対しまして、結論から言ってしまうと、外部委員会が開催できたのが、こちらで第1案を公表したときの第1案についての審議という形にとどまってしまったところでございます。第1案にたどり着くまでに根拠の資料を強化したいということで、補正をいただいてコンクリートの圧縮強度調査ですとか、アスベスト含有調査ということで、それが夏場過ぎまでかかってしまったということで、第1案が出来上がるのが冬場にまで押してしまったということもありますし、その後、本来でしたら説明会はさせていただきましたけれども、そのときにいただいた意見等を踏まえて、3月には再編計画案を策定したいと見込んでおりました。そこに向けて外部委員会を重ねていきたいと考えておったところですが、第1案の中でもまだ課題となっております健康管理センターの扱いですとか、学校の再編のこと、南北の公民館の扱いについて、検討という形で第1案で出していたところを、もう少し具体的に再編計画に落とし込むためには議論が必要だろうということで、内部的な時間がかかってしまって、予算を計画していたとおりには消化できなかったというところが実情でございます。

以上です。

**【吉田委員長】** 黒沢委員。

【黒沢委員】 再編計画策定に当たっては、本当に担当の皆さんは一生懸命やっただけで、精度を上げるために、様々それまで不足していた分をしっかりとやって、再編計画の精度を上げるために遅れたというのは、様々な場面で報告いただいていたから、よく分かりますけど、決算審査なので、要は決算の段階で言えるのは、当初もくろんでいた成果としては達成することができなかった、その分については翌年度の予算に反映しているんでしょうけども、決算審査なので、しっかり説明していただきたかったなと思います。

以上です。結構です、答弁は。

【吉田委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 4ページの修繕費が1,243万9,986円となりました。これは全て使い切っていますけど、修繕に関して、説明を聞き逃したかどうかあれなんですけど、もし、どこを修繕したのか分かれば説明をお願いします。それと、これに関して使い切っているということなんですけど、予算の額で間に合ったのか、足りなくてどこから流用したのかという確認を取りたいと思います。

あと、それと同じページで、下の説明に高濃度PCBの廃棄処分ということで、これに関して定期的に廃棄処分しているのかどうかという確認を取りたいと思います。

【吉田委員長】 関根施設再編課長。

【関根施設再編課長】 ご質問を2点いただきました。まず、庁舎管理の修繕料に関してでございます。修繕料につきましては、令和元年度は当初予算額は計上しておりませんでした。予防保全的修繕を行う年度ではないということで、当初予算計上しておりませんで、決算でこれだけの金額が上がっているというのは、緊急修繕のものが全てでございます。先ほどご説明しましたが、庁舎の屋上にある高架水槽が老朽化により破損したということで、その交換の修繕というものもありますし、東分庁舎の2階の会議室、第1、第2、第3とありますが、そちらの空調が、一斉にはありませんが、全て故障してしまったということで、それらの修繕が特に大きな金額のもの内訳になっております。

次に、PCBでございますが、PCBにつきましては、処分の期限が定められておりまして、まず民間から優先的にPCBの処分を行うという形になっておりまして、自治体につきましては、民間がある程度めどがついた段階で順番にお声がかかるという形のものでございます。令和元年度に予算計上して順番が来るだろうということで待っておったんですが、結果的にはまだその時期に来ていないということで、その分が不用額として残っているというような状況になっておりまして、PCBについては今後計画的に連絡を取って処分する予定になっております。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 修繕料に関して、最初、当初予算では計上していなかったということなんですけど、としたら、途中で補正予算か何かで計上していたということではよろしいんでしょうか。その確認を取りたいと思います。

あと、それとPCBなんですけど、順番に処理しているということなんですけど、PCBの濃度の廃棄処分ものが発生したというのかな、それに関しては過去にあって、今現在では追加で発生しているとか、

そういうことではないということよろしいですか。

【吉田委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 修繕料につきましては、高架水槽につきましては、補正予算をお認めいただいで対応させていただいております。空調機等につきましては、予備費対応等をさせていただいているところでございます。

次に、PCBの件ですが、新たにPCBのものが追加されているということではなくて、過去に使ったあったものを今保管しているというような状況になっています。保管しているPCBを、あとは処分できるのを待っているというような状況でございます。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 なきようであれば、副委員長。

中川副委員長。

【中川副委員長】 1点だけお尋ねいたします。2ページの公有財産管理経費、町有財産管理経費と申しましょうか。こちらに関係するところで、先ほどの予算書でも土地及び建物の公有財産についてのご説明がありましたが、町でいろいろ土地を持っておられるかと思えます。町有地が幾つかあるかと思えますが、そのうち元年度利用がなく、そのままになっていたというか、そうしたものについてはどのような状況になっているか、町内だけでなく町外もあったかなと、長野県にもあったかなと思えますが、その状況についてはどのようになっておりますでしょうか。お尋ねします。

【吉田委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 町有財産のうちで利用がないものという話ですと、行政財産ですと、目的があって使用しているということになりますので、普通財産の未利用地のことかなと思えますので、その辺りの回答をさせていただければと思っております。

普通財産の未利用地については、令和2年3月31日現在、令和元年度末で26筆1,514.32平米ございます。そのうち令和元年度中に増加となった部分につきましては5筆で632.57平米ございます。こちらは、寒川駅北口の土地区画整理事業に伴いまして、行政財産から普通財産に管理替えされた部分となっております。中川副委員長がお尋ねになった県外、昔、和田村と言っていたところかなと思えますが、こちらにつきましては、現在は平成17年の町村合併で長和町というところになっておりますが、そちらに保育・青少年課が、(仮称)青少年自然の家として所管しております。つまり行政財産として保育・青少年課が所管しているということになっておりますので、また、こちらは行政財産ということもありますので、申し訳ございませんが、施設再編課で詳しいことは把握しかねるというところで、ご了承いただければと思えます。よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 長野県の土地は分かりました。行政財産で保育・青少年課のということですので、そちらで取り上げるようでしたら、取り上げたいと思えます。

それ以外が、未利用地は、だんだんと売却したりして少なくなっているのかなと思ったら、そういう



ことでもなく、むしろ元年度は増えているということですが、そうした未利用地をどのように、管理に要した費用というのか、そこがどうなのかということと、あと、それと未利用地はそのままにしておいても仕方ありませんので、どのように活用するのか、あるいは要らないものは売却していくとか、そういうことも必要かと思いますが、その辺の方針はどのように持っておられるでしょうか。お願いします。

【吉田委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 普通財産の未利用地につきましては、ほとんどが狭小な道路の隅切り部分ですとか、用水に付随した部分であるとかということで、なかなか単独で活用が難しいようなところがほとんどでございます。その中で、寒川小学校の南側の土地は、さむかわ保育園の送迎用として今貸し付けて年間で31万円ほど収入を得ているというところがありますので、未利用地でも活用の見込みはあるものについては、当然活用してまいりたいと思っておりますし、庁内調整を図りまして活用の見込みがないというような普通財産につきましては、今後処分、売却に向けて進めていければと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 以上で質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。3時50分から再開といたしますので、よろしくお願いいたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開したいと思います。

続きまして、総務部税務課の説明をいただきたいと思えます。執行部より説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、税務課及び収納課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては大八木税務課長、原田収納課長、再び大八木税務課長という流れで順次説明させていただきます。質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 皆さん、こんにちは。それでは、総務部税務課所管の令和元年度歳出決算をご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は、63ページ、64ページ、2款総務費2項徴税費でございます。タブレットの2ページ、決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。令和元年度事業費別歳入歳出決算の概要でございます。科目の順序が前後いたしまして大変申し訳ございませんが、1目税務総務費に先立ちまして、2目賦課徴収費中の税務課部分を先にご説明させていただきます。

2目賦課徴収費賦課管理経費でございます。税務事務全般にかかる経費でございます。まず賃金は、町民税の当初課税にかかる賦課資料の整理事務等に携わる臨時職員3名分の賃金です。次に旅費は、税務協議事務及び会議出席等のための職員の普通旅費です。次に需用費ですが、消耗品は参考図書や賦課資料整理用のファイル、バインダーなどの事務用品の購入費です。印刷製本費は、納税通知書、申告書、封筒等の作成費用です。需用費の不用額の主な理由といたしましては、印刷製本費の納税通知書等の入

札による執行残でございます。次に役務費は、納税通知書、申告書などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料などを支出しております。役務費での不用額の主な理由といたしましては、納税通知書の郵送料について、消費税導入の8月から10月の時期に合わせて高齢介護法の改正が見込まれ、保険料の軽減対象の拡大によるタイミングで、徴収方法が、年金特別徴収から普通徴収への切り替えが行われるという情報であったため、発送が対応できるようその必要数を予算計上していましたが、結果として特別徴収から普通徴収への切り替えがなかったことによる執行残でございます。次に委託料は、納税通知書の封入処理業務委託、軽自動車税課税のための検査情報提供業務委託、賦課資料を整備しデータ化する業務委託、路線価算定に関する基礎資料整備業務委託、標準宅地の鑑定業務委託をそれぞれ実施したものです。委託料の不用額の主な理由といたしましては、入札等による執行残でございます。次に使用料及び賃借料は、国税連携システム及びGIS業務支援システム並びに家屋評価計算システムのコンピュータ機器借上料です。最後に負担金補助及び交付金でございます。支出の内訳ですが、4つの団体に支出しております。まず、確定申告書の電子データを送信するためのシステム等開発運営を行っている地方共同機構会費、2つ目といたしまして、藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金、3つ目といたしまして、神奈川県町村税務協議会負担金、4つ目といたしまして、一般財団法人資産評価システム研究センター負担金となります。なお、不用額の主な理由といたしまして、当初予算計上させていただきました空中写真共同入手負担金32万5,000円につきまして、全額を公益財団法人神奈川県市町村振興協会からの市町村共同事業助成金の範囲内で賄うことができたことによる全額の執行残でございます。賦課徴収事務経費の支出は、全て一般財源となっております。

以上で、税務課所管の歳出決算につきまして説明を終わります。

引き続き収納課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 原田収納課長。

【原田収納課長】 それでは、引き続き収納課が所管しております令和元年度の決算につきましてご説明させていただきます。決算書は同じく63、64ページの2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。タブレットの説明資料は3ページをご覧ください。職員給与につきましては、税務課と予算科目が同じですので、収納課で合わせて説明させていただきます。内訳は、税務課職員13人分と収納課職員7人分の合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。この職員給与費の特定財源につきましては、下表の歳入番号①、決算書の31、32ページ中段備考欄記載の税務証明手数料等で、これは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料でございます。

もう一つの歳入番号②ですが、こちらは決算書の41、42ページ上段備考欄記載の県民税徴収事務委託金で、個人住民税において町が県民税を含めて徴収することに対する委託金で、納税義務者1人に対し3,000円となります。また、税額の変更等に伴い還付金が生じたときに町県民税として県民税も合わせて納税者に還付いたしますので、県民税相当分として委託金に歳入するものであります。なお、この委託金につきましては案分により税務課職員及び収納課職員の職員給与費に充当しております。これらの特定財源充当合計額、一番下になりますけれども、7,995万170円を当経費、上の表の支出済額の合計1億5,643万3,712円から差し引いた7,648万3,542円が本事業に充当する一般財源でございます。

続きまして、決算書は63、64ページ、タブレットの説明資料は4ページをご覧ください。2目賦課徴

収費徴収管理経費でございます。こちらは徴収事務全般にかかる事務的な経費であります。まず旅費につきましましては、会議、研修等に参加するための交通費であります。需用費につきましましては、税関係の月刊誌、滞納整理に関する封筒などの消耗品や督促状、納付書などの印刷代であります。役務費につきましましては、督促状、催告書などの郵送代、地方税共通納税システム利用料や口座振替の事務手数料であります。委託料につきましましては、滞納管理システムの改修委託料及びコンビニエンスストア収納代行委託料であります。ちなみにコンビニエンスストアにおける納付状況でございますが、令和元年度は5万618件で、前年度より1,710件の増となっております。使用料及び賃借料につきましましては、滞納整理管理システム用機器借上料であります。なお、不用額につきましましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、タブレットの説明資料の5ページをお願いいたします。過誤納還付金及び加算金であります。節の科目といたしましては、償還金利子及び割引料であります。こちらにつきましましては、例えば法人が予定納税をしており、その後確定した法人税が少なかった場合、納め過ぎた税金を返すのですが、年度をまたいでおりますと、歳出予算から還付することになります。また、個人でもさかのぼって申告されて税額が減となった場合などにその差額をこの予算科目から還付いたします。ちなみに令和元年度も当初予算額以上に還付金が生じてしまいましたので、不足いたしました額につきましましては、予備費対応をさせていただきました。

続きまして、歳入一般財源の町税につきましましてご説明いたします。決算書は23、24ページ、タブレットの説明資料は6ページをご覧ください。町民税個人現年課税分の均等割につきましまして、収入済額は8,660万3,200円で、前年度比180万5,400円の増となっております。所得割につきましましては、収入済額は26億983万4,312円で、給与所得の増などにより前年度比5,771万9,059円の増となっております。滞納繰越分につきましましては、収入済額は2,802万1,149円でございます。なお、419件755万708円の不納欠損処分をしております。

次に法人でございます。まず、現年課税分の均等割につきましまして収入済額は1億5,729万5,200円で、前年度比458万4,100円の増となっております。納税法人数につきましましては、1,170社で、前年度に比べ6社の増となっております。法人税割につきましましては、収入済額は6億1,168万4,100円で、前年度比6,945万4,500円の増となっております。納税法人数につきましましては、550社で前年度に比べ27社の増となっております。滞納繰越分につきましましては、収入済額は74万9,069円で、4件14万7,500円の不納欠損処分をしております。次に固定資産税現年課税分の土地につきましましては、収入済額は20億3,096万8,863円で、前年度比493万9,612円の増でございます。家屋につきましましては、収入済額は13億5,248万6,824円で、前年度比3,075万5,277円の増でございます。償却資産につきましましては、収入済額は9億921万2,979円で、前年度比4,007万6,771円の増でございます。続いて滞納繰越分につきましましては、収入済額は1,478万6,016円で、107件236万9,458円の不納欠損処分をしております。次に国有資産等所在市町村交付金の収入済額につきましましては、1億3,874万8,900円で、前年度比37万2,700円の増でございます。内容につきましましては、後ほど税務課の資料にてご説明いたします。次に軽自動車税の現年課税分につきましましては、タブレット資料がまたがっておりますが、7ページの小計をご覧ください。収入済額は9,920万1,400円で、特に軽自動車の増税前の駆け込み需要等による登録台数の増加によって、前年度比405万7,200円の増となっております。滞納繰越分につきましましては、収入済額は142万2,588円で、78件28万

3,274円の不納欠損処分をしております。次の環境性能割ですが、これは令和元年10月から新たに徴収が始まりましたもので、収入済額は164万7,200円となっております。次に町たばこ税の現年課税分につきましては、収入済額は3億6,398万5,532円で、主に税率改正による増額によって前年度比625万409円の増となっております。

次に、都市計画税ですが、決算書は25、26ページをご覧ください。まず、現年課税分の土地につきましては、収入済額は3億2,919万2,281円で、前年度比78万968円の増となっております。家屋につきましては、収入済額は1億8,143万6,683円で、前年度比388万8,365円の増でございます。滞納繰越分につきましては、収入済額は178万2,099円で、107件28万5,581円の不納欠損処分をしております。したがって、町税全体としまして、収入済額89億2,397万2,887円、不納欠損額1,063万6,521円、収入未済額1億9,147万2,095円となっております。前年度との比較ですが、収入済額では2億1,711万4,623円、2.5%の増となっております。また、収入未済額につきましては、前年度に比べ1,484万4,379円、8.4%の増となっております。

続いて、町税以外の一般財源についてご説明いたします。決算書は43、44ページをお願いします。諸収入、延滞金、町税滞納延滞金でございます。収入済額につきましては、1,245万3,967円で、前年度比337万9,518円の増となっております。これは納期限を過ぎた場合に翌日から計算されるもので、令和元年中につきましては、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.6%、それ以降は年8.9%で計算されるものです。次の総務費雑入につきましては、この後、税務課長より説明させていただきます。

最後に、資料はございませんが、収納率の状況についてご説明いたします。現年課税分につきましては99.18%で、0.06ポイントの減、滞納繰越分につきましては26.61%で、前年度に比べ5.1ポイントの減となっております。町税全体では97.79%で、前年度に比べ0.12ポイントの減となっております。なお、冊子の令和元年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書、午前中に企画部長が説明いたしましたが、その7、8ページに町税の内訳や推移が記載されておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

以上で、収納課の説明を終わらせていただきます。引き続き一般財源の歳入につきまして、税務課長より説明させていただきます。

**【吉田委員長】** 大八木課長。

**【大八木税務課長】** それでは、収納課の歳入説明に引き続き税務課よりご説明いたします。なお、歳入につきましては、収納課長より説明いたしましたが、令和元年度の諸収入の細節予納金返納金につきましては、担当である税務課よりご説明させていただきます。

それでは、決算書の45、46ページをお開きください。決算書46ページ右側備考欄の下段、予納金返納金100万円でございます。タブレットの資料は7ページ、20款4項1目2節総務費雑入でございます。この予納金は、相続放棄などで相続人が存在しなくなった固定資産の清算等を行う相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てる際に必要となるもので、相続財産管理人による法定の処分手続きを行う際には、予納金として1件当たり100万円を事前に家庭裁判所に納付いたします。この予納金は、対象となる固定資産の処分益により必要経費が賄われた場合、家庭裁判所より町へ返還されることとなっております。今回、今回は1件分の処分が完了し、満額が戻ってきたものでございます。

以上で、歳入の説明及び歳入決算の概要の説明を終わります。

引き続きまして、参考資料の説明をさせていただきます。タブレットの8ページをお開きください。決算特別委員会説明(参考)資料をご覧ください。この資料は、令和元年度決算に関連します個人町民税や法人町民税等の状況を資料ナンバー1から7にまとめたものでございます。

それでは、次の9ページ、資料ナンバー1をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別課税状況調べでございます。令和元年度と平成30年度を比較して算出したものですが、譲渡所得等の分離課税分は含んでいないこと、また県へ提出する課税状況調べの様式を活用してございますので、提出時期の違いにより決算額とは一致しておりませんので、ご了承ください。左から課税標準額の段階、納税義務者数、1人当たり所得金額、1人当たり税額、そして町民税総額となっております。納税義務者数の合計ですが、平成30年度と比較しまして330人の増となっております。段階別に比較いたしますと、前年度と比べ減となっている階層は、課税標準額の10万円以下で44人の減、1,000万円超の階層で2人の減となったものの、それ以外の階層では増加いたしました。これらによりまして個人町民税総額は25億1,909万5,000円、平成30年度と比べ4,175万円、率にして1.7%の増となったものです。

続きまして、次の10ページ、資料ナンバー2をご覧ください。個人町民税について、課税標準額の段階別、業種別にまとめた課税状況調べでございます。給与所得者、営業等所得者、農業所得者、その他所得者別に町民税所得税割の総額について令和元年度と平成30年度を比較したものです。平成30年度に比べて給与所得者は3,578万9,000円、率にして1.7%の増、営業等所得者は254万2,000円、率にして2.8%の増、農業所得者は19万4,000円、率にして9.3%の増、その他所得者は322万5,000円、率にして1.3%の増となり、全業種で増となりました。

次の11ページ、資料ナンバー3をご覧ください。個人町民税業種別所得及び課税状況調べでございます。平成27年度から令和元年度までの5年分を表にしたものです。各業種別の税額ですが、それぞれ年度ごとに上下しておりますものの、税額合計では平成27年度から令和元年度にかけては毎年緩やかに上昇しております。平成27年度と令和元年度を比べますと、税額の合計は1億2,932万円の増、率にして5.2%の増となっております。

次に、12ページ、資料ナンバー4をご覧ください。こちらは法人町民税の資本金等別均等割及び法人税割の決算額調べでございます。令和元年度の法人数ですが、1,170社、均等割額の総額は1億5,729万5,200円で、合計で前年度に比べ法人は6社増となっており、458万4,100円の増、率にして3.0%の増となりました。また、下段の表につきましては、法人税割について資本金別に法人数及び税額を前年度と比較したものでございます。全区分で増額となっており、合計は6,945万4,500円の増、率にして12.8%の増となりました。

次の13ページ、資料ナンバー5をご覧ください。こちらは法人町民税の産業別決算額調べでございます。産業別の均等割及び法人税割につきまして、令和元年度と平成30年度を比較しております。金融保険業と電気、ガス、水道業の2区分におきまして前年度より若干のマイナスとなっておりますが、残りの区分でプラスとなりました。合計で比較しますと、均等割も法人税割もプラスで、総額7,403万9,000円の増、率にして10.7%の増となっております。

次の14ページ、資料ナンバー6をご覧ください。軽自動車税車種別の決算額調べでございます。平成

30年度と比較しますと、原動機付自転車の125cc以下、軽自動車の四輪乗用自家用などの一部区分で伸びを示しており、全体登録台数では129台の増となりました。全体額では、税額の大きい四輪乗用自家用の軽自動車の台数が堅調な伸びを示しており、ほかのマイナスを相殺し405万7,200円の増、率にして4.3%の増となりました。

最後になりますが、次の15ページ、資料ナンバー7をご覧ください。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有する土地・家屋・償却資産につきましては、固定資産税に代わるものとして町へ交付されるものでございます。所有者別の内訳は、表に記載したとおりでございますが、交付金の総額は前年度に比較しますと37万2,700円の増、率にいたしまして0.3%の増となっております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。なお、タブレットの16ページでございます令和2年度町税概要につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上、審査のほどよろしくお願いいたします。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。それでは、これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 固定資産税で、町民税に関しては個人と法人が分かれているんですけど、固定資産税に関しては一括になっています。これに関して法人と個人で分けることというのはできないのでしょうか。確認したいと思います。

あと、それと、滞納の件なんですけど、収納率は99. 幾つとありましたが、これに関して件数が、滞納繰越分が出ていますけど、滞納者に関しては、各納税者の事情があると思うんですけど、それに対していろんな相談とか調査というのはやっているのか、確認を取りたいと思います。

**【吉田委員長】** 大八木課長。

**【大八木税務課長】** まず、1つ目の質問でございますが、固定資産税を個人と法人に分けることができないのかということでございますが、法律上の区分としてこういった形で示しておりますので、特に分ける必要性が今までなかったもので、分けてございません。

以上でございます。

**【吉田委員長】** 原田課長。

**【原田収納課長】** 滞納者の納付の相談ということでなんですけれども、滞納というか、納期を過ぎた方には督促状をお送りしております。それでご相談というか、お電話が来たり、窓口に来られたりするときもあります。ですが、通常の方はすぐお支払いになるんですけれども、いろいろご事情がある方、または滞納繰越で幾らかたまっているというか、そういう方々はご相談をお受けして、少しでも納付していただきますようにお話をして分納、できる限り納付していただくようにというご相談は常にさせていただいております。

**【吉田委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** まず固定資産税の件ですけど、法律上決まりがないということでは一括でということですけど、多分結構法人が納税の額としては大きいのかなというところもありますので、もし分けられ

るなら、分けたものを出してもらいたいと思いますので、今後の検討としてお願いしたいと思います。

あと、それから納税者のところでは、各人は納税者もいろいろな事情があると思いますので、親切丁寧に対応していただきたいと思いますので、これは要望です。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員、法律上のところは、決算委員会ですので、鑑みてもらえればと思います。要望ということで承らせていただきます。他にございませんか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 税務課、収納課では、しっかりと課税し、納税義務を果たしていただくため、収納率を上げるということが大事な仕事になってくるかと思います。その上で町税概要で見たほうが分かりやすいかなと思うので、タブレットだと40ページぐらいかな、さっき課長から、現年課税の徴収状況で、資料はありませんと言ったけど、ちゃんとあります、ここに。99.18%。現年課税は高い数値で推移しているんだと思うんですけど、下の表は滞納繰越も合わせた収納率の推移が分かる、滞納繰越も合わせた分を見ても、右肩上がり徴収率を上げていただいている、すごく努力されているんだなと思います。現年度の課税分についても、下の滞納繰越を合わせた値と同じように、現年課税分についても右肩上がりて来て、99.18%という高い数値で推移しているのかなと思うんですけど、その辺をお話いただけますか。税の公平性ということを考えると、現年課税したものについては、その年のうちにしっかりと払っていただく、その努力をまずはやって、滞納繰越をできるだけ抑えていくということが大事になると思うので、そこをまずお知らせいただけますか。

【吉田委員長】 瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 滞納繰越分にならないように現年を押さえるというお話なんですけど、おっしゃるとおり、そちらを今重点的に押さえるようしております。現年で追い込めない場合は、滞納繰越になってしまうんですが、早期に決着はつけるように、滞納処分は前向きにこちらで見つけられる限り早期に決着はつけるように、解消できるようにしております。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 分かりました。2課の中で大変な努力をされてきたんだと思うんです。それはしっかりと評価しないといけないなと思っていますし、先ほど前段で山田委員の質問の中で、相談体制はどうなんだということもありましたが、そこについても丁寧に相談に乗って、様々な状況はあるけれども、払っていただける分はどうですかということを、お互いに話し合いの中で計画を立てるなりしながら、少しずつでも払っていただくというようなことをやっているんだろうということが、こういったデータを見ると分かるなと思います。

それを受けて、次のページの差押状況というのを見ると、平成30年度の件数というのが247件に対して令和元年度は171件で、さかのぼって平成28年から見ると、差押えの状況も大分少なくなってきたということがうかがえるわけです。それは分納とか、滞納繰越になったときにも、しっかりと相談に乗った中で、払えるものについては相談に乗りながら払っていただくという方法を丁寧に行ってきた結果にこういう形でつながってきたのかなと考えるわけですけども、その辺はどう捉えていますでしょうか。

【吉田委員長】 原田課長。

【原田収納課長】 私も実際の窓口の状況を見るのは4月からなんですけれども、町民窓口に来られたり、電話での応対もかなり相手のお話を聞いてからというような対応をしていますので、差押えをするというのは最終手段です。相手さんが何の反応もしてこない、連絡もなくなってしまう、そういうときにこういう手段になりますので、それが減っているということは、何かしらのコンタクトを取って相談に応じているということだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 差押えという作業をするとすると、当然職員の皆さんも相当なパワーが必要になってくると思いますし、こういうのをできるだけ減らす努力をこうやってやってきたということは、非常に評価できるかなと思いますので、これまでも様々税の徴収に当たっては努力を重ねてきて、現状があると思いますけれども、その努力を怠らず、さらに先進的な取組等も研究しながら、より精度の高い課税、徴収に努めていただければと思います。よろしく願いします。答弁は結構です。

【吉田委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 なきようであれば、副委員長。

中川副委員長。

【中川副委員長】 大きく分けて2点お尋ねしたいと思います。まず、1つは、6ページ以下の歳入に関わる部分、ここは主に町税になるかなと思います。元年度における経済状況というものが、歳入にどのような影響を与えたかという点をまず1つお尋ねしたいと思います。というのは、先ほどのお話の中で、元年度は比較的経済状況がよかったということで、全体として納税額は多くなったというご説明であったかと思いますが、一方で、若干滞納といいますが、収納率の減少が、ごく僅かではありますが、そうした状況もあって、なかなか見方が難しいなと思います。そこについてどのように捉えているかということ、あと、それと今のところと裏腹の問題になってくるんですが、2ページ以下の賦課管理事務経費とか、全体に関わってくる場所であると思うんですが、元年度の経済状況というものが、納税だとか収納というところにどのような影響を与えたかと見ているのか。若干収納率が低くなっているところは気になる場所ではあるんですが、その点についてどのように捉えているのかをお尋ねしたいと思います。

【吉田委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 中川副委員長の1点目のご質問、元年度の経済の状況がどう歳入に影響しているのかというご質問だと思われます。歳入につきましては、資料の6ページ以降に、それぞれ個人住民税、法人町民税、軽自動車税を示させていただいておりますが、資料ナンバー1及び2及び3においては、個人住民税のそれぞれの所得の項目ごと、さらに譲渡所得については、資料ナンバー3に上がっているんですけれども、それぞれ景気の緩やかな拡大というものが見受けられまして、町民税については平成30年度の課税が31年度に影響するものですから、30年度については、非常に景気のよかったということが現れております。その結果が、法人税がいいから個人住民税の所得に影響してくるんだと思われ



るんですけども、法人についても、数字のとおり、実際には平成31年度の決算につきましては、横浜市や川崎市は、法人町民税率が非常に下がっております。そういった中で、寒川町については上がっておりますので、その辺については、寒川町内においては、景気動向がよかったものが反映されて歳入にこうした数字としてプラスに表れているものと考えられます。

以上であります。

【吉田委員長】 原田課長。

【原田収納課長】 景気がよかったところをそのまま継続していけばよかったんですけども、言い訳ではないですが、元年度の最後、要するに出納整理期間に、コロナの影響で皆さん外出ができなくなったりとか、若干そういうことが起こりましたので、通常最後に対応して納めていただく、そこまでコンタクトがなかった人とやり取りして、納めていただくというところが若干不足だったのか、それが翌年度へ繰り越してしまったということもあって、そういうものが増えていったという面はあります。ですから、今後は厳しいものになりますけれども、元年度も若干そういう面が現れ始めていたところが1つあると思います。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 2回目お尋ねします。1点目の歳入に関する部分です。経済状況等からのお話をいただいたところでございます。元年度の状況等を踏まえまして、今後というのか、現状というのか、そこはどのようになると見ているのか、これからの予算ともつながってくるのかなと思いますので、その点についての見通しをお尋ねしたいと思います。

同じような形で2問目の今の収納に関しても、いろいろ経済状況が今後厳しくなってくることも予想されていくという中で、例えば滞納が増えてくるとか、そうしたことも懸念されるところでありますが、今後の見通し、あるいはどのように対応していくのか、いろいろ相談とかも丁寧に対応されるのかなと思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

【吉田委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 ただいまの1点目のご質問です。今後の見通しということでございます。今後の見通しにつきましては、税務課のあくまでも見解といたしまして、世界の経済を含め、日本の経済の景気の状態や国の政策、特に税制改正の動向などにより、町の税収に大きく影響を及ぼすところだと考えます。見通しを示すに当たりましては、政府、内閣府の毎月出される景気動向指数ですとか、経済全般の公式見解を示す月例経済報告、また大手総合商社や金融機関系の総合研究機関、シンクタンク、そういった情報の直近の経済展望等報告をある程度理解した上でお話しさせていただきますと、令和2年2月以降、世界的に新型コロナウイルスの感染症が発生していますので、9月を過ぎた現在も収束の見通しが立っていない状況の中で、内閣府が9月8日に発表した2020年4月から6月期の国内総生産、GNPの実質が、実際には前年比7.9%の減、年率換算にすると28.1%の減となることで、リーマンショック後の2009年の平成21年になるんですけども、1月から3月期が年率の17.8%減でしたので、それを大幅に超え、統計開始以来最大の記録的な下落幅となっております。GNPが下がるということは、日本の経済力の落ち込みを示すものであります。GNPですとか、あるいは神奈川県内の上場企業の景気を

状況とした、製造業者ですとか、非製造業者の115社、大手企業です。上場の大手企業の景気状況を調べたシンクタンクがあるんですけども、ここでも2020年4月から6月期の決算期を集計すると、全産業の売上高は、前年比の22.2%の減、経常利益が前年比の97.5%の減に落ち込んでおりまして、コロナ禍の影響で県内企業の業績は非常に厳しいものと想像されます。

こうした国の統計ですとか、まだいろいろと調べたところではあるんですけども、月例経済報告、総合研究所の報告、新聞等から、コロナウイルスの感染症の影響で経済の大幅な落ち込みが明らかであること、こうした状況を踏まえて、個人住民税についても、企業業績の悪化に伴って雇用環境の悪化による個人所得の減が見込まれること、法人町民税についても、世界的な経済の低迷が続く中、シンクタンクが行った各種調査によると、コロナ禍が一時的に減少し、輸出入が持ち直しの動きを見せ、生産活動も回復の兆しが見られたとしても、コロナ禍の発生前の水準には及ばないものと考えられるということから、町内の法人住民税についても同様の動きが見られると想定しております。

固定資産税、特に家屋も、GDPの結果によると住宅投資も前期比よりも大幅にマイナスしておりまして、消費税増税以降3四半期連続で減少しています。個人所得も落ち込むことから、新築する建築数が減ることと思われます。償却資産についても、GDPの結果では、償却資産も前年比4.7%と大幅に落ち込んでおりまして、こうした結果から、軽自動車も同じような数字が出ておりますので、最終的にいずれにいたしましても今後の町民税の見通しといたしましては、非常に厳しいものとなると想定され、町としては、新型コロナウイルス感染症の縮小、あるいは収束、また第3波が来るのかによって世界経済の動向をよく把握しながら、日本経済にどこまで影響するのか、それが町内の企業、あるいは住民の所得にどう影響するのかを把握しながら、注視してまいりたいと思いますので、その辺を把握して我々は今後税務業務を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**【吉田委員長】** 原田課長。

**【原田収納課長】** 今、税務課長が申し上げたものを受けまして、収納状況はかなり厳しくなると思います。結果に関しては、また来年の決算委員会の場でお話しすることになるかと思っておりますけれども、なるべく現年で処理できるように、滞納にならないように、納め忘れがないとか、納められるように申し上げているのが、皆さんお持ちのスマホでモバイル納付でできるような制度、仕組みを作っておりますので、それをもっと皆さんに知っていただいて、納付していただくというのと、あと徴収猶予という制度もありますけれども、個人の方に関しましては、なかなかそういうものを使ってまでというのは難しいかと思っております。ですので、今後うちの担当課が交渉するのが多くなるとは思っておりますけれども、少しでも現年のうちに早期に着手、対応できるような対応をしていきたいと思っております。

**【吉田委員長】** それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

---

**【吉田委員長】** 休憩を解いて会議を再開いたします。

暫時時間を延長いたします。

続きまして、町民部協働文化推進課より、質疑に入りたいと思っておりますので、説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和元年度の決算内容につきましてご説明させていただきます。最初は、協働文化推進課となります。説明につきましては池田課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【吉田委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 それでは、協働文化推進課の令和元年度歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。決算書は29、30ページ、43ページから46ページ、57ページから60ページ及び103ページから106ページまででございます。事業費別の説明につきましては、タブレットの協働文化推進課の説明資料に基づいてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明資料の2ページをご覧ください。総務費総務管理費の地域活動推進費でございます。自治基本条例推進事業費は、自治基本条例を推進するための附属機関でありますまちづくり推進会議の運営にかかる経費や審議会等の会議録作成にかかる経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬です。不用額につきましては、委員の欠席並びに会議回数の減等による執行残でございます。報償費は、協働に関する職員研修に伴う講師謝礼でございます。旅費は、推進会議委員の費用弁償です。委託料は、各課等で開催いたしました審議会等の会議録作成委託でございまして、不用額は、会議開催回数等の減による執行残でございます。なお、本事業費は全て一般財源でございます。

3ページをご覧ください。自治会活動支援事業費ですが、町内に22ございます自治会の活動を支援することにより住民参加、住民自治を推進するための経費でございます。負担金補助及び交付金は、各自自治会の活動支援のために交付した自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、地区集会所の管理運営にかかる集会所運営費交付金でございます。なお、本事業費の財源は、全て一般財源となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。地域集会所管理運営経費でございますが、12の地域集会所にかかる維持補修や管理運営に要する経費でございます。需用費の修繕料は、地域集会所の修繕費用でございまして、昨年度は田端、筒井、岡田、大蔵、宮山、倉見、以上の6地域集会所におきましてそれぞれ修繕を実施いたしました。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料でございます。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、倉見及び大曲の地域集会所用地の借上料となっております。

5ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費となっております。報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会委員の謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。役務費は、第5次プラン策定の資料とするために行ったアンケートの郵送料でございます。なお、本事業費の財源は、全て一般財源となっております。

6ページをご覧ください。平和推進事業費ですが、平和思想の普及啓発事業に要する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、平和フェスティバルのチラシ作成用紙など消耗品の購入費です。修繕料は、田端消防分団車庫前に設置しております核兵器廃絶平和都市宣言広告塔の傷みが激しかった

ため、塗替修繕を行ったものです。なお、塗替えに当たりましては、『「高座」のこころ。』のブランドイメージカラーを使用しております。役務費は、原爆パネル展用の資料を広島平和記念資料館から借用した際の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告塔用地、こちらは宮山の分ですが、借上料となっております。負担金補助及び交付金は、平和主張会議のメンバーショップ納付金でございます。なお、本事業費には、特定財源といたしまして、まちづくり基金繰入金15万1,000円がございます。

7ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民のために日常生活を送る上で必要となる通訳の派遣に要する費用を支援するための経費でございます。旅費は、職員出張のための普通旅費です。役務費は、神奈川一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小中学校等に派遣した場合に支払う手数料です。不用額につきましては、派遣依頼が1件と少なかったことによるものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、外国籍の町民が安心して医療機関を受診できるよう医療通訳を派遣する仕組みを神奈川県医師会や神奈川県病院協会などの協力を得ながら、神奈川県と市町村がNPO法人と協働して構築しておりまして、この事業にかかる負担金となっております。なお、本事業費の財源は、全て一般財源です。

続きまして、8ページでございます。国際交流基金積立金は、基金の利子積立金でございます。国際交流基金利子より全額を充当してございます。

9ページをご覧ください。生涯学習振興事業費ですが、学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業の推進のための経費でございます。報償費につきましては、各種講座や研修のための講師謝礼及び生涯学習推進会議の委員への謝礼となっております。旅費は、職員出張のための普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、情報紙などの用紙代となっております。役務費につきましては、事業にかかる連絡用の切手やはがきでございました。なお、本事業の財源は、全て一般財源でございます。

10ページをご覧ください。地域間交流促進事業費でございます。姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動推進のための経費となっております。旅費は、職員出張のための普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、国際理解、国際交流活動を推進するさむかわ国際交流協会への交付金及び寒川町姉妹都市文化交流会への交付金でございます。なお、本事業費には、特定財源として国際交流基金繰入金30万円を充当しております。

11ページをご覧ください。次に、協働事業提案制度推進事業費でございます。地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進める寒川町みんなの協働事業提案制度のための経費でございまして、29年度までモデル事業として実施しておりましたが、30年度に見直しを行い、元年度より新たな制度としてスタートいたしました。審査の結果、4つの事業を採択してございます。報償費につきましては、選考委員会プレゼンテーション出席時の選考委員会委員への謝礼でございます。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

12ページをご覧ください。協働事務経費でございますが、協働事業にかかる事務的経費となっております。旅費は、職員出張のための普通旅費です。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償保険の保険料でございます。元年度に保険適用となりましたものは3件ございました。なお、本経費の財源は、全て一般財源となっております。

以上で、地域活動推進費の説明を終わります。

続きまして、決算書103、104ページ、説明資料は13ページでございます。教育費、社会教育費、文化渉外費でございます。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催並びに寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り文化を通じ交流を深めるための費用でございます。旅費は、職員の普通旅費です。委託料につきましては、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催のための事業委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金でございます。なお、本事業費の財源は、全て一般財源となっております。

それでは、最後になりますが、当課が所管いたします一般財源の歳入決算を説明させていただきます。決算書29、30ページ、説明資料14ページでございます。使用料及び賃借料の手数料総務手数料行政財産手数料となっております。地域集会所敷地内の電柱、自動販売機等にかかる分でございます。

続きまして、決算書は45、46ページ、諸収入雑入でございます。総務費雑入中一番下の建物災害共済金等でございますが、宮山、倉見、筒井、こちらの各地域集会所の屋根並びに田端地域集会所の屋外灯、こちらはいずれも台風により破損いたしましたときに、その修繕に対し町村会の建物保険が適用されたことによる保険金の給付でございます。

以上で、協働文化推進課令和元年度歳入歳出決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** まず、5ページの男女共同参画事業なんですけど、いろんなところで男女共同参画するというんですけど、これに関して町の職員の男女比というのは、今どうなっているのか。総務課のところでもあるんですけど、でも、一応男女参画をどう把握されているかというのだけお答えをお願いします。

**【吉田委員長】** 山田委員、その質問はここじゃないので、総務課ですので、適切ところで質問してください。多分ここじゃ答えられないので、質問は以上ですか。今の質問は、総務課の案件になりますので、ここじゃ質問されても、多分答えられないと思いますので、適切ところで質問をしていただきますようよろしくお願いいたします。

他にございますか。

黒沢委員。

**【黒沢委員】** 1点だけ。自治基本条例推進事業費の委託料で、執行率が51%ぐらい、審議会等の会議録作成委託の回数が減ったのと時間が減ったということだったんですが、通常、審議会とかの回数が大幅に減るといのはあまり考えられないので、時間的にも半分になるような感じはないのかなと思うんですけど、もしかして何か職員で努力して、会議録作成に当たって、業者に委託しなくても済んだ部分が努力等であったのかどうか、ただ単純に回数と時間が減ったというだけなのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

**【吉田委員長】** 池田協働文化推進課長。

**【池田協働文化推進課長】** ただいまの黒沢委員からのご質問でございます。30年度と比べても、さ

らにまた減っているわけですが、決算額が減少した理由といたしまして、全体的にまず会議1回当たりの時間数が短縮傾向にあります。また、回数というお話がございましたが、30年度と比べますと、回数が全審議会の合計で14回分という減少が見られました。また、審議会の所管課によりましては、例えば早めに会議録が欲しいですとか、いろんな理由がありまして、職員が自ら会議録を起している事例もございます。また、特殊な事例といたしまして、書面会議、こちらにつきましては、会議録が起きないという形がございました。こういった諸所の理由によりまして全体的に執行率が抑えられたものでございます。当初の積算につきましては、各審議会を所管する課にアンケートといたしますか、依頼を出しまして、その積上げで数字を持っておりますけれども、減少した関係につきましては、今後見直しを図っていくようかなと感じております。

以上でございます。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 もし勉強不足だったら本当に申し訳ないんですが、たしか3ページに、自治会の活動支援事業費ということで、毎年拠出されている補助金だったり交付金だと思うんですけど、これに関する要綱みたいなのはどこにありましたっけ。それがまず1点。それから、今自治会はこれだけ、これだけと言ってもそんなに大した金額じゃないかもしれませんが、補助を出しているということですから、それなりに自治会の加入率というものを把握されていると思います。過去3年間で構いませんが、上昇傾向にあるのか、それとも下降傾向にあるのかお聞かせいただければと思います。

【吉田委員長】 越原副主幹。

【越原副主幹】 ただいま横手委員よりご質問をいただきました自治会活動交付金の要綱につきましては、寒川町自治会活動交付金交付要綱に基づいて支出してございます。また、2つ目の質問の加入率過去3年間ということでございますが、平成29年度が72.1%、平成30年度が71.0%、令和元年度が69.6%、いずれも各年の7月1日付に各自治会様より加入した世帯数をご報告いただきまして、それに基づいて算出したものでございます。毎年約1%程度の減少傾向にあります。

以上でございます。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 大変申し訳ありません。その自治会要綱はホームページで確認できましたね。分かりました。結構でございます。

【吉田委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 なきようであれば、中川副委員長。

【中川副委員長】 私は1点だけ。今の横手委員と同じ自治会活動支援事業費についてです。今自治会の加入率の推移がございましたが、元年度の予算については、自治会の加入促進を図るためということで、30年度の予算は790万円だったのを元年度は818万円に増やして、その後補正がかかって813万円になっているようなんですけど、その効果はどうだったかということをお尋ねしようかなとも思ったんですが、今加入率の話も出たところですので、効果がどうだったのかということをお尋ねしたいと思

います。

【吉田委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまの中川副委員長からのご質問でございます。自治会活動交付金でございますが、増額いたしました分につきましては、ご指摘のとおり、自治会の情報発信のための加算分でございます。従前は1自治会当たり1万円であったものを3万円へと引き上げてございます。これは、自治会の魅力、活動、存在意義というものを積極的に地域にアピールすることで、加入率の改善につなげていこうという趣旨で交付したものでございました。増額したことによる効果はとのご質問でございますけれども、令和元年度につきましては、予算を拡充した初年度であったため、今後の情報発信強化に向けて備品や消耗品の購入等の準備に充てた自治会が大半でございました。その中でも幾つかの自治会におきましては、ホームページの整備拡充を行ったり、自治会の日常活動を紹介する発行物をカラー印刷で作成してPRに努めたり、また、地域行事のカレンダーを作成したりという工夫が見られたところでございます。こうした努力によりまして、自治会の加入率が目に見えて上昇するかと申しますと、なかなか難しく、町全体の加入率でいえば、先ほど越原からも報告させていただきましたが、前年度よりも下がっているのが実情でございます。また、今年に入りましてからは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、自治会も各事業の抑制を余儀なくされておりますことから、組織拡大も思うように進まず、苦慮してるところではございますが、いずれにいたしましても、私ども協働文化推進課といたしましては、引き続き自治会の活動を支援してまいる所存でございますので、よろしくお願いたします。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 情報発信の分を加算したところですが、まだ初年度ということで、効果はこれからと見るのか、それとも30年度71%だった加入率が69.6%ということなので、1.4ポイント下がるはいるものの、そこを少しでも下げ幅を少なくできたと見るのか、なかなか難しいところであろうかなと感じているところでございますが、例えば全体としては加入率は下がったところはあったとしても、加入促進に実績が見られたような自治会がもしあったとしたら、その成果を町全体というか、全自治会で共有してはどうかと思うんですが、そうした点についてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

【吉田委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問でございます。ありがとうございます。実績が上がった自治会があるかというご趣旨でございますけれども、町全体の自治会加入率につきましては、先ほども申し上げましたとおり、元年度69.6%と、毎年1%ずつ低下しているような状況でございますけれども、単位自治会で見た場合、幾つかは上昇しているところもございました。それぞれの自治会の組織拡大に向けた工夫や成果等につきましては、自治会長連絡協議会がございまして、この場におきまして会長間で相互に情報交換が行われているところでございます。コロナ禍では加入促進に向けた実際の活動状況、またチラシなどの作成物、あとは負担軽減に向けた役員に関する規定、こういったことに至るまで自治会の運営の参考になるのであればと交流が行われているところでございます。ご質問いただきました内容につきましては、私どももその思いは同じでございます。今後につきましては、適切な情報提

供、また情報提供の場の創出に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 それでは、これで質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は17時20分といたします。

---

【中川副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。ここからは私が進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続きまして、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 引き続き、よろしくお願いいたします。続きまして、町民安全課より令和元年度の決算内容につきましてご説明申し上げます。説明につきましては高木課長より、また質疑等につきましては出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【中川副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課が所管します令和元年度の決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、決算書及びタブレットにございます決算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の59ページ、60ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費11目安全対策費をご説明いたします。タブレットの説明資料は2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は、防災事務に要する経費でございます。11節需用費は、県防災行政通信網用インクカートリッジの消耗品費、防災マップの印刷製本費、倉見防災倉庫電気料の光熱水費でございます。なお、印刷製本費の不用額につきましては、防災マップの入札執行残になります。次に役務費は、広域避難所などに設置しています災害用携帯電話の通信運搬費及び倉見防災倉庫の建物保険料でございます。次に委託料は、昨今の気象状況から台風の進路や雨量、ゲリラ豪雨に備え、より迅速で的確な情報を取得することを目的に導入いたしました水防体制支援サービスの委託料でございます。次に負担金補助及び交付金は、県と市町村との防災行政連絡を密にすることを目的として、神奈川県防災行政通信網の運用から通信網の整備及び定期的な検査、保守、また回線使用料、衛生通信分担金などの協議運営を行います県防災無線運営協議会への負担金でございます。なお、事業に対する歳入科目等の財源につきましては、全額町一般財源予算でございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。防災活動充実事業費でございます。これは、寒川町地域防災計画の作成及び管理や住民の防災意識の向上を図るための経費でございます。報酬は、寒川町地域防災計画の作成及び推進などを図るための組織であります寒川町防災会議5名分の委員報酬でございますが、令和元年度は、会議の開催がなかったことにより未執行となっております。次に報償費は、住民の防災意識の高揚を図る目的で開催しております防災講演会の講師への謝礼、及び総合防災訓練のスムーズな進行のための司会者への謝礼でございます。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため防災講演会を中止した執行残となっております。次に委託料は、洪水時の浸水想定区域や事前に備えるべき内容を記載しました洪水ハザードマップの作成費でございます。なお、不用額につきましては、入札執行残でございます。



続きまして、下表をご覧ください、防災活動充実事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37ページ、38ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金1,271万6,000円につきましては、委託料に充てているほか、後ほど説明いたします自主防災活動事業費及び防災資機材等充実事業費に充てており、また他課となりますが、都市計画課の耐震改修促進事業費、消防予防課の火災予防推進事業費などに充ててございます。補助率は通常3分の1となっておりますが、補助対象により2分の1の部分がございます。これは、市町村が実施する減災事業に対して県の補助対象メニューにより受けるものとなります。

続きまして、説明資料の4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。これは、防災行政用無線の整備及び維持管理に関わる経費でございます。報償費は、防災行政用無線の子局51基のうち民地をお借りしております21基分の地権者への謝礼でございます。次に需用費は、防災行政用無線の子局51基にかかる電気料の光熱水費や修繕料でございます。次に役務費は、18台分のMCA無線通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の通信運搬費でございます。次に委託料は、町内51か所並びに地域集会所に設置しております防災行政用無線の固定系、移動系などに関わる保守点検委託料及び防災行政用無線の子局の腐食診断委託料でございます。不用額につきましては、防災行政用無線の子局腐食診断委託の未執行によるものとなります。こちらは毎年実施しております保守点検からマストの接続部の腐食やさびが確認され、定期的な維持管理から詳細な診断を行い、建替時期や補修などを検討する委託として発注いたしました。入札が不調になったことから、現在次年度以降改めて設計を見直し予算要求を行うか、また例年の保守点検業務の中で行うかを検討しております。次に工事請負費は、宮山と大曲地区に設置しております防災行政用無線子局の移設2か所の工事費でございます。宮山地区は、旧町営プール跡地に設置します子局を用地の売却予定から付近の民地へ移設を行っております。2か所目の大曲地区の民地、バーミヤン付近なんですけれども、に設置しておりました子局について、土地所有者の売買により変更となり移設の申入れがあったことから、新たな候補地を協議いたしました。最終的に移設場所が見つからず、令和元年度は移設工事を中止しております。次に負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMCA無線の電波利用料負担金やジェイコム湘南と協働で行います防災情報サービス負担金でございます。なお、不用額につきましては、防災情報サービス負担金につきまして広報等で周知いたしました。利用申請がなかったことから未執行となっております。なお、事業に対する歳入予算科目等の財源につきましては、全額町一般財源予算でございます。

続きまして、説明資料の5ページをご覧ください。国民保護計画推進事業費でございます。これは、万が一武力攻撃を受ける事態等が生じたときに町民の安全を守ることを目的に策定された寒川町国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に推進するための経費でございます。報酬は、町民保護のための施策を総合的に推進するための国民保護協議会の会議開催に伴う委員5名分の報償費でございますが、元年度は国民保護協議会が開催されなかったため未執行となっております。

説明資料は6ページをご覧ください。続きまして、自主防災活動事業費でございます。これは自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。需用費は、各自治会で組織する自主防災組織が管理運用します防災備蓄倉庫の修繕料でございます。元年度は小谷地内の1か所の修

繕を実施しております。次に負担金補助及び交付金は、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助でございます。元年度は各自主防災組織により非常食やヘルメット、パソコンやテントなどが配備されております。なお、不用額につきましては、自主防災組織からの申請件数に伴うものでございます。

続きまして、下段の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37ページ、38ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。

次に、説明資料は7ページをご覧ください。続きまして、防災資機材等充実事業費でございます。これは災害時における町民の安全確保及び備蓄資材の充実を図るための経費でございます。報酬は、東海地震の地震予知により警戒宣言が国より発令されたときの寒川町地震災害警戒本部の設置に伴う委員4名分の報酬ですが、元年度は警戒宣言の発令がなかったため未執行となっております。次に需用費は、各避難所に備えるための防災用備蓄資材の消耗品や旭小学校に設置します耐震性貯水槽の修繕料、また町内3か所にある災害時医療救護所になります場所の医薬剤料の購入費でございます。なお、不用額については、入札等による執行残となっております。次に役務費は、使用期限切れの医薬等の廃棄手数料でございます。次に委託料は、町内に4基設置しております耐震性貯水槽を水道局の指導によりまして毎年2基ずつ遮断弁、給水室の点検及び清掃を行う耐震性貯水槽維持管理委託や、避難場所を示す案内看板をピクトグラム化する避難場所案内看板改修委託、また東日本台風19号時に広域避難場所で使用しました災害用毛布及び床敷マットの洗浄等を行いました災害用毛布等リパック委託を実施したものでございます。なお、不用額については、入札等の執行残でございます。次に原材料費は、災害時や訓練に使用する土のうや川砂の購入費となっております。次に備品購入費は、各避難所に備える防災資機材の購入費でございます。元年度は折り畳みリヤカーやLED投光器などを購入しております。次に負担金補助及び交付金は、災害による浸水や夜間時においても避難者の視認性を確保するため、照明付広域避難場所誘導板を設置した負担金でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37ページ、38ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を委託料に充ててございます。また、歳入番号2、決算書は43ページ、44ページのまちづくり基金繰入金を委託料に充当しており、財政課でまとめて説明したものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをご覧ください。浸水防止施設設置事業費でございます。これは浸水被害の防止や被害の軽減を図るものでございます。負担金補助及び交付金は、浸水被害の軽減を図るために自宅の玄関等に設置する止水板、及びこれに関連する外構工事等に対しまして補助を行うものでございます。元年度は申請がなく未執行となっております。

続きまして、こちらからは交通安全対策事業費を説明させていただきます。説明資料は9ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理経費でございます。この経費は、町内の相模線3駅における自転車駐輪場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費は、自転車駐輪場用地借上げの賃貸借契約の印紙代の消耗品でございます。次に委託料は、町内2駅宮山、倉見駅に関わる自転車駐輪場内の整理や放置された自転車等の確認、回収立会などの作業、また場内の清掃や除草作業の委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、相模線2駅宮山、倉見駅に関わる自転車駐輪場用地の土地借上料でございます。次に負担金補助及び交付金は、寒川駅北口及び南口等自転車の設置及び運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターに支払う負担金でございます。なお、事業に対する歳入科目等の財源につ

きましては、全額町一般財源予算でございます。

続きまして、説明資料10ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。これは交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための事業費でございます。報償費は、交通指導員14名、元年8月からは13名の報酬でございます。次に需用費は、新入学児童用の黄色い帽子や交通指導員のワッペン等の消耗品でございます。また不用額につきましては、交通指導員の減や消耗品の在庫等の精査を行ったものでございます。次に被服費については、交通指導員の被服等に関わるものでございます。次に負担金補助及び交付金につきましては、交通事故防止や交通安全に関する様々な活動、啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43ページ、44ページの繰越明許費繰越額繰越金を負担金補助及び交付金に充ててございます。こちらは平成31年度から行っております茅ヶ崎地区安全協会の移転に関わる建設負担金の残額を支払うものでございます。

続きまして、説明資料は11ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。これは放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費は、放置自転車保管場所の用地借上げの賃貸借契約の印紙代の消耗品や放置自転車保管場所の防犯灯の電気料の光熱水費でございます。次に役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険料でございます。次に委託料は、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロール及び放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去、運搬業務、放置自転車等保管場所における整理や業者への引渡しなど管理業務に関わる放置自転車対策業務委託料でございます。次に使用料及び賃借料は、広域リサイクルセンター北側に設置しました自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号1及び2、決算書は45ページ、46ページの放置自転車等保管料及び撤去自転車売却収入につきましては、委託料に充当してございます。

続きまして、こちらからは防犯対策事業費をご説明させていただきます。説明資料の12ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。これは町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。共済費及び賃金は、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名分の社会保険料と賃金でございます。次に需用費は、防犯キャンペーン用啓発物品などの消耗品や一之宮分庁舎の電気料及び水道料の光熱水費でございます。なお、不用額につきましては、利用者が少なかったための執行残となっております。次に役務費は、一之宮分庁舎の電話料及びインターネットの接続料の通信運搬費や建物保険料となります。次に委託料は、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務に関わる委託料でございます。次に備品購入費は、町の防犯力向上のため元年度は旭小学校と一之宮小学校に各1台の防犯カメラを購入、設置いたしました。次に負担金補助及び交付金は、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金、及び犯罪のないまちづくりに向け防犯思想の普及高揚に関する様々な活動を行っている茅ヶ崎寒川防犯協会への補助金でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の39ページ、40ページの神奈川県市町村地域防犯力強化支援事業補助金は、補助率は3分の1、または上限10万円で、上限の適用で2台を受け防犯カメラの購入費の備品購入費に充当しております。

続きまして、説明資料は13ページをご覧ください。防犯灯整備事業費でございます。これは犯罪のな

いまちづくりを推進するため防犯灯の維持管理並びに新設に要する経費でございます。需用費は、防犯灯の修繕料や町内全域の防犯灯3,582灯の電気料の光熱水費でございます。なお、不用額につきましては、自治会からの修繕依頼や移設依頼等の件数が少なかったための執行残となっております。次に使用料及び賃借料は、町内防犯灯3,582灯のリース料でございます。なお、リース料にはLED本体のリース料及び灯具の維持管理やシステム更新等の附帯サービスの費用が含まれております。次に工事請負費は、LED防犯灯31灯分の新設工事費でございます。内訳といたしましては、自治会等からの要望箇所などしまして25灯、倉見駅臨時自転車等駐輪場の整備に伴いまして6灯を設置しております。なお、事業に対する歳入科目等の財源につきましては、全額町一般財源予算となっております。

続きまして、説明資料の14ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は安全対策事務に要する経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。なお、事業に対する歳入科目等の財源につきましては、全額町一般財源予算でございます。

最後に、歳入の一般財源分等についてご説明させていただきます。決算書29ページ、30ページの使用料及び手数料は、寒川町南口自転車等駐輪場に設置されております東電柱に関わる行政財産使用料です。また、決算書37ページ、38ページの災害救助費負担金は、東日本台風19号が災害救助法の適用から補助されるもので、災害時避難所で使用しました毛布や床敷マットの洗浄委託や職員の時間外手当が対象となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【中川副委員長】 町民安全課からの説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、倉見の防災倉庫の管理についてなんですけど、近隣の住民の方から、この管理が汚いということで、草が生えっ放しとか、そういうところのいろんなお話をいただきました。その管理の状況というのは今どうなっているのかお聞きします。

あと、それと、7ページの防災の備蓄の関係なんですけど、食料品に関して消費期限とかがあると思うんですけど、それに関してどの程度のサイクルで入れ替えているのか、あと、廃棄になってしまうのか確認を取りたいと思います。

あと、それから、駐輪場の関係で倉見駅と宮山駅の駐輪場なんですけど、夜暗いところで照明が少なく暗い状況だということがあります。その辺の整備についての見解をお伺いします。

取りあえず以上です。

【中川副委員長】 山田委員、できれば何ページに関連してと付け添えてもらおうと分かりやすいんですが、もう一回いいですか。

【山田委員】 まず、食料の備蓄に関しては7ページ、それから駐輪場に関しては9ページです。

【中川副委員長】 1番目の倉見の防災倉庫というのは、どちらのことを指されているのか。

【山田委員】 たしか話で倉見の倉庫の話が出たので、ページがどこだったか見当たらず。

【中川副委員長】 すみません。科目のところを確認するようにお願いいたします。

じゃ、執行部からの答弁をお願いいたします。

高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 まず1点目の防災倉庫の管理のお話をいただきました。倉見の防災倉庫に関しましては、職員でやったり、施設再編課の現業さんをお願いしまして、年2回程度の草刈りを実施させていただいております。1週間、2週間ぐらい前に周りの草刈りをやらせていただいて、中につきましては、物を置いたりしているのです、今整理してからもう一度やろうかなと思っている状況となっております。

次に、防災備蓄品の食料についてお話いただきました。アルファ米等は5年でローテーションしまして、順次入替えをさせていただいている部分と、あと宇宙食というのがありまして、それが25年のサイクルでありまして、25年前に買ったものが来年度から廃棄が始まるという形となっております。アルファ米につきましては、訓練とかの際に、消費期限が切れる前に今後配ろうというようなお話をさせていただいております。宇宙食に関しましては、防災訓練を自主防災が行うときに、ちょっと珍しいので持って行って、皆さんに食べてもらったりしているんですけども、量が多いもので、今後についてはある程度廃棄させていただくような形で考えております。

あと、宮山駅の防犯灯の暗い部分につきましては、順次対応したいと考えておりますので、今ちょうど防犯カメラを設置してまして、そちらで出入りをしていますので、そちらで一緒に見せていただければと考えております。よろしくをお願いします。

【中川副委員長】 宮山駅と倉見駅という話でしたが、課長、どうぞ。

【高木町民安全課長】 倉見駅につきましては、今バリアフリー工事で南側の駐輪場が工事中となっておりますので、そちらの整備が終わりましたら防犯灯の設置工事をする予定でおりますので、その中で対応させていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

【中川副委員長】 あと1つ目の倉見の防災倉庫は、何ページに該当するんですか。もう一回確認してもらえますか。

課長。

【高木町民安全課長】 2ページ目でございます。

【中川副委員長】 2ページ目の防災対策事務経費ですね。

山田委員。

【山田委員】 まず、すみません。ページに気づかなくてすみませんでした。倉見の防災倉庫の件は、年2回草取りをやっているということで、周りの近所の方にどうしても気になる方がいらっしゃいまして、いろいろ私も言われるんですけど、中に関してはやってもらうということですけど、防災倉庫の周りの清掃も一緒にぜひやっていただきたいという意見も出ていましたので、お願いします。

あと、それと、食料の備蓄でアルファ米は5年と宇宙食は25年ということで、来年以降は廃棄が出てくるみたいだということですけど、これもうまく活用できるものは活用していただきたいと思います。

あと、それから、駐車場の件は了解しました。取りあえずこれに関しては全部オーケーです。

【中川副委員長】 1つ目は要望で大丈夫ですか。2つ目は回答を求める、宇宙食の廃棄、これも要望でよろしいですか。では、ほかの委員はいらっしゃいますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 3点ほどお伺いします。町民安全課で様々施策を打っていただいているんですけど、なかなか利用いただけないところが幾つかあったので、そこを中心にお伺いしますけども、まず、4ページ目の防災行政用無線維持管理経費の中で、情報サービスの利用申請がなかったことによる減ということで、これはたしか今年度の予算の予算額としては半分ぐらいになっていたのかな。情報が欲しいという方がいらっしゃるんだと思うんですけど、町民の側になったときに利用しづらい要因とかをどう考えていらっしゃるのか、まず、その要因についてどう捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、止水板です。8ページ、これも制度としてはつくっていただいたんですが、なかなか利用していただけない、でも実際に雨が降ったときに内水の被害というのは町内に出るわけですが、でも、なかなか利用されない、必要とされている方は多分いると思うんですけど、利用されない、そこには何かしらの理由があるのかと思います。補助額の問題ですとか。そういったところは、しっかりと町民の側に立って見直し作業というのは当然していかなきゃいけないと思うんですけど、その辺について、町民の側に立ったときに利用しづらい課題等をどう整理されているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、12ページ、一之宮分庁舎もなかなか利用回数が少ないということなんだろうと思いますけども、利用する際にどういう不都合があるのか。これは当初町としては、南側に町民の皆さんに利用できる施設として改修し、用意していきたいということで、一之宮分庁舎ということにはなったんですが、地域の方が利用しづらい状況があるから、利用回数が増えていかないんだと思うんですけど、その辺の課題についてどう整理されているのかお聞かせいただきたいと思います。

【中川副委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 まず、防災行政用無線のジェイコムさんと協働で行っている無線の関係なんですけれども、委員がおっしゃるとおり、PR不足というところもありますけれども、ジェイコムさんともいろいろ協議してまして、例えば暮らしの便利ガイドに新しくチラシを載せてみようとか、また新しくチラシを作ってみようという話はさせていただいたりはするのですが、なかなか難しいなと思っているのは、75歳の独居世帯の補助を行うということがありまして、独居のデータをジェイコムさんに営業したいので、もらいたいというお話はあるんですけども、そういった営業活動の下に個人情報渡すということができかねまして、なかなかそれが進まないという状況となっているのが現状でございます。ジェイコムさんとこの間お話しさせていただいたときは、75歳のおうちに民生委員さんとかが回っているので、今度民生委員さんの会議にジェイコムさんも参加していただいて、相談しながら進めてみようかというような内容で協議をさせていただいている状況となっております。

2点目の止水板の費用でございます。近隣でも綾瀬市さん、伊勢原市さんが、やり方が違うんですけど、やられているようなので、なかなかない事業で、雨水の浸水対策ということでは重要なのかなとは思ってはいるんですけども、多分実際のところは、うちも受け付けをしたりという経過を見ますと、外構費というのに結構お金がかかりまして、そういった費用の中ではなかなか難しいのかなと考えております。また、県内ではなかなかないんですけど、県外の市町村の補助率等を調べますと、50万円程度の補助をしているところが多々見受けられるような状況もあるんですけども、そこらいろいろ財政サイドとも協議しながら進めていかなければいけない部分もありますので、うちの課としては今後も引き続きPRに従事していきたいと考えております。

最後に、一之宮分庁舎の利用率でございます。いろいろ使いたいという形で一之宮東自治会さんに管理いただいたりもしますので、地域の方には触れ合いやすい環境になっているのかなと思っております。

また、アドバイザー等防災相談員の方も常時いますので、昔、警察署の派出所だった関係から、落とし物だったり、そういったものをよく相談に来られる方もいらっしゃいますので、そういったことを繰り返しながら地域の触れ合いの中で活用していただいて、今後も運用を図っていきたいとは考えております。よろしく申し上げます。

【中川副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、ジェイコムとの協働で行っている行政無線の音声をラジオで聞けるというものは、75歳以上の独居の方に限ってまずはスタートしていただいたわけですが、75歳の独居の皆様にもそういったことがあるということが、まずは伝わっていないんだと思うんです。今、課長から民生委員さんとの連携というのもありましたけど、ホームページを見たりとか、広報も見られているとは思いますが、なかなか自ら進んでとなると難しいんだろうなと。これを導入していくには、ほかの人の説明だったり、きっかけが必要になってくると思うんですけど、例えば75歳以上の独居の方ということ考えると、中にある包括支援センターとの連携とか、そういったことも考えられるんだと思うんです。この課で持つしかないと思うんですけど、ある意味情報が届かない高齢者の方、要はほかの媒体を持っていないので、これでやるしかない、ただ、行政無線もなかなか聞き取れない方なので、その方たちにしっかりと情報を届けなければいけないので、やっぱり真剣に取り組まなきゃいけないんだと思うんです。需要があるんだと思うんですけど、町でこういうことをやっているということが、なかなか届き切れないんだろうなという感じがするんです。だからそれをどう乗り越えていくかだと思うんです。あとは、補助の仕方の問題ももしかしたらあるのかもしれないけれども、こういった方たちにどう情報として伝えていくかというところは、責任ある担当課として、しっかり考えなきゃいけないのかなという気はします。

そういうことを踏まえて、担当課としては75歳以上の独居の方にこういった情報提供できるツールを持っていただくということについては、非常に大事だという考えから施策展開もしているし、それも続けていこうということなんだろうと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、その辺について見解があればお答えいただきたいと思います。

また、止水板についても、せっかく施策としてこうやって用意しているんだけど、使われないということがよくないので、やっぱり利用していただくということなんだと思うんです。寒川町は、決して雨水の被害が全く考えられない場所ではない、むしろ平地ですから、多く雨が降った場合については、内水としてたまりやすい地域なわけです。なので、需要としてはあるんだろうと思いますし、そういう地域は、ある程度担当課としては把握されているでしょうから、そういったところに積極的にこういった制度の説明をできるような方策を考えると、そういうことをやっていったらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。一之宮分庁舎については、結構です。しっかり使っていただけるようにこれからも取り組んでいただきたいなと思います。

【中川副委員長】 高木課長。

【高木町民安全課長】 ご意見ありがとうございます。先ほど包括支援センターのお話もありました

けれども、また、ジェイコムさんともいろいろ協議しながら、なるべくそういった制度は浸透するような対応を協議検討してまいりたいと思います。また、止水板についても、委員おっしゃるとおり、沈む箇所がありますので、そういった地域がどこだと特定するのはなかなか難しいところもありますけれども、そういったところに例えば町の広報板を、そういう地区にPR版のチラシを貼ったりとか、そういうことを繰り返して浸透させていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

【中川副委員長】 ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【中川副委員長】 質疑がないようでしたら、ここで質疑を打ち切らせていただきます。お疲れさまでございました。

以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。

執行部入れかえのため暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

---

【中川副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、本日最後になろうかと思いますが、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 引き続き、またよろしくお願い申し上げます。町民部最後となります町民窓口課より、令和元年度の決算内容につきましてご説明させていただきます。説明につきましては徳江課長より、また質疑につきましては、出席職員で対応してまいりますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【中川副委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和元年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレット100町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は57、58ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度にかかる経費などがございます。報償費につきましては、平成28年度より実施しておりますわたしの提案制度の褒賞授与にかかる褒賞品の購入費で、当初の見込み件数より少なかったため執行残となっております。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費でございます。続いて広聴活動事業費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充ててございます。

10目の地域活動推進費は以上でございます。

次に、決算書61、62ページに移りまして、13目町民相談費でございます。資料は3ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費は、毎月第2金曜日に実施しております司法書士相談の相談員への謝礼並びにさ



むかわ自殺対策計画策定にかかる寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼でございます。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、さむかわ自殺対策計画計画書作成にかかる用紙購入費でございます。委託料は、毎月第1、第2、第3水曜日に実施しております法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しております。この弁護士派遣のための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、人権に関する相談、啓発事業を行っている寒川町人権擁護委員会への補助金、経済的な理由で弁護士による弁護や権利擁護が受けられないということがないよう、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金でございます。なお、夫やパートナー等から暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金は、幸いなことに利用者がございませんでした。さらに茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で、町民が茅ヶ崎市での相談を利用した分の負担金でございます。

続いて下段の表をご覧くださいませでしょうか。町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37、38ページの一番下の段になります。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金でございます。自殺対策強化交付金事業費補助金3万6,000円は、さむかわ自殺対策計画策定にかかる補助金で、計画策定における寒川町自殺対策計画推進協議会委員の報償費と計画書作成にかかる用紙購入費の消耗品費に充当しております。

続きまして、歳入番号2、決算書45、46ページの下から3段目、20款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入にございます司法書士相談事業にかかる負担金1万1,999円は、司法書士相談の相互利用で茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費を負担していただいているもので、報償費の司法書士に払う謝礼に全額充当してございます。

続いて、資料の4ページ、犯罪被害者等見舞金支給事業費でございますが、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族、または障害を受けた町民に対し支援するものでございます。扶助費は、その支援金を支給するもので、元年度は支給がなく全額執行残となっております。こちらの犯罪被害者等見舞金支給事業費の財源につきましては、全額一般財源を充ててございます。

続きまして、資料の5ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の人権関係への研修、講演会や会議等出席のための普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会の資料などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて下段の表をご覧ください。人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの一番上の段、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金にございます人権啓発活動委託金16万8,869円は、人権意識の普及、高揚を図る啓発事業にかかる委託金で、啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充当してございます。

次に、14目消費生活対策費に移らせていただきます。資料は6ページをお開きいただき、消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など、多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発な

どに要する経費でございます。報償費は、毎週月曜日と木曜日に開設しております消費生活相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の会議等出席のための普通旅費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料です。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談及び多重債務相談で、町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われた相談を利用した分の負担金です。当初の利用見込件数より少なかったため執行残となっております。

続いて下段の表をご覧ください。消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37、38ページの一番下の段、15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金にございます消費者行政事業補助金5,918円は、県の消費者行政活性化基金を財源とする補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費として、消費生活相談員の研修参加旅費に全額充当してございます。

歳入番号2、決算書は45、46ページの一番下の段、20款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入にございます消費生活相談事業に係る負担金2万8,460円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費を負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当してございます。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

続きまして、決算書の63、64ページをお開きください。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。資料は7ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計10名分の人件費でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号1及び2は、決算書の31、32ページの下から3段目、13款使用料及び手数料2項手数料1目総務費手数料1節総務管理手数料にございまして、①の自動車臨時運行許可手数料57万8,550円は、仮ナンバー貸出しの手数料で、2の住宅用家屋証明手数料46万9,300円は、租税特別措置法に基づいて不動産登記にかかる登録免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号3から10までは、3節戸籍住民基本台帳手数料でございます。各種証明の手数料で、歳入番号3の戸籍証明手数料269万3,700円は、戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号4の除籍証明手数料163万500円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号5、戸籍関係手数料6万1,250円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料でございます。歳入番号6の住民票証明手数料720万6,600円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号7の印鑑証明手数料454万5,600円は、印鑑証明発行時の手数料でございます。歳入番号8の諸証明手数料34万8,600円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料、歳入番号9、コンビニ交付住民票証明手数料1万3,200円、歳入番号10のコンビニ交付印鑑証明手数料8,400円は、コンビニエンスストア等における住民票及び印鑑証明の発行時の手数料でございまして、いずれも記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号11、決算書33、34ページの一番下、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金にございます個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、こちらの64万3,000円のうち記載の額を職員手当等に充当しております。

歳入番号12、決算書は37、38ページの一番上、14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金1節戸籍住民基本台帳委託金にございます中長期在留者居住地届出等事務委託金30万8,000円は、中長期在留者、特別永住者の居住地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当してございます。

歳入番号13、決算書の41、42ページの上部、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金にございます人口動態調査事務委託金5万4,044円にございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当してございます。

次に、資料の8ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、決算書は65から68ページにまたがった記載となっておりますので、よろしくお願いたします。こちらは戸籍法、住民基本台帳法の法令に基づいて戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行を行うための経費でございます。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、窓付封筒、マイナンバーカードの裏書印刷用のインクリボン、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出書、各種証明発行に用いる偽造防止用紙等の作成費でございます。役務費は、戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入にかかる通信運搬費と、3月に開始しましたコンビニでの住民票及び印鑑証明書の自動交付サービスにかかる手数料でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費と個人番号カード交付事務にかかる人材派遣委託費でございます。備品購入費につきましては、マイナンバーカードの交付促進に向けて専用端末を増設するために窓口用にローカウンターを購入したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金と個人番号通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金で、個人番号カードを作成する費用を地方公共団体情報システム機構へ作成件数に基づいて支払ってございます。さらにコンビニ交付開始に伴う地方公共団体情報システム機構への運用負担金及び広域連携事業として行う神奈川県町村情報システム協同組合へのコンビニ交付に向けたシステム改修等の負担金でございます。なお、執行残につきましては、備考欄に記載のとおり、個人番号カードの交付枚数が国の見込みより少なかったことによる執行残と合わせまして県内9町村がまとめてコンビニ交付を行ったことにより、システム改修等に伴う神奈川県町村情報システム協同事業組合負担金の2分の1に相当する額の戻入を受けているためでございます。

続きまして、下段の表をいただけますでしょうか。戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました歳入番号1の戸籍証明手数料、歳入番号9の中長期在留者居住地届出等事務委託金につきましては、職員給与費への充当残を印刷製本費に充当してございます。

同じく歳入番号2の印鑑証明手数料は、職員給与費への充当残を消耗品費に、歳入番号10、人口動態調査事務委託金も、職員給与費への充当残を旅費にそれぞれ充当してございます。

歳入番号3及び4は、決算書の31、32ページの下から3段目、3節戸籍住民基本台帳手数料でございます。3の個人番号通知カード再交付手数料10万4,500円と5の個人番号再交付手数料2万7,200円は、どちらも負担金補助及び交付金の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。また、歳入番号5及び6、コンビニ交付住民票証明手数料1万3,200円とコンビニ交付印鑑証

明手数料8,400円につきましては、職員給与費への充当残を役務費に充当してございます。

続きまして、歳入番号7及び8は、決算書33ページ、34ページの一番下の段、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金にございます個人番号カード交付事業費補助金645万7,400円は、個人番号通知カード及び個人番号カードにかかる事務を行っている地方公共団体情報システム機構に交付するための国からの補助金で、こちらも負担金補助及び交付金の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当してございます。

歳入番号8の個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、職員給与費の残額につきましては、需用費の消耗品費及び委託料の個人番号カード交付事務人材派遣委託料にそれぞれ記載の額を充当してございます。

次に、資料の9ページ、パスポートセンター事務経費につきましては、湘南パスポートセンターの旅券発給等に関する事務経費でございます。令和元年度の旅券申請件数は、湘南パスポートセンター全体で2万8,696件、前年度比で1,115件減少し、96.3%となっております。2市1町の内訳は、藤沢市が1万7,864件、茅ヶ崎市が9,825件、寒川町は1,007件でございました。寒川町分といたしましては、116件の減となっております。負担金補助及び交付金は、旅券発給等の事務委託負担金で、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務委託にかかる経費負担等に関する協定書に基づき、湘南パスポートセンターへ支払った負担金でございます。こちらのパスポートセンター事務経費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充ててございます。

次に、資料の10ページ、広域戸籍証明事務経費でございますが、湘南パスポートセンターへの利便性を高めるために旅券申請に必要な戸籍証明書の交付を同センターで行っており、この事務に要する経費でございます。役務費につきましては、パスポートセンターから請求された戸籍証明書を送付するための町民窓口課に設置しておりますファクスの通信運搬費でございます。委託料は、戸籍証明書送信用ファクスの保守点検委託料等でございます。負担金補助及び交付金は、協定書に基づき戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございます。

続きまして、こちらの広域事務証明事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は45、46ページの下から3段目、20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入にございます広域戸籍証明納入金7万7,850円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、役務費に5万4,000円、委託料に4,000円、負担金補助及び交付金の戸籍交付事務委託負担金に1万9,850円をそれぞれ充当してございます。

資料の11ページに移りまして、斎場運営維持事業費でございますが、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料でできるよう、平成6年4月1日に茅ヶ崎市と寒川町との火葬の事務委託に関する協定書を交わし、実施している事業の経費でございます。委託料は、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち、寒川町民が利用した実績に応じて協定書に基づき運営維持管理委託料として支出したものでございます。こちらの斎場運営維持事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は39、40ページの下から3段目、15款県支出金2項県補助金6目市町村自治基盤強化総合補助金1節市町村自治基盤強化総合補助金にございます市町村自治基盤強化総合補助金3,335万8,000円につきましては、既に財政課から説明させていただきましたが、このうち41万2,000円を委託料に充当しております。

以上で、町民窓口課の令和元年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願い申し上げます。

【中川副委員長】 町民窓口課の説明が終わりました。質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 3ページ、相談事業のことで正確な数字を教えてください。町民相談事業の報酬費で、司法書士の方の相談があると言いましたが、総回数は何回なのか、延べ相談者数が何人なのか教えてください。それから、同じく弁護士の方が月に3回あるとありましたが、総回数は年間でどのくらいあったのか、それから延べ相談者数を教えていただけますでしょうか。

【中川副委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 今ご質問いただきました相談関係でございます。法律相談につきましては、令和元年度207件、司法書士の相談につきましては、35件でございます。法律相談でございますが、総回数は207件で207人でございます。司法書士の相談につきましては、回数でいきますと35件で、実際の総件数でいきますと42件になります。

(「もう一回言ってもらえますか」の声あり)

【中川副委員長】 じゃ、確認ということで。

横手委員、お願いします。

【横手委員】 ごめんなさい。今法律相談の弁護士さんは月3回、ということは、年間だと単純計算で36回でいいんですかという確認です。仮に36回であるならば、そこに何人の方が相談に来たのかというのを聞いています。それから同じく司法書士は、月1回と言っていましたね。だから、単純計算で12回でいいんですかということです。そこに何人いらっしゃったのかというのを聞いています。

【中川副委員長】 確認のため暫時休憩いたします。

---

【中川副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。質問にすぐにお答えできなくて誠に申し訳ございません。合計で272の枠がございまして、法律相談272ございまして、最高で令和元年度は207件でございます。司法書士相談は、72回分の35の件数となっております。大変申し訳ございません。

【中川副委員長】 確認なんですけど、司法書士が72回の枠があるうち35回の相談があって、272の枠があって207回あったというのは何のことを指すのでしょうか。そちらは弁護士さんの相談、そちらが272枠に対し207回の相談があって、司法書士さんが72回の枠に対し35回の相談があったということですね。

【徳江町民窓口課長】 さようでございます。申し訳ございません。

【中川副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。1人当たりの相談単価がどのくらいなるのかを割り出したかったので、

その数値をはっきりと知りたかったんです。若干曖昧になったのが残念だなと思いますが、大体数値は分かりましたので、結構でございます。

【中川副委員長】 それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 では、1点だけ。戸籍住民基本台帳経費8ページで、マイナンバーカードの交付の数が国の見込みよりも少なかったですと、我が町は、ということで負担金補助及び交付金が587万4,000円不要となりました、この分について。国の見込みとどれぐらい乖離があったのかということと、本来令和元年度にどこまで進めなければいけなかったのかということが国から示されたのか、それは交付率何%というところになるのかな。これは進めていかないといけないわけですね、各自治体が責任を持って。交付率を進めないことによる町への不利益みたいなものが発生するのかな、自然発生的に町民の皆さんに任せますよだけではなくて、町の責任でもってしっかり交付率を上げていかなきゃいけないと、マイナンバー取得する人を限りなく100%に近づけていくということになってくると思うので、その辺についてお答えいただけますでしょうか。

【中川副委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 まず、3月31日現在のマイナンバーカードの交付枚数、交付率をお答えいたします。令和2年3月31日現在で、寒川町の交付枚数が8,316枚、人口が、令和元年1月1日現在の数値を使いますので、4万8,588人、交付率は17.1%となっております。同じ時期の国の交付率でございますが、交付枚数が2,033万2,415枚、人口につきましては、1億2,744万3,563人、国の交付率につきましては、16%となっております。こちらの交付率の関係でございますが、現状として……、申し訳ございません。国の交付率は、国から示されたものというのは実はなくて、私どもで交付計画というのを作成して出しております。それにつきましては、令和4年までに町民全てがカードを持てるようにということで計画を策定しているものでございます。特に国からの通知はないので、現状として国からの町に対するペナルティというものはありません。

【中川副委員長】 多分黒沢委員の質問の趣旨は、備考にマイナンバーカードの交付が国の見込みより少なかったことで執行残が出ているというところだったので、国の見込みはこれくらいだったけど、実際は交付がこれくらいだったので、その結果として執行残が出た、そういう趣旨かなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

岡野副主幹。

【岡野副主幹】 国からの見込みの数値の件ですが、こちらにつきましては、1月1日現在の人口割で補助金の額を割り返して請求で来ているものです。ただ、これに対して実際にカードを作成した方、その分についてしか負担金としては支払うことがない、なおかつ補助金としてもカードを作った方のみの補助金が交付される、そのために交付が届かなかった場合には、負担金の額も少なくなるというものです。

【中川副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 国からの補助金も出ている、それについては、当然交付した枚数に合わせて国からの補助金が来ますと、ただ、町として予算を組んだわけじゃないですか。備考の中に国の見込みよりも少

なかったと書いてあるということは、国の見込みはどこかにあるんじゃないのと思うわけです、こういう書き方をしたら。当然国からそういう見込みというのが示されていて、町の責任として令和元年度については町としては人口比率何%まで持っていきましようという想定を持って予算組みをしたわけですね。でも、その想定には至らなかった。次の質問は、なぜ町としてはそういう想定をしたのに、17.1%でとどまったんですかというところにつながっていくわけです。だとしたら、今返答があったように、令和4年までに100%に近づけなきゃいけない、基本100%を目指すんだということになっていて、これからの時間を使って計画どおりしっかりと進められますかというところを確認したかったんですけど、お答えいただけますでしょうか。

【中川副委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 何度も中断いたしまして誠に申し訳ございません。今、黒沢委員からご質問いただいた国からの、今私も担当がご説明申し上げたように、請求といたしましては、人口割で来るというような状況でございまして、昨年も財政サイドとの話の中で、これは難しいんじゃないかというようなお話は当然あったんですけども、国からの通知もございましたので、その内容で上げさせていただきました。現状は確かに昨年までの部分でいえば、交付件数というのはなかなか伸びていかなかったというのが実情でございまして、今年度につきましては、それも踏まえた上で、今年度は予算組みもさせていただいて、PRなどもさせていただいているところでございます。今年度8月末現在の直近のカード交付率を申し上げますと21.4%、半年弱の間で約4%ほど伸びてございます。それにつきましては、今年度、先ほど申し上げましたように、予算組みもしまして、広報に挟込みをしましたり、キャンペーンなどもやりまして、一番入り口の目立つところにマイナンバーカードの普及のためのチラシなども置かせていただいて、今申し上げました、委員におっしゃっていただいた令和4年までに100%を目指すという今手順を踏ませていただいているところでございます。昨年までは本当に進まなかったというのがありましたけども、コロナウイルスの関係で様々なことが起きて、定額給付金などもございまして、マイナンバーカードというのがかなり注目を浴びたということもございまして、今現在かなりの数の申請をいただいております。あわせて、申請があるということは当然カードを交付するというのもございまして、今かなりの方々が交付に来られています。そのようなことも踏まえまして、令和4年までには何とか100%が達成できるように、今こちらとしても様々なことをこれからも計画していきたいと考えてございます。

【中川副委員長】 ほかの委員から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【中川副委員長】 では、質疑がないようでしたら、ここで質疑を打ち切らせていただきます。お疲れさまでございました。以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。

執行部退席のため暫時休憩といたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日決算特別委員会に付与された案件は、予定されたところまで、皆様のご協力のおかげをもちまして、終了することができました。大変長い時間になってしまいましたが、明日もございますので、頑張

ってまいりましょう。

本日はどうもお疲れさまでございました。

午後6時52分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年11月26日

委員長 吉田 悟 朗